

令和6年第482回須崎市議会3月定例会会議録

*掲載内容は次のとおりです。

- 表紙
- 会期日程（3月定例会）
- 目次
- 本文

（定例会）

<u>3月6日</u>	開会日（市長提出議案上程、提案趣旨説明、議案説明）
<u>3月12日</u>	一般質問
<u>3月13日</u>	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
<u>3月22日</u>	閉会日（委員長報告、議員提出議案上程、表決）

- 一般質問・関連質問目次

*各議員の一般質問、関連質問の概要を掲載しています。

- 議決一覧表（3月定例会）

*市長提出議案、議員提出議案、請願・陳情の審査結果等を掲載しています。

第 4 8 2 回

須崎市議会 3 月定例会会議録

令和6年3月 6 日開会

令和6年3月22 日閉会

須崎市議会

第４８２回須崎市議会３月定例会

会 期 日 程

自 令和６年３月 ６日（水）
 会 期 》 １７日間
 至 令和６年３月 ２２日（金）

会 議 の 概 要

月日	曜日	摘 要
3/6	水	（開 会） １．会期の決定 ２．会議録署名議員の指名 （諸般の報告） ３．市議案上程 （提案趣旨説明、議案説明） ４．議会議案第１号
3/7	木	休 会
3/8	金	
3/9	土	
3/10	日	
3/11	月	
3/12	火	一般質問
3/13	水	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
3/14	木	休 会
3/15	金	休 会（総務委員会）
3/16	土	休 会
3/17	日	
3/18	月	休 会（産業建設委員会） ※ケーブル TV 収録予定
3/19	火	休 会（教育民生委員会）
3/20	水	休 会
3/21	木	
3/22	金	委員長報告、表決（閉 会）

第482回須崎市議会3月定例会会議録目次

第 1 日 令和6年3月6日（水曜日）	
開 会	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	3
（諸般の報告） 1. 事務局長	3
市議案第1号～第46号	6
（提案趣旨説明） 1. 市長	6
（議案説明） 1. 市民課長	11
2. プロジェクト推進室長	11
3. 元気創造課長	12
4. 総務課長	12
5. 福祉事務所長	14
6. 水道課長	14
7. 農林水産課長	15
8. 子ども・子育て支援課長	15
9. 長寿介護課長	16
10. 総務課長	19
11. 企画情報課長	23
12. 学校教育課長	23
13. 市民課長	24
14. 住宅・建築課長	25
15. 長寿介護課長	25
16. 水道課長	26
17. 建設課長	27
18. 総務課長	27
19. 建設課長	29
20. 長寿介護課長	29
21. 水道課長	30
22. 生涯学習課長	30
23. 元気創造課長	31
24. プロジェクト推進室長	31
25. 副市長	31
26. 総務課長	33
27. 市長	33
議会議案第1号	34
（議案説明） 1. 海地議会改革調査特別委員会副委員長	34
（討 論） 1. 大崎宏明議員	36
2. 杉山愛子議員	36
3. 松田健議員	37
（採 決）	37
第 2 日 令和5年3月 7 日 （木曜日） 休会	
第 3 日 令和5年3月 8 日 （金曜日） 休会	
第 4 日 令和5年3月 9 日 （土曜日） 休会	
第 5 日 令和5年3月10日 （日曜日） 休会	
第 6 日 令和5年3月11日 （月曜日） 休会	
第 7 日 令和5年3月12日 （火曜日）	

開 議	4 0
一般質問	
1. 森光一晴議員 (市長、健康推進課長、企画情報課長、学校教育課長、子ども・子育て支援課長、文化スポーツ・観光課長、防災課長)	4 0
2. 森田收三議員 (市長、防災課長、文化スポーツ・観光課長、農林水産課長、副市長)	4 9
3. 高橋立一議員 (市長、元気創造課長)	6 1
4. 杉山愛子議員 (市長、教育長)	6 9
5. 高橋祐平議員 (市長、防災課長、教育長)	8 3
第 8 日 令和 6 年 3 月 1 3 日 (水曜日)	
開 議	9 5
一般質問	
6. 海地雅弘議員 (市長、教育長、建設課長)	9 6
7. 宮田志野議員 (市長、総務課長、教育長、元気創造課長、農林水産課長、長寿介護課長、副市長)	1 1 1
【関連質問】①杉山愛子議員 (市長)	1 2 4
8. 佐々木學議員 (市長、防災課長、福祉事務所長、総務課長、元気創造課長)	1 2 6
議案審議	
市議案第 1 号	1 4 0
委員会付託	1 4 0
市議案第 2 号	1 4 0
委員会付託	1 4 0
市議案第 3 号	1 4 1
委員会付託	1 4 1
市議案第 4 号	1 4 1
委員会付託	1 4 1
市議案第 5 号	1 4 1
委員会付託	1 4 1
市議案第 6 号	1 4 1
委員会付託	1 4 2
市議案第 7 号	1 4 2
委員会付託	1 4 2
市議案第 8 号	1 4 2
委員会付託	1 4 2
市議案第 9 号	1 4 2
委員会付託	1 4 2
市議案第 1 0 号	1 4 3
委員会付託	1 4 3
市議案第 1 1 号	1 4 3
委員会付託	1 4 3
市議案第 1 2 号	1 4 3
委員会付託	1 4 3
市議案第 1 3 号	1 4 3

委員会付託	1 4 3
市議案第 1 4 号	1 4 4
委員会付託	1 4 4
市議案第 1 5 号	1 4 4
委員会付託	1 4 4
市議案第 1 6 号	1 4 4
委員会付託	1 4 4
市議案第 1 7 号	1 4 4
委員会付託	1 4 5
市議案第 1 8 号	1 4 5
委員会付託	1 4 5
市議案第 1 9 号	1 4 5
委員会付託	1 4 5
市議案第 2 0 号	1 4 5
委員会付託	1 4 5
市議案第 2 1 号	1 4 5
委員会付託	1 4 6
市議案第 2 2 号	1 4 6
委員会付託	1 4 6
市議案第 2 3 号	1 4 6
委員会付託	1 4 6
市議案第 2 4 号	1 4 6
委員会付託	1 4 6
市議案第 2 5 号	1 4 7
委員会付託	1 4 7
市議案第 2 6 号	1 4 7
委員会付託	1 4 7
市議案第 2 7 号	1 4 7
委員会付託	1 4 7
市議案第 2 8 号	1 4 7
委員会付託	1 4 8
市議案第 2 9 号	1 4 8
委員会付託	1 4 8
市議案第 3 0 号	1 4 8
委員会付託	1 4 8
市議案第 3 1 号	1 4 8
委員会付託	1 4 8
市議案第 3 2 号	1 4 8
委員会付託	1 4 9
市議案第 3 3 号	1 4 9
委員会付託	1 4 9
市議案第 3 4 号	1 4 9
委員会付託	1 4 9
市議案第 3 5 号	1 4 9
委員会付託	1 4 9
市議案第 3 6 号～第 3 9 号	1 5 0
(採 決)	1 5 0
市議案第 4 0 号	1 5 0
(採 決)	1 5 0

市議案第41号～第43号	151
（採決）	151
市議案第44号	151
委員会付託	151
市議案第45号	151
委員会付託	151
市議案第46号	152
（採決）	152
陳情の付託	152
陳情文書表	153
第9日 令和6年3月14日（木曜日）休会	
第10日 令和6年3月15日（金曜日）休会	《総務委員会》
第11日 令和6年3月16日（土曜日）休会	
第12日 令和6年3月17日（日曜日）休会	
第13日 令和6年3月18日（月曜日）休会	《産業建設委員会》
第14日 令和6年3月19日（火曜日）休会	《教育民生委員会》
第15日 令和6年3月20日（水曜日）休会	
第16日 令和6年3月21日（木曜日）休会	
第17日 令和6年3月22日（金曜日）	
開議	157
市議案第1号～第35号、市議案第44号、第45号、陳情第10号、第12号	159
（委員長報告）1. 高橋祐平総務委員会委員長	160
2. 吉野寛招産業建設委員会委員長	163
3. 森田收三教育民生委員会委員長	165
（討論）1. 宮田志野議員	167
市議案第17号	168
（採決）	168
市議案第1号～第16号、第18号～第35号、第44号、第45号	168
（採決）	168
陳情第10号	168
（採決）	169
陳情第12号	169
（採決）	169
市議案第47号	169
（議案説明）1. 市長	169
（採決）	171
議会議案第2～6号	171
（議案説明）1. 高橋祐平議員	171
2. 森田收三議員	172
3. 松田健議員	173
4. 大崎宏明議員	174
（討論）1. 杉山愛子議員	174
議会議案第2号	175
（採決）	175
議会議案第3号	176
（採決）	176
議会議案第4号	176
（採決）	176
議会議案第5号	176

(採 決)	1 7 6
議会議案第 6 号.....	1 7 6
(採 決)	1 7 6
陳情の閉会中の審査について.....	1 7 6
閉会中の事務調査.....	1 7 6
字句等の整理.....	1 7 7
閉会挨拶 (市 長)	1 7 7
(議 長)	1 7 8
閉 会.....	1 7 8
一般質問・関連質問目次 (参考資料)	1 8 0
議決一覧表 (参考資料)	1 8 7

第482回須崎市議会3月定例会会議録

須崎市告示第6号

令和6年3月6日に、須崎市議会定例会を須崎市議会議事堂に招集する。

令和6年 2月28日

須崎市長 楠瀬 耕作^印

議事日程

令和6年3月6日（水曜日）午前10時開会

第1．会期の決定

第2．会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

第3．市議案第1号～第46号

第4．議会議案第1号

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

出席議員

1 番 高橋 祐平君	2 番 大崎 宏明君
3 番 宮田 志野君	4 番 杉山 愛子君
5 番 吉野 寛招君	6 番 松田 健君
8 番 山本 啓介君	9 番 森田 收三君
10 番 海地 雅弘君	11 番 森光 一晴君
12 番 高橋 立一君	14 番 西村 泰一君

欠席議員

7 番 佐々木 學君
13 番 土居 信一君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君
会計管理者兼会計課長 中山 明君

副 市 長 平井 和久君
総 務 課 長 梅原健一郎君

企画情報課長 宮本 良二君
元気創造課長 松浦 すが君
防災課長 久万 敏幸君
建設課長 楠瀬 晃君
住宅・建築課長 國廣 哲也君
長寿介護課長 濱崎 守央君
市民課長 大崎 弘美君
人権交流センター所長 松浦 永治君
教 育 長 細木 忠憲君

生涯学習課長 小野修一郎君
港湾政策推進監 西山 文彦君

プロジェクト推進室長 國澤 豊君
文化スポーツ・観光課長 堅田 典寿君
税務課長兼固定資産評価員 森光 和明君
農林水産課長 岡田 進一君
環境未来課長 森光 澄夫君
健康推進課長 中川 雄大君
福祉事務所長 山岡 伸也君
水道課長 中村 幸二君
学校教育課長 中西 司君

子ども・子育て支援課長兼
青少年育成センター所長 寺田 良生君
地域安全対策推進監 八木 俊之君

事務局職員出席者

局 長 嶋崎 貴寿君
主 幹 山沖 二葉君

次 長 梅原 靖博君

午前10時 開会

○議長（西村泰一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに第482回須崎市議会3月定例会が招集されました。

今議会に提出されました市長提出議案は、条例の制定並びに令和6年度当初予算など46件であります。後刻、提案趣旨及び議案説明がありますが、十分に審議を尽くされまして適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから第482回須崎市議会3月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

○議長（西村泰一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○議長（西村泰一君） 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、１０番海地雅弘さん、１１番森光一晴さん、１２番高橋立一さん、以上３人の方を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（西村泰一君） この際、諸般の報告をいたします。事務局長より報告いたします。

〔事務局長 嶋崎貴寿君登壇〕

○事務局長（嶋崎貴寿君） おはようございます。御報告申し上げます。

市長より、今期定例会に付議するため、市議案第１号から第４３号までの４３議案の提出があり、その写しを過日配付をいたしております。また、その２として、市議案第４４号から第４６号までの３議案の提出があり、その写しを議席に配付いたしております。

次に、今期定例会の説明員として、議長より、市長と教育長及びその委任を受けた者に対しまして今議会中、出席を要請いたしております。

次に、監査委員より、令和５年１１月から令和６年１月までの例月現金出納検査結果の報告がございました。各会計の計数は正確であり、現金の出納及び保管の状況は適正と認めた旨の報告でございます。

また、地方自治法第１９９条第９項の規定に基づき、令和５年度定期監査結果報告書が提出されましたので、その写しを過日配付をいたしております。

次に、地方自治法第１８０条第２項に基づく専決処分の報告が市長より３件ありましたので、報告書の写しを議席に配付いたしております。

また、地方自治法第１００条第１３項及び須崎市議会会議規則第１６６条第１項に基づく閉会中の議員の派遣報告並びに１２月定例会以降の議会日誌につきましても、議席に配付をいたしております。

続きまして、１２月定例会以降の市議会議長会関係の会議の報告でございます。全国高速自動車道市議会協議会第５０回定期総会及び全国市議会議長会第２３４回理事会・第１１６回評議委員会合同会議の報告書を議席に配付をいたしております。なお、議案書等の詳細な会議資料等につきましては、第１委員会室において閲覧に供しておりますので、御参照願います。

次に、第４８１回１２月定例会で議決されました議会議案第９号医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出につきましては、厚生労働大臣、その他関係する大臣等に令和５年１２月２１日付で提出をいたしております。

最後に、欠席の報告ですが、７番佐々木學議員と１３番土居信一議員より、病気療養のため、本日１日欠席の届出がっておりますので、御報告いたします。

以上で報告を終わります。

須総発第６６号

令和６年２月２８日

須崎市議会議長 西村 泰一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和6年3月6日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

- 市議案第 1 号 専決処分の承認について
- 市議案第 2 号 須崎市海のまちづくり推進施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 市議案第 3 号 須崎市お試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 市議案第 4 号 須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 市議案第 5 号 須崎市監査委員の事務執行に関する条例及び須崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 6 号 須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 7 号 須崎市心身障害児（者）福祉年金条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 8 号 須崎市水道給水条例及び須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 9 号 須崎市漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 市議案第10号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 市議案第11号 須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 市議案第12号 須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 市議案第13号 須崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 市議案第14号 須崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 市議案第15号 須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 市議案第16号 専決処分の承認について
- 市議案第17号 令和6年度須崎市一般会計予算について
- 市議案第18号 令和6年度須崎市巡航船事業特別会計予算について
- 市議案第19号 令和6年度須崎市バス事業特別会計予算について
- 市議案第20号 令和6年度須崎市スクールバス特別会計予算について

市議案第 2 1 号 令和 6 年度須崎市国民健康保険特別会計予算について
市議案第 2 2 号 令和 6 年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について
市議案第 2 3 号 令和 6 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
市議案第 2 4 号 令和 6 年度須崎市介護保険特別会計予算について
市議案第 2 5 号 令和 6 年度須崎市水道事業会計予算について
市議案第 2 6 号 令和 6 年度須崎市下水道事業会計予算について
市議案第 2 7 号 令和 5 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 2 号）について
市議案第 2 8 号 令和 5 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
市議案第 2 9 号 令和 5 年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
市議案第 3 0 号 令和 5 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
市議案第 3 1 号 指定管理者の指定について
市議案第 3 2 号 指定管理者の指定について
市議案第 3 3 号 指定管理者の指定について
市議案第 3 4 号 指定管理者の指定について
市議案第 3 5 号 指定管理者の指定について
市議案第 3 6 号 須崎市農業委員会委員の任命について
市議案第 3 7 号 須崎市農業委員会委員の任命について
市議案第 3 8 号 須崎市農業委員会委員の任命について
市議案第 3 9 号 須崎市農業委員会委員の任命について
市議案第 4 0 号 須崎市農業委員会委員の任命について
市議案第 4 1 号 須崎市農業委員会委員の任命について
市議案第 4 2 号 須崎市農業委員会委員の任命について
市議案第 4 3 号 須崎市農業委員会委員の任命について

須総発第 9 6 号

令和 6 年 3 月 6 日

須崎市議会議長 西村 泰一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和 6 年 3 月 6 日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

市議案第 4 4 号 須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第 4 5 号 債権の放棄について
市議案第 4 6 号 須崎市教育長の任命について

(議会議案第 1 号)

令和 6 年 3 月 6 日

須崎市議会議長 西村 泰一 様

提出者	須崎市議会議員	海地 雅弘
賛成者	須崎市議会議員	高橋 立一
〃	〃	大崎 宏明
〃	〃	吉野 寛招
〃	〃	山本 啓介
〃	〃	松田 健

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

記

須崎市議会基本条例の一部を改正する条例について

日程第 3 市議案第 1 号から第 46 号

○議長（西村泰一君） 日程第 3、市議案第 1 号から第 46 号までの 46 議案を一括議題といたします。

△提案趣旨説明

○議長（西村泰一君） 提案趣旨の説明を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

本日、3 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただき、開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

初めに、本年 1 月の市長選挙におきまして再選させていただき、2 月 1 日より 4 期目の任期に入らせていただきました。3 期 12 年間、大所高所から御指導や叱咤激励をいただきました市民の皆様並びに議員の皆様に、改めまして御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

4 期目のスタートに当たり、初心に立ち返り、謙虚な気持ちと前向きな姿勢を持って、失敗を恐れず、誠心誠意、一生懸命努めてまいり所存でございますので、どうか引き続き御指導、御鞭撻賜りますようお願いいたします。

4 期目におきましては、まずは財政健全化の取り組みを緩めることなく、実質公債費比率 10% 以下、特定目的基金を含め基金残高 100 億円を目指し、自由度の高い財政運営が可能となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、政策的な目標につきましては、公約でも掲げました「安全・安心を創る」「地域を創る」「産業を創る」の 3 つの「創」、「創る」で須崎を生かす取り組みを進めてまいりたいと考えております。

具体的には、防災対策において木造住宅の耐震化の補助上乗せによる制度の拡充や自主防災組織の立て直し、事前防災復興計画の策定など今回の能登半島地震も教訓に実効ある施策を展開し

ていきたいと考えております。

また、出産・子育てにどこよりも優しいまちを目指し、保育の質や利便性の向上、妊産婦支援の充実を図るとともに、医療費無料化の高校卒業までの拡充も実現してまいりたいと考えております。

次に、高台整備につきましては、引き続き国に補助制度の設計・創設を訴えながら適地の検討や事業の可能性を再度模索するとともに、浸水予想区域外に小規模宅地を今後数年内に整備するなど、地震、津波による被害軽減と早期に復興に着手できる条件整備に力を入れてまいりたいと考えております。

また、人口減少対策として移住定住対策を継続、拡充させるとともに市内全域で課題が深刻化する空き家対策にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

さらには、基幹産業や地場産業を支援するためそれぞれの分野に応じた施策を展開することにより、地域産業全体の底上げと体力強化を図ってまいります。あわせて、須崎港を最大限活かすための大型化とコンテナ化に取り組んでまいりたいと考えております。

そして、市民の皆様、あるいはほかの自治体との連携も強化し、未来へつなぐ元気創造のまちを創っていききたいと考えております。

以上、4期目に臨むに当たり抱負の一端を述べさせていただきましたが、どうか皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会には、条例制定議案をはじめ46議案を提出いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、若干の御報告を申し上げます。

まず、令和6年度の須崎市当初予算についてであります。

令和6年度の予算編成に当たりましては、防災対策や産業振興、子育て支援や教育環境の充実など喫緊の課題への取り組みを強化しながら、市民満足度の向上につながる施策に対して優先的に予算を配分し、須崎市総合計画で目指す、未来へつなぐ元気創造のまちの実現に向けた予算編成を行ったところであります。

本市の令和6年度一般会計予算の総額は215億9,000万円で、前年度と比較して45億1,000万円、率にして26.4%の増となっております。これは普通建設事業費において、学校施設環境改善交付金事業費が10億5,187万円の皆増となり、図書館等複合施設整備事業費についても対前年度比9億6,214万円の増となる14億3,098万円を計上したことに加え、学校給食センター整備事業費に8億6,884万円を計上したことなどが大きく影響しております。

歳入面におきましては、市税収入については、個人住民税は定額減税に伴い1億60万円の減収を見込み、法人市民税においては、近年の決算等を考慮し、対前年度比1,800万円の減収を見込んでおります。また、固定資産税についても、標準税率適用に伴い減収となり、市税総額としては対前年度比1億7,070万円減の24億7,530万円を見込んでおります。

歳入全体としては、繰入金において、すさきがすきさ応援基金繰入金を対前年度比7,875万円増の5億9,493万円計上するなど、事業の財源となる基金を多く活用したものの、物価高騰の影響による公共施設維持管理経費の増大等に伴う一般財源不足を解消するには至らず、減

債基金を10億円取り崩して予算編成を行うこととなり、引き続き厳しい財政状況となっております。

これらのことから、今後とも行財政改革に取り組みながら、厳正かつ適切な事業の運営、予算の執行に努めてまいりたいと考えております。

それでは、令和6年度予算に盛り込んだ主要事業について御説明申し上げます。

まず、財源の面から有利な過疎対策事業債の活用を前提とした過疎地域持続的発展計画に基づく事業につきましては、ハード事業として須崎小学校、須崎中学校、朝ヶ丘中学校の大規模改造工事に要する経費を学校施設環境改善交付金事業費として新たに10億5,187万円計上しております。継続事業といたしましては、図書館等複合施設整備事業費に14億3,098万円、魚市場建設事業費に5億6,392万円、道路橋梁更新整備関連経費として道路メンテナンス事業費に2億4,022万円、市単道路整備事業費に1億7,420万円それぞれ計上しております。また、ソフト事業として前年度に引き続き子供の医療費を中学校卒業まで無料化する子育て医療応援事業費などを計上しております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく観光資源を生かした交流人口の拡大及び移住定住促進を目的とする事業といたしまして、マスコットキャラクター事業費に4,512万円、野外体験施設運営費に1,797万円、移住促進等集落維持・再生事業費に3,094万円、観光費に3,574万円をそれぞれ計上しております。

地震津波災害に備えたまちづくり事業といたしましては、前年に引き続き安和漁港海岸高潮対策事業費に2億1,320万円、住宅の耐震化を進めるための補助限度額を引き上げるなど制度を拡充し、木造住宅耐震化促進事業費に6,408万円を計上するほか、老朽住宅等除去事業費、須崎港直轄港湾改修事業費などについても引き続き所要額を計上しております。

次に、子供の健全育成に向けて基礎学力向上と主体的に生きる力を持った児童生徒の育成を促進するため、引き続き学校情報通信環境整備事業費、特別支援教育支援員配置事業費、外国語教育推進事業費、児童生徒心の居場所づくり推進事業費、子ども第三の居場所事業費などを計上し、教育環境のさらなる充実を図ってまいります。また、笑顔になる給食充実事業費として給食献立の充実に係る経費を計上するほか、学校給食センターの整備に向けた経費として学校給食センター整備事業費についても計上しております。

次に、ふるさと納税寄附金につきましては、令和5年度の寄附金が約34億円の決算見通しとなることを踏まえ、令和6年度は24億円を見込んでおり、このふるさと納税寄附金を原資とするすさきがすきさ応援基金を産業振興や雇用創出、人口減少対策に向けた多くの事業に活用しております。主な事業といたしましては、マスコットキャラクター事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業、そのほか、教育環境整備をはじめとする子育て支援や高齢者・障害福祉関連事業などとなっております。

以上が、当初予算についての概要となります。

次に、市制施行70周年についてであります。

本市は、令和6年10月1日で市制施行70周年を迎えることとなります。

昭和29年10月1日に須崎町、上分村、多ノ郷村、吾桑村、浦ノ内村の5か町村の合併によ

り誕生した本市は、黒潮と接する温暖な気候と恵まれた自然条件の下、農林業、水産業を中心とする第一次産業と須崎港を中心とした第二次産業で発展し、高幡地域の中核都市として繁栄してまいりました。

これまでの歩みの中では、津波や大雨などによる災害をはじめ、財政状況の悪化など、幾多の困難もございましたが、議員の皆様並びに市民の皆様方の御支援、御協力の下、今日を迎えることができ、深く感謝申し上げます。

これを記念し、本年10月6日に須崎市立市民文化会館において、記念式典を行うよう計画をいたしております。

式典では、市制施行10年ごとの節目に行っている記念表彰として、産業、教育、文化、政治その他公共の福祉に関し特に優れた善行があり、または特に顕著な功績のあった方々を表彰したいと考えております。

また、海のまちプロジェクトや海洋スポーツの振興におきましても、市制施行70周年にふさわしい記念イベントとして取り組みを実施するとともに、その他の行事、イベントでも大いに盛り上げていきたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてであります。

令和5年度のふるさと納税につきましては、昨年10月からふるさと納税制度の基準が厳格化されたことに伴う制度改正前の駆け込み需要により、12月の寄附額は昨年同月を下回る結果となりましたが、全体としては本年1月末の時点で約24万件、32億4,000万円の御寄附をいただいております、昨年度と比較して約3割増しの34億円程度となる見込みであります。

返礼品につきましては、カツオのたたきをはじめ、昨年7月より新たに登録されたむきエビのブラックタイガーが好調で、お届けするまでに数か月お待ちいただいている状況です。また、安和に新設された株式会社須崎の恵みが製造するハンバーグも大変好評で、今後、寄附額の増加につながる主要な返礼品の一つになるのではないかと感じております。

本市に御寄附いただきました皆様には、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

今後におきましては、今まで以上に全国の皆様から選んでいただけるよう情報発信やPRに注力しつつ、返礼品登録事業者や各関係団体とも連携しながら、返礼品の品質確保と安定供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市における地域医療の新たな試みについてであります。

本市では、医師不足により令和元年11月から今日に至るまで、南・上分診療所は休診となっており、当該地区にお住まいの方々より診療所の再開について強い要望をいただいております。これまで県や高岡郡医師会、市内の総合病院に対し、診療所運営の要請をしてまいりましたが、過疎化に伴う採算性の問題に加え、病院自体の医師不足という理由から、再開には至っておりません。

このような状況の中、特に、交通不便地域にお住まいの高齢の方につきましては、本人及び付添いの方の時間的・身体的・経済的負担が大きく、また、往診に出向く医師においても、時間的制約を受けることなどから、今後これらの課題に対処するため、地域医療の新たな試みとしてモ

バイルクリニック推進事業を導入するための令和6年度予算を計上いたしております。

この事業は、医療機器を搭載した専用車両に看護師が同乗して患者宅まで出向き、車両内で医師のオンライン診療を行うものでございます。昨年より市内医療機関に対し、この事業を展開する民間事業者とともに事業参加の働きかけをしており、複数の医療機関から参加への同意を得ることができましたことから、現在導入に向けて国のデジタル田園都市国家構想交付金も申請してるところでございます。

今後、この事業により、持続可能な地域づくりにつながる地域医療の可能性を模索しながら、中山間地域の医師不足問題や交通課題の解消につながる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、給食センター整備事業についてであります。

本市では、現在、給食提供ができてない朝ヶ丘中学校と須崎中学校を含む全ての小・中学校の児童生徒に対し、早期に給食提供ができるよう、給食センター整備事業に取り組んでいるところであります。

事業の進捗事業といたしましては、令和4年度から実施している敷地造成に向けた測量設計や開発許可申請に関する業務のほか、土地収用法に基づく事業認定を受けるための業務は本年度内に完了予定であり、その後、税務署協議を経て用地買収を進めることといたしております。

整備予定の給食センターは、今後の児童生徒数を考慮して1,000食規模の施設とし、令和5年度から建築設計に着手しており、一部の小学校では自校式を継続しながら、段階的に給食センターからの配送に移行するよう計画しております。

今後は、令和7年度中の敷地造成及び建築工事の完了、令和8年度からの運用開始を目指し取り組んでまいります。あわせて、安心・安全な給食が提供できるよう衛生管理や調理体制整備も遅滞なく進めてまいりたいと考えております。

続きまして、本定例会に提出いたしました幾つかの議案につきまして、若干の御説明を申し上げます。

市議案第1号につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴う須崎市手数料条例の一部改正について、専決処分の承認をお願いするものであります。

市議案第2号につきましては、須崎市海のまちづくり推進施設の設置及び管理に関し、新たに条例を制定しようとするものであります。

市議案第12号から市議案第15号までにつきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の一部改正に伴い、関係条例の一部改正を行うものであります。

これらを含めまして、条例議案を16議案提出いたしております。

予算案につきましては、市議案第16号の一般会計補正予算についての専決処分の承認、市議案第17号から市議案第26号までの令和6年度一般会計、各特別会計及び各公営企業会計の当初予算案と市議案第27号から市議案第30号までの各会計の補正予算案、合わせて15議案を提出いたしております。

その他の議案といたしまして、市議案第31号から市議案第35号までの指定管理者の指定に

について、市議案第36号から諸議案第43号までの須崎市農業委員会委員の任命について、市議案第45号の債権の放棄について、市議案第46号の須崎市教育長の任命についてを提出いたしております。

以上、本定例会に46議案を提出いたしております。各議案の詳細につきましては、この後、関係課長等から御説明申し上げますので、御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

△議案説明

○議長（西村泰一君） 続いて、議案の説明を求めます。市民課長。

〔市民課長 大崎弘美君登壇〕

○市民課長（大崎弘美君） おはようございます。

市議案第1号専決処分の承認について御説明いたします。

議案書1ページから3ページでございます。本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布され、戸籍法の一部改正に係る部分が令和6年3月1日から施行されたことに伴い、須崎市手数料条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げますとともに、御承認をお願いするものでございます。

改正の趣旨としましては、戸籍法の改正に伴い、本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明書、除籍証明書の取得ができる広域交付が開始されたとともに、行政機関への手続の際に従来必要であった戸籍謄本などに代えて、請求者から請求を受けた市区町村が発行する戸籍及び除籍に係る電子証明書提供用識別符号を提供することで添付書類の省略が可能となりましたことから、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料について、政令で定める額と同額の400円とし、同様に除籍に係る識別符号発行手数料を700円として、別表第2に新たに追加するものでございます。

また、この発行手数料の徴収対象とならないものについて、別表、備考欄に整理をしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年3月1日から施行することとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 國澤豊君登壇〕

○プロジェクト推進室長（國澤豊君） おはようございます。

市議案第2号須崎市海のまちづくり推進施設の設置及び管理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書4ページから7ページでございます。本議案は、海のまちプロジェクトの取り組みの一環で整備した須崎大漁堂及び須崎のサカナ本舗を須崎市海のまちづくり推進施設と位置づけ、それら施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

まず、第1条では、本市の水産業をはじめとする地場産業の推進、観光客誘致による地域活性化の拠点として住民福祉の増進を目的に、海のまちづくり推進施設を設置するものでございます。

第2条では名称及び位置を、第3条から第5条では利用許可等、利用許可の取消し等の届出、利用許可の取消し等について、第6条から第8条では使用料、使用料の還付、減免について、第9条では目的外使用の禁止、第10条、第11条では原状回復の義務、損害賠償について、第12条、第13条では遵守事項、入場制限について規定し、第14条、第15条では指定管理者による管理、指定管理者が行う業務について、第16条では利用料金、第17条の委任では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

また、別表では、それぞれの施設の区分ごとの使用料を定めております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 松浦すが君登壇〕

○元気創造課長（松浦すが君） おはようございます。

市議案第3号須崎市お試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書8ページから11ページでございます。本議案は、市外から本市への移住を検討している方に、一定期間、本市の気候、風土及び本市での生活を体感することで本市への移住を促進することを目的としており、このたび市が高知県教職員住宅を借り上げ、お試し住宅としての整備が完了したため、施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものでございます。

第1条では設置目的を、第2条では名称及び位置について規定しております。

第3条ではお試し住宅の管理について定め、第4条では利用期間を1泊から31泊以内とし、延長することができないものとしております。

第5条では利用対象者について、第6条から第8条までで利用の許可、不許可、また許可の取消し等についてそれぞれ規定いたしております。

第9条では使用料を、第10条で納付された使用料の還付について規定し、次に、第11条ではお試し住宅の修繕費用の負担を、第12条では利用者の責務を、第13条では利用者に制限される行為、また第14条では利用者が遵守する事項を定めております。

次に、第15条では、市長が必要だと認めるときは、お試し住宅の立ち入れることができるとし、第16条では原状回復の義務を、第17条では損害賠償の義務を、第18条ではお試し住宅での事故に関する責任を規定するとともに、第19条で委任事項を定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） おはようございます。

市議案第4号須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

議案書は12ページから14ページでございます。本議案は、地方自治法の一部改正や総務省からの運用通知に基づき令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、関係条例

の改正を行うものであります。

13ページからの改正内容でございますが、第1条では、須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正として、第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、第15条の次に、フルタイムの会計年度任用職員に係る勤勉手当の規定として、第15条の2を加え、第23条第1項中「以下この条」を「以下この条及び次条第1項」に、「6か月」を「6月」に改めるとともに、パートタイムの会計年度任用職員に係る勤勉手当の規定として、第23条の2を加えるものでございます。

続きまして、第2条では、須崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正として、第15条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「及び期末手当」を「、期末手当、勤勉手当及び退職手当」に改めることといたしております。

次に、14ページ、第3条では、須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正として所要の改正を行うもので、第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削り、第8条第1項中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することといたしております。

続きまして、市議案第5号須崎市監査委員の事務執行に関する条例及び須崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

議案書15、16ページでございます。本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の引用条文につきまして、条項の繰下げによる整理を行うものであります。

16ページ、第1条では、須崎市監査委員の事務執行に関する条例の一部改正といたしまして、第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改め、第9条中「法第243条の2の2第8項」を「法第243条の2の8第8項」に改めるものであります。

第2条、須崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましても、同様の趣旨で、第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することといたしておりますが、第2条の改正規定は、公布の日から施行することといたしております。

続きまして、市議案第6号須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書17ページから20ページでございます。本条例は、マイナンバー法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例となっておりまして、第4条で個人番号の利用に係る事務を定めているものでございますが、平成29年4月1日付で乳児医療等の医療費の助成に

関する事務の所管課が、市長部局の健康推進課から教育委員会部局の子ども・子育て支援課に移管されましたが、その際に本条例の改正漏れが生じていたため、今回、本議案による一部改正におきまして適正化を図るものでございます。

18ページから20ページの改正内容といたしましては、第4条で規定する事務区分の別表第1及び第2を記載のとおり改めるもので、乳児医療に関する事務の機関を市長から教育委員会に改めるとともに、表の区切りの順番と法令番号等の位置などを整えることといたしております。

なお、附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 山岡伸也君登壇〕

○福祉事務所長（山岡伸也君） おはようございます。

市議案第7号須崎市心身障害児（者）福祉年金条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書の21、22ページでございます。本議案は、現行では福祉年金に係る受給資格の認定について、その認定の証明をするために他機関での交付を受ける必要があり、申請者が時間と手間を要し、そのことが負担となっており、申請者の負担を軽減するため、用語の定義を見直すものであります。

今回の条例の主な改正内容としましては、2点ございまして、1点目は、第2条第1項第2号中に「療育手帳の障害程度がA1及びA2並びにB1に該当する知的障害を有する者」を加え、療育手帳のみで福祉年金の受給資格を認定できるようにし、申請者の負担軽減となるようにするものであります。

2点目といたしまして、第2条第2項における保護者であることの証明をするものとしまして、親権を行う者の規定を父母もしくは同居の親族と改正し、父母もしくは同居の親族であることが本市の住民基本台帳で確認できる場合は、これまで提出を求めていました民生委員の証明する監護証明の提出を求めないこととできるよう、改正を行うものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、4月1日から施行するものといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 水道課長。

〔水道課長 中村幸二君登壇〕

○水道課長（中村幸二君） おはようございます。

市議案第8号須崎市水道給水条例及び須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書23ページから24ページでございます。本議案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道整備並びに管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、水道法の一部が改正されますことから、関係する条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明いたします。第1条では、須崎市水道給水条例の一部

改正といたしまして、第3条第1項及び第34条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

次に、第2条の須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正につきましては、第5条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 岡田進一君登壇〕

○農林水産課長（岡田進一君） おはようございます。

市議案第9号須崎市漁港管理条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書は25、26ページでございます。本議案は、漁港において海や漁村の価値や魅力を生かすことを目的として国が進めている海業を推進するため、漁港漁場整備法が改正されたことに伴い、須崎市漁港管理条例の一部を改正し、議決を求めるものでございます。

改正内容といたしましては、第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、第17条第2項中「許可を受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長兼青少年育成センター所長 寺田良生君登壇〕

○子ども・子育て支援課長兼青少年育成センター所長（寺田良生君） おはようございます。

市議案第10号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書27ページから28ページでございます。題名に関しましては、令和元年度改正時におきまして、基準となる指針が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準となったことから題名変更を行っていましたが、上位法である子ども・子育て支援法内において特定子ども・子育て支援施設等の規定を記載しており、本条例におきまして記載する必要がないことから、須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に改めるものでございます。

改正内容といたしましては、本議案は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令、令和5年内閣府令第86号が令和5年12月26日に公布され、所要の改正を行うものでございます。

内容といしましては、デジタル化の原則に即した修正及び読替えの規定の削除、読替え規定の追加でございます。

本則中、第24条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改め、第37条第3項中「、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号」と」を削り、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定の子どもの総数」を「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」に改め、第54条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めるものでございます。

なお、附則といしまして、この条例は、公布の日から施行するものとして、いたしております。ただし、第24条の改正規定は、令和6年4月1日から施行することといたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（西村泰一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 濱崎守央君登壇〕

○長寿介護課長（濱崎守央君） おはようございます。

市議案第11号須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書29ページからでございます。今回の改正につきましては、介護保険法に基づく令和6年度から3か年の第9期介護保険事業計画及び介護保険法施行令の保険料率の算定に関する基準等の改正により、低所得者の保険料の上昇の抑制のため、9段階の現行の標準段階を13段階へ変更することで65歳以上の第1号被保険者間での所得再分配機能の強化を図ることを目的として、須崎市介護保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

令和6年度からの介護保険料基準額につきましては、第9期介護保険事業計画に基づき据置きとなります。保険料の標準段階を定義しています第3条関係を改正しようとするもので、第1項中の「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」とし、同項第1号中「3万3,780円」を「3万740円」に、同項第2号中「5万670円」を「4万6,280円」に、同項3号中「5万670円」を「4万6,620円」に改め、同項に次の4号を加えるとして、以下、10号から13号までの4号を追加しております。

次に、同条第2項から第4項中の「令和2年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」とし、同条第2項中「2万270円」を「1万9,250円」に、同項第3項中「2万270円」を「1万9,250円」に、「3万3,780円」を「3万2,770円」に、同項第4項中「2万270円」を「1万9,250円」に、「4万7,290円」を「4万6,280円」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第5条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ

又は第12号ロ」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改めるものであります。

なお、附則としまして、第1条で、施行期日について、この条例は、令和6年4月1日から施行するものとし、第2条で、適用区分として、この条例による改正後の須崎市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。

続きまして、市議案第12号須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書31ページからでございます。なお、本議案から第15号までの4つの改正につきましては、令和6年度からの介護報酬改定の円滑な実施のため、また関連する厚生労働省令の改正により、本市のサービス基準関係条例に改正の必要が生じたものでございます。

主な改正につきましては、管理者の兼務範囲を明確化するため、第8条ほか関係条文のただし書中「同一敷地内にある」などを削り、同等の目的で、看護小規模多機能型居宅介護の管理者の兼務に関する箇所、第84条及び第194条関係の所要の改正を、第10条関係では、特定の媒体名を電磁的記録媒体に改め、それに伴う関連条項の改正。

次に、訪問系、通所系サービスにおいて利用者等の身体的拘束等を原則禁止し、拘束等を行う場合は記録を義務づけるため、第25条中に2号を加え、関連する条項の改正と、同様の改正を短期入所系、多機能系サービスにおいても、第93条及び第199条中で改正を行います。また、第199条では、提供サービスの明確化を図る改正を同時に行うものとしております。

続いて、第35条関係の改正では、重要事項の掲示部分について、ウェブサイトでも掲載することの義務づけ、介護事業所への利用者の安全等を検討するための委員会設置の義務づけのため、第170条の2を新設します。

第126条、第148条及び第174条関係では、指定認知症対応型共同及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設へ協力医療機関との連携に関する見直しを促すため、所要の改正を行います。

次に、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化を図るため、第131条関係の改正、指定地域密着型介護老人福祉施設における緊急時等の対応方法の定期的な見直しの義務づけを第167条の2関係で行うなど、その他関係条例条文の文言等の改正を行います。

なお、附則としまして、第1条で、施行日を令和6年4月1日からとし、第2条で重要事項の掲示に係る経過措置、第3条で身体的拘束等の適正化に係る経過措置、第4条で利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置、第5条で協力医療機関との連携に関する経過措置を定めております。

次に、市議案第13号須崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書42ページからとなります。主な改正につきましては、管理者の兼務範囲の明確化のため、第7条及び第11条関係の改正を、第12条関係では、特定の媒体名を電磁的記録媒体に改

め、それに伴う関連条項の改正、第33条では、重要事項の掲示部分について、ウェブサイトでも掲載することの義務づけを行います。

次に、関係サービス施設においてサービス利用者等の身体的拘束等の原則禁止と拘束等を行う場合の記録を義務づけるため、第41条第2項及び第43条への関係条項の追加と、第54条第1項で、多機能系サービスにおいての身体的拘束など関係及び委員会の開催等を義務づける改正を行います。

第46条第1項では、介護予防小規模多機能型居宅介護の管理者の兼務の見直しに関する改正を行います。

次に、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化を図るため、第64条関係の改正、第84条関係では、協力医療機関との連携に関する事項の改正など、その他関係条文中の文言等の改正を行います。

なお、附則としまして、第1条で、施行日を令和6年4月1日からとし、第2条で重要事項の掲示に係る経過措置、第3条で身体的拘束等の適正化に係る経過措置、第4条で利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置を定めております。

続きまして、市議案第14号須崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書48ページからでございます。主な改正につきましては、第4条ほか関係条項で、事業者が介護予防支援の指定を受ける場合の人員に関する基準やその他支援を行うための所要の改正を行います。

第6条関係では、特定の媒体名を電磁的記録媒体に改め、それに伴う関連条項の改正、第23条第3項では、重要事項をウェブサイトでも掲載することの義務づけの新設を行います。

次に、関連サービス施設においてサービス利用者等の身体的拘束の原則禁止と拘束等を行う場合の記録を義務づけるため、第30条第2項への関係条項の追加を行うなど、その他関係条文中の文言等の改正を行います。

なお、附則としまして、第1条で、施行日を令和6年4月1日からとし、第2条で重要事項の掲示に係る経過措置を定めております。

続きまして、市議案第15号須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書53ページからでございます。主な改正につきましては、第4条関係で、介護支援専門員1人当たりが取り扱う利用者数の見直しに係る改正を、第5条関係で、管理者の兼務範囲の明確化のための改正、第6条関係で、内容及び手続の説明、また同意に関して所要の改正と特定の媒体名を電磁的記録媒体に改める改正。

次に、第15条及び第31条関係では、介護支援専門員のモニタリングの実施に関する所要の改正とサービス利用者等の身体的拘束等の原則禁止、拘束等を行う場合の記録の義務づけの改正。

第24条関係では、重要事項をウェブサイトでも掲載することの義務づけを新たに設けるなど、

その他関係条文中の文言等の改正を行います。

なお、附則としまして、第1条で、施行日を令和6年4月1日からとし、第2条では重要事項の掲示に係る経過措置を定めております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（西村泰一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） それでは、議案書57ページ、市議案第16号専決処分の承認についてにつきまして御説明をいたします。

本議案は、令和5年度須崎市一般会計補正予算（第11号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、主にすさがすきさ応援事業費や重点支援地方交付金事業、商工振興費の更正となっており、歳入歳出にそれぞれ4億2,705万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200億6,036万9,000円とするものでございます。

予算書2ページ、第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございますが、第15款国庫支出金が1億5,205万8,000円、第16款県支出金が300万円、第18款寄附金が2億5,000万円、第19款繰入金が2,200万円の補正となっております。歳出では、第2款総務費として、すさがすきさ応援事業費更正やすさがすきさ地域振興券事業更正減などにより2億4,554万5,000円、第3款民生費として、重点支援地方交付金事業による住民税均等割世帯支援及び子ども加算世帯支援に1億5,320万円、第6款農林水産業費として、漁業持続化事業に331万3,000円、第7款商工費として、漬物販売の継続を支援するための商工振興費に2,500万円の補正となっております。

なお、3ページ以降に、歳入歳出補正予算事項別明細書を添付いたしておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書58ページ、市議案第17号令和6年度須崎市一般会計予算について御説明をいたします。

初めに、令和6年度の予算編成に当たりましては、財政規律を遵守した健全で持続可能な財政運営を基礎とし、老朽化の進む公共施設の維持改修、道路橋梁等のインフラの長寿命化に必要な財源の確保を図りながら、子育て支援や教育環境の改善、防災対策や産業振興など、様々な喫緊の課題への取り組みを強化するとともに、市民満足度の向上につながる施策に対して優先的に予算配分し、須崎市総合計画の目指す、未来へつなぐ元気創造のまち実現に向けた予算編成を行ってきたところでございます。

それでは、別冊予算書の1ページをお願いいたします。令和6年度の一般会計予算の総額は215億9,000万円、当初予算ベースで、前年度比26.4%の増となっております。

歳入における市税収入では、地方財政計画や定額減税及び固定資産税への標準税率適用による減収などを見込み、市税全体で6.5%減の24億7,530万円、交付税につきましては、前

年度同額の普通交付税 37 億円、特別交付税 7 億円の計 44 億円を見込んでおります。また、国庫支出金につきましては、学校施設改善や図書館等複合施設整備などによりまして、52.5%増の 34 億 7,916 万円、そのほか、順調に推移する、ふるさと納税が主となる寄附金を 26.3%増の 24 億 2,000 円を計上し、各種基金につきましても財源として活用することといたしておりますが、なお、不足する一般財源への対処といたしまして、減債基金の繰入金を対前年度比 5 億円増の 10 億円計上することとなりました。

次に、歳出でございますが、義務的経費では会計年度任用職員の勤勉手当支給を主な要因として、人件費全体で対前年度比 7.0%増、扶助費では 1%増となっておりますが、公債費におきまして、償還額の大きかった借入れの完済等による 3.2%減などにより、全体では 1.8%増となっております。投資的経費といたしましては、補助事業では朝ヶ丘中学校の大規模改修をはじめ学校施設改善や図書館等複合施設整備、単独事業では須崎総合高校新設道路建設事業やスポーツセンター整備事業、学校給食センター整備事業の単独事業分など、補助、単独とも大幅に増額となり、普通建設事業は対前年度比 99.5%増となっております。また、その他経費といたしまして、ふるさと納税制度によるすさきがすきさ応援寄附金を前年度より 6 億円増額と見込んだことにより、返礼品等に係るすさきがすきさ応援事業費を 13 億 1,400 万円計上するとともに、脱炭素先行地域づくり事業費 3 億 6,450 万円、須崎市商品開発・販路拡大等補助金交付事業 2 億円の皆増などが主な歳出の増額要因となっております。

それでは、2 ページ、第 1 表、歳入歳出予算でございますが、まず、6 ページから 8 ページの歳出から御説明をいたします。

なお、各款にわたります人件費につきましては 106 ページからの給与費明細書、債務負担行為につきましては 112、113 ページの調書、地方債の残高は 114 ページの調書をそれぞれ御覧ください。

まず、第 1 款議会費は、期末手当等の人件費増額によりまして、前年度比 1.2%増の 1 億 1,977 万 5,000 円となっております。

第 2 款総務費では、すさきがすきさ応援事業費及び積立金の増、前年度に引き続き地域の活性化や元気創造等に効果のあると認められる事業の継続、観光クラスター整備事業などの新たな事業費の計上、防災対策費の木造耐震化や老朽住宅の除去の継続、拡充などによりまして、前年度より 4.4%増の 40 億 1,950 万 7,000 円となっております。

第 3 款民生費では、生活保護費が若干の減額となる一方、社会福祉費において、障害者自立支援給付費や老人福祉費が、児童福祉費では児童措置費が増額となったことから、前年度比 2.5%増の 46 億 7,462 万 1,000 円となっております。

第 4 款衛生費では、新型コロナに係る感染症対策事業費が皆減となる一方、新たな地域医療の試みとして、モバイルクリニック推進事業の導入や清掃費において、高幡東部清掃組合負担金及びクリーンセンター横浪の施設改良などによる増額により、前年度比 80.9%増の 18 億 8,096 万 5,000 円となっております。

そして、第 5 款労働費は、シルバー人材センター運営補助金といたしまして、前年度並みの 9 億 65 万 4,000 円を計上いたしております。

第6款農林水産業費では、農林水産業振興を基本とした諸施策、事業を継続していくことといたしておりますが、農業クラスター促進事業費が皆減になるとともに、普通建設事業として、地域農業施設水利ストックマネジメント事業費の皆減や農業用水路等長寿命化・防災減災事業費の大幅な減額、また、水産業費において、水産業競争力強化緊急施設整備事業費の皆減などが主な要因となって、20.2%減の15億145万5,000円となっています。

第7款商工費では、商業振興費において、地場産業の裾野を広げるための新たな事業として、須崎市商品開発・販路拡大等補助金交付金事業に2億円を計上したことから、前年度比176.6%増の3億1,682万2,000円となっています。

第8款土木費では、都市計画費において、下水道事業特別会計への繰出金が皆減となりましたが、道路維持費や主幹道路整備事業費の増額、令和6年度工事着手となる須崎総合高校新設道路建設事業費の計上、また、住宅費における東川内第一市営住宅の一部除去事業の継続及び公営住宅の改修事業費の計上などによりまして、前年度より6.5%増の14億7,660万1,000円となっております。

続きまして、第9款消防費では、前年度比1.5%増の4億9,111万円、第10款教育費では、学力向上に資する取り組みや児童の居場所づくり、外国語教育推進、児童生徒の安全に関する事業など、教育関連事業を継続することといたしております。

また、令和6年度に朝ヶ丘中学校、須崎中学校、須崎小学校の改修を計画しており、学校施設環境改善交付金事業に、小・中合わせて約10億5,000万円、また、給食センター整備事業費に約8億6,800万円を計上いたしております。社会教育費では、図書館等複合施設整備事業に約14億3,000万円、スポーツセンター整備事業費に約1億8,900万円を計上しております。

以上によりまして、教育費全体で前年度より184%増の47億4,671万円となっております。

次に、8ページ、11款災害復旧費でございますが、前年度比5.8%減の9,391万4,000円、第12款公債費は元金が約7,500万円減、一方、利子は約1,700万円増となり、前年度比3.2%減の17億7,571万1,000円となっております。

第13款諸支出金では、巡航船事業特別会計及びバス事業特別会計への繰出金に加え、新たに下水道事業会計への繰出金を計上することになりましたので、4億7,315万5,000円、第14款予備費として、前年同額の1,000万円を計上いたしております。

次に、これらに充当いたします財源につきまして、御説明をいたします。

予算書2ページにお戻りください。第1款市税につきましては、当初予算ベースで前年度比6.5%減の24億7,530万円、第2款地方譲与税につきましては、同じく当初予算ベースで前年度比0.7%増の1億6,226万2,000円、第3款利子割交付金は150万円、第4款配当割交付金は1,000万円、第5款株式等譲渡所得割交付金は1,000万円、第6款法人事業税交付金は3,200万円、第7款地方消費税交付金は、前年度比1.8%減の5億4,000万円といたしております。

第8款ゴルフ場利用税交付金は450万円、第9款環境性能割交付金は600万円、第10款

地方特例交付金は、定額減税補填により前年度比１億円増の１億７００万円、第１１款地方交付税は前年度同額とし、普通交付税が３７億円、特別交付税が７億円の４４億円といたしております。

第１２款交通安全対策特別交付金は２５０万円、第１３款分担金及び負担金は４，０１７万円、第１４款使用料及び手数料は８．１％減の２億２，００５万８，０００円、第１５款国庫支出金は、普通建設事業の増加に伴い、５２．５％増の３４億７，９１６万円、４ページ、第１６款県支出金は２０％減の１６億６，１８５万６，０００円となっております。

第１７款財産収入は１，００７万５，０００円、第１８款寄附金は、ふるさと納税の見込みを反映し２６．３％増の２４億２，０００円、第１９款繰入金は、減債基金からの繰入れを５億円増額し１０億円としたことから、前年度比５３．１％増の１７億３，４６２万８，０００円となっております。

第２０款繰越金は１，０００円、第２１款収入には８，２６８万８，０００円、第２２款市債は、各事業債それぞれ増減はございますが、中でも普通建設事業の増加に伴う過疎債に４０億８９０万円を計上しており、市債全体で１７６．５％増の４２億１，０３０万円となっております。

以上が歳入でございます。

次に、９ページの第２表、債務負担行為でございますが、業務端末等更新業務委託を、期間、議決日から令和１１年度まで、限度額１億５，４２４万２，０００円、文書管理システム業務委託を期間、議決日から令和１２年度まで、限度額２，４１７万円、朝ヶ丘中学校大規模改修事業を、期間、議決日から令和７年度まで限度額２億２，８３４万２，０００円、学校給食センター事業を、期間、議決日から令和７年度まで、限度額７億１，０９４万５，０００円、土佐藩砲台跡保存活用計画策定支援業務委託を、期間、議決日から令和７年度まで限度額７２３万円とし、債務負担行為をお願いするものであります。

次に、第３表地方債補正でございますが、起債の目的別に公共事業等９０万円、災害復旧事業３，８２０万円、緊急防災・減災事業２，５２０万円、辺地対策事業２，０００万円、過疎対策事業４０億８９０万円、公共施設等適正管理事業９００万円、緊急自然災害防止対策事業６，３１０万円、緊急浚渫推進事業２，７００万円、臨時財政対策債１，８００万円の総額４２億１，０３０万円を限度とし、起債の日、方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりといたしております。

それでは、１ページにお戻りいただきまして、第４条では、一時借入金の限度額を３０億円とし、第５条では、歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、１０ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書を併せて、別冊、令和６年度当初予算主要事業説明書を御参照くださいますようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） この際、１０分間休憩いたします。

午前１１時１０分 休憩

午前１１時２０分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

企画情報課長。

〔企画情報課長 宮本良二君登壇〕

○企画情報課長（宮本良二君） 市議案第１８号令和６年度須崎市巡航船事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書５９ページ、別冊令和６年度須崎市特別会計予算書の１ページでございます。

令和６年度須崎市巡航船事業特別会計予算は、第１条で、歳入歳出の総額をそれぞれ２，８９１万７，０００円と定め、第２条では、一時借入金の最高額を１，０００万円と定めております。

次に、２ページをお開きください。まず、下段に記載の歳出でございますが、第１款巡航船事業費２，８２１万１，０００円、第２款公債費２０万６，０００円、第３款予備費として５０万円を計上いたしております。

次に、上段に記載の歳入につきましては、第１款事業収入１０６万２，０００円、第２款国庫支出金６０７万６，０００円、第３款県支出金では９２０万４，０００円、第４款繰入金１，２５６万９，０００円、第５款諸収入で６，０００円を計上いたしております。

詳細につきましては、３ページ以降の事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、市議案第１９号令和６年度須崎市バス事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書６０ページ、同じく別冊令和６年度須崎市特別会計予算書の１３ページでございます。

令和６年度須崎市バス事業特別会計予算は、第１条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２，２１４万７，０００円と定め、第２条では、一時借入金の最高額を１，０００万円と定めております。

次に、１４ページをお開きください。まず、下段に記載の歳出でございますが、第１款バス事業費２，０４５万５，０００円、第２款公債費１１９万２，０００円、第３款予備費５０万円を計上いたしております。

次に、上段に記載の歳入につきましては、第１款事業収入３８５万６，０００円、第２款国庫支出金４４７万１，０００円、第３款繰入金１，３８２万円を計上いたしております。

詳細につきましては、１５ページ以降の事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（西村泰一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 中西司君登壇〕

○学校教育課長（中西司君） 市議案第２０号令和６年度須崎市スクールバス特別会計予算につきまして御説明いたします。

議案書６１ページ、別冊令和６年度須崎市特別会計予算書の２１ページからでございます。

まず、第１条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１，０５７万８，０００円と定め、第２条で、

一時借入金の最高額を６００万円と定めております。

次に、２２ページの第１表、下段、歳出を御覧ください。第１款スクールバス事業費９７５万５、０００円、第２款公債費３２万３、０００円、第３款予備費５０万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、上段の歳入でございます。第１款使用料及び手数料８３万円、第２款繰入金９７４万８、０００円をそれぞれ計上いたしております。

なお、詳細につきましては、２３ページ以降の事項別明細書を御参照ください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 市民課長。

〔市民課長 大崎弘美君登壇〕

○市民課長（大崎弘美君） 市議案第２１号令和６年度須崎市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明いたします。

議案書６２ページ、別冊令和６年度須崎市特別会計予算書２９ページからでございます。

第１条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３０億７、１７４万７、０００円と定めております。第２条で、一時借入金の借入れの最高額を３億円と定め、第３条では、歳出予算の流用について定めております。

それでは、３１ページからの歳出から御説明いたします。第１款総務費６、５０２万９、０００円、第２款保険給付費２２億２、５８３万１、０００円、第３款国民健康保険事業費納付金７億２、４３５万１、０００円、第４款保健事業費４、３９４万６、０００円、第５款基金積立金８万６、０００円、第６款公債費１、０００円、第７款諸支出金２５０万３、０００円、第８款予備費１、０００万円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、３０ページ、歳入でございます。第１款国民健康保険税４億９、５２４万１、０００円、第２款使用料及び手数料２、０００円、第３款県支出金２２億７、６０１万４、０００円、第４款財産収入８万６、０００円、第５款繰入金２億９、０６４万３、０００円、第６款繰越金１、０００円、第７款諸収入９７６万円をそれぞれ計上いたしております。

なお、詳細につきましては、３３ページからの事項別明細書を御参照ください。

続きまして、市議案第２２号令和６年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明いたします。

議案書６３ページ、別冊特別会計予算書５３ページからでございます。

第１条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億３、９７５万９、０００円と定め、第２条で、一時借入金の借入れの最高額を１億円と定めております。

それでは、５５ページからの歳出から御説明いたします。第１款総務費１、５４１万円、第２款後期高齢者医療広域連合負担金４億２、２７４万７、０００円、第３款諸支出金１１０万２、０００円、第４款予備費５０万円をそれぞれ計上しております。

続きまして、５４ページの歳入でございます。第１款後期高齢者医療保険料２億９、４７４万９、０００円、第２款使用料及び手数料２、０００円、第３款繰入金１億４、３０７万円、第４款繰越金１、０００円、第５款諸収入１９３万７、０００円をそれぞれ計上いたしております。

なお、詳細につきましては56ページからの事項別明細書を御参照ください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 國廣哲也君登壇〕

○住宅・建築課長（國廣哲也君） 議案書64ページ、市議案第23号令和6年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

別冊特別会計予算書の67ページをお願いいたします。令和6年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、第1条で、予算総額を歳入歳出それぞれ2,004万5,000円と定めており、第2条では、一時借入金の最高額を2億5,000万円と定めております。

続きまして、68ページ、歳出から御説明いたします。第1款事業費、第1項住宅新築資金等貸付事業費に365万円、第2款前年度繰上充用金に1,639万5,000円を計上いたしております。これらに充当する財源といたしましては、歳入では、第1款県支出金、第1項県補助金485万1,000円、第2款諸収入、第1項貸付金元利収入1,519万2,000円、第2項雑入として2,000円を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、69ページからの事項別明細書を御参照ください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 濱崎守央君登壇〕

○長寿介護課長（濱崎守央君） 市議案第24号令和6年度須崎市介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

議案書65ページ及び別冊令和6年度須崎市特別会計予算書の73ページからでございます。

令和6年度須崎市介護保険特別会計の予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億7,268万3,000円と定めようとするものでございます。第2条では、地方自治法の規定により、一時借入金の借入額の最高額を2億円と定め、第3条で歳出予算の流用を行うことができる場合についてを定めております。

それでは、第1表の歳入歳出予算の76ページの歳出から御説明を申し上げます。

第1款総務費は、職員人件費等の総務管理費、徴収費及び介護認定審査会費として7,360万2,000円を計上しております。第2款保険給付費は、各種サービス費として23億1,687万3,000円、第3款地域支援事業費は、介護予防関係事業費として1億7,939万6,000円を計上しております。第4款基金積立金は、財政調整基金の積立金として30万9,000円、第5款公債費は、一時借入れを行った場合の利子としまして50万円、第6款諸支出金は、償還金及び還付加算金としまして100万3,000円、第7款予備費は100万円を計上し、歳出合計は25億7,268万3,000円となっております。

次に、74ページに戻っていただきまして、歳入でございます。

第1款保険料は、第1号被保険者の介護保険料として4億4,085万2,000円、第2款使用料及び手数料は、指定事務手数料などを10万2,000円の計上をしております。第3款国庫支出金は、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付

金及び保険者努力支援交付金で6億6,257万1,000円、第4款では、支払基金交付金、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金と地域支援事業費支援交付金で6億5,653万4,000円、第5款県支出金は、介護給付費負担金、地域支援事業交付金で3億7,189万1,000円、第6款は財産収入、財政調整基金の利子としまして30万9,000円、第7款繰入金は、第1項一般会計繰入金4億3,618万9,000円、第2項基金繰入金422万3,000円を合わせて4億4,041万2,000円を計上しております。

第8款諸収入につきましては、保険料の延滞金など1万2,000円を計上しております。

なお、詳細につきましては、78ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書及び給与費明細書を御参照願います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（西村泰一君） 水道課長。

〔水道課長 中村幸二君登壇〕

○水道課長（中村幸二君） 市議案第25号令和6年度須崎市水道事業会計予算について御説明いたします。

議案書は66ページ、別冊須崎市水道事業会計予算書は1ページからでございます。

第2条、業務の予定量は、給水戸数を9,270戸、年間総配水量を386万9,000立方メートル、1日平均配水量を1万600立方メートルと見込んでおり、主な建設改良事業としましては1億3,470万円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入の第1款事業収益は、前年度比約2.7%減の6億1,684万円、支出の第1款事業費用は、前年度比約2.0%減の5億7,201万7,000円といたしております。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は、前年度比約4.6%減の1億9,870万円、支出の第1款資本的支出は、前年度比約10.2%減の4億2,719万4,000円といたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,849万4,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,784万2,000円と減債積立金取崩し額7,702万1,000円並びに過年度分損益勘定留保資金1億2,363万1,000円で補填することといたしております。

次のページとなりますが、第5条の企業債につきましては、起債の限度額を上水道事業で1億4,220万円、過疎対策事業で3,900万円、合計で1億8,120万円とし、借入金利は4.5%以内と定めております。

次の第6条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用では、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内での経費を各項の間で流用できるよう、条文として載せております。

続く第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費の7,818万4,000円を定め、次の第9条では、他会計からの補助金としまして、一般会計からの補助金2,075万円を見込んでおります。

そして、最後に、第10条でございますが、ここではたな卸資産購入限度額を50万円と定め

ております。

以上が予算の概要でございますが、これらの説明といたしまして、3ページ以降に、予算実施計画書や予定キャッシュフロー計算書、その他関係書類を添付いたしておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 建設課長。

〔建設課長 楠瀬晃君登壇〕

○建設課長（楠瀬晃君） 市議案第26号令和6年度須崎市下水道事業会計予算について御説明いたします。

議案書67ページ、別冊須崎市下水道事業会計予算書1ページからでございます。

初めに、須崎市下水道事業は、令和6年度から地方公営企業法の全部適用を受けるため、予算書の形式も基本的には水道事業と同様のものとなっております。

第2条の業務の予定量は、水洗化人口1,384人、年間有収水量を13万5,185立方メートルと見込んでおり、主な建設改良事業としまして3億3,200万円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款事業収益は5億3,220万2,000円で、支出の第1款の事業費用は4億9,523万円といたしております。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は6億2,004万9,000円で、支出の第1款資本的支出は7億3,652万1,000円といたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,647万2,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額491万8,000円と損益勘定留保資金1億1,155万4,000円で補填することといたしております。

次のページでございますが、第5条の企業債につきまして、起債の限度額を下水道事業で2億300万円、過疎対策事業で8,950万円、合計で2億9,250万円とし、借入金利は4.5%以内と定めております。

次の第6条では、一時借入金の限度額を1億5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用では、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内での経費を各項の間で流用できるよう条文として載せております。

第8条、議会の議決を経なければ流用できない経費では、職員給与の2,362万2,000円を定め、次の第9条では、他会計からの補助金としまして、一般会計から補助金2億2,684万7,000円を見込んでおります。

以上が予算の概要でございますが、これらの説明といたしまして、3ページ以降に予算実施計画や予定キャッシュフロー計算書、そのほか関係書類を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 市議案第27号令和5年度須崎市一般会計補正予算（第12号）について御説明をいたします。

議案書は68ページでございます。別冊令和5年度須崎市補正予算書、令和6年3月補正の1ページをお願いいたします。

補正の額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ4,761万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ201億797万9,000円としようとするものでございます。

2ページからの第1表、歳入歳出予算補正でございますが、3ページ、4ページの歳出から御説明をいたします。

第2款総務費は、第1項総務管理費として、主に退職手当の増加による職員人件費更正や減債基金積立金更正などによりまして、8,743万円の補正となっております。

第3款民生費では、障害者福祉費や障害者自立支援給付費が増額となりますが、児童福祉費全般にわたる更正減などによりまして、3,868万9,000円の減額補正となっております。

第4款衛生費では、第1項保健衛生費において、環境衛生費が377万4,000円の減額、第6款農林水産業費では、主に水産業振興費における事業費の確定または見込み等によりまして、439万5,000円の減額、第7款商工費では、道の駅管理運営事業費更正により190万3,000円の補正、第8款土木費では、国直轄の須崎港湾改修事業費負担金や県負担金が増額となりますが、土木管理費や道路橋梁費における道路新設改良費の減額などによりまして、3,829万6,000円の減額補正となっております。

続きまして、4ページ、第9款消防費は238万6,000円の減額、第10款教育費は、主に公民館費更正によりまして41万円の補正、第11款災害復旧費では、農林水産施設の過年発生補助災害復旧費で369万4,000円の補正となっております。

そして、第13款諸支出金では、水道事業会計繰出金として4,171万3,000円を補正計上いたしております。

これらに充当いたします財源といたしましては、2ページの歳入でございますが、第11款地方交付税が2,879万8,000円の補正、第15款国庫支出金は1,467万8,000円、第16款県支出金は4,603万6,000円がそれぞれ減額となっております。

次に、第19款繰入金は303万5,000円、第20款繰越金は2,459万7,000円、第21款諸収入は2,189万4,000円、第22款市債は3,000万円の補正となっております。歳入合計で4,761万円を計上いたしております。

続きまして、5ページ、第2表、繰越明許費補正でございますが、第2款総務費第1項総務管理費、建築物耐震対策緊急促進事業費から第3項戸籍住民基本台帳費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第6款農林水産業費第1項農業費、第2項林業費、第3項水産業費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、6ページ、第2項道路橋梁費、第3項河川海岸費、第4項港湾費、第5項都市計画費、第10款教育費第2項小学校費、第11款災害復旧費第1項農林水産施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費までの全27事業につきまして、翌年度に繰り越す必要が生じたことから、追加補正をお願いするものであります。

なお、各事業の金額につきましては記載のとおりで、御確認ください。

また、6ページ下段の第8款土木費第5項都市計画費、下水道事業特別会計繰出金につきましては、金額を200万円増額し、900万円に変更するものであります。

続きまして、7ページ、第3表、債務負担行為補正でございますが、庁舎警備業務委託、期間は議決日から令和6年度まで、限度額は1,401万5,000円から上分市民交流会館指定管理業務委託までの業務委託及び負担金、全11事項につきまして追加をお願いするものでございます。

なお、期間及び限度額につきましては、記載のとおり御確認いただきたいと思います。

最後に、8ページの第4表、地方債補正でございますが、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業につきまして、限度額を2,060万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおり追加するとともに、災害復旧事業を10万円増額の7,660万円、過疎対策事業を930万円増の13億3,900万円、緊急自然災害防止対策事業を120万円増の5,200万円、緊急浚渫推進事業を120万円減の2,430万円とし、起債総額を940万円増の16億3,330万円に変更しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、9ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（西村泰一君） 建設課長。

〔建設課長 楠瀬晃君登壇〕

○建設課長（楠瀬晃君） 市議案第28号令和5年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

議案書69ページ、別冊補正予算書の25ページからでございます。第1条、歳入予算の補正についてですが、26ページの歳入の第4款繰入金第1項他会計繰入金、第6款市債第1項市債で200万円を財源更正するものであります。

続きまして、第2表の繰越明許費補正につきましては、第1款下水道費第1項下水道費の下水道施設管理費で100万円を繰り越すものであります。

なお、詳細につきましては、事項別明細書を御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 濱崎守央君登壇〕

○長寿介護課長（濱崎守央君） 市議案第29号令和5年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

議案書70ページ及び別冊令和5年度須崎市補正予算書、令和6年度3月補正の30ページを開き願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億770万1,000円としようとするものでございます。

それでは、31ページの第1表の下段、歳出より御説明を申し上げます。歳出につきましては、第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費500万円の増額補正につきましては、第1号訪問・通所・生活支援事業費に係る負担金の更正によるものでございます。

続きまして、上段の歳入につきましては、第3款国庫支出金第2項国庫補助金を125万円、

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金135万円、第5款県支出金第2項県補助金62万5,000円、第7款繰入金第1項一般会計繰入金62万5,000円、同款第2項基金繰入金115万円の増額補正につきましては、歳出に關します事業費増額分の財源拠出部分に沿ったものとなっております。

なお、詳細につきましては、32ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の御参照をよろしくお願い致します。

○議長（西村泰一君） 水道課長。

〔水道課長 中村幸二君登壇〕

○水道課長（中村幸二君） 市議案第30号令和5年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案書は71ページ、別冊の水道事業会計補正予算書は1ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の補正でございますが、令和5年度末退職者の退職金の一部につきまして、一般会計からの繰入れがございますことから、収入の部、第1款事業収益第2項営業外収益並びに支出の部、第1款事業費用第1項営業費用をそれぞれ1,692万4,000円増額するものでございます。

また、これによりまして、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、職員給与費を1,692万4,000円増額し、1億61万3,000円、続く第4条、他会計からの補助金も1,692万4,000円増額し、3,999万9,000円に改めるものでございます。

なお、2ページ以降には補正予算実施計画書と明細書を添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小野修一郎君登壇〕

○生涯学習課長（小野修一郎君） 市議案第31号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書72ページでございます。本議案は、須崎市立吾桑交流会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市吾井郷乙497番地1、吾桑地区地域自治組織を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間といたしております。よろしくお願いいたします。

続きまして、市議案第32号指定管理者の指定につきまして、御説明いたします。

議案書73ページでございます。本議案は、須崎市立上分交流会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市上分丙344番地の2、上分地区地域自治組織を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間といたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 元氣創造課長。

〔元氣創造課長 松浦すが君登壇〕

○元氣創造課長（松浦すが君） 市議案第33号指定管理者の指定につきまして、御説明申し上げます。

議案書74ページでございます。本議案は、すさき街角ギャラリーの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、須崎市鍛冶町1番20号、一般社団法人すさき芸術協会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間といたしております。

続きまして、市議案第34号指定管理者の指定につきまして、御説明申し上げます。

議案書75ページでございます。本議案は、集落活動センターあわの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、須崎市安和248番地3、集落活動センターあわを指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間といたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 國澤豊君登壇〕

○プロジェクト推進室長（國澤豊君） 市議案第35号、議案書76ページ、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本議案は、須崎市海のまちづくり推進施設の管理等について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市東古市町1番30の1号、一般社団法人須崎海のまち公社を指定管理者に指定することについて、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 副市長。

〔副市長 平井和久君登壇〕

○副市長（平井和久君） 市議案第36号から43号までの須崎市農業委員会委員の任命につきまして、順次、御説明をさせていただきます。

まず36号から39号まででございます。議案書の77ページを御覧ください。

本議案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、須崎市農業委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

77ページ、市議案第36号は、須崎市神田1509番地、武田作實氏につきまして、次に、79ページ、市議案第37号は、須崎市安和2740番地、古谷武徳氏につきまして、次に、8

1 ページ、市議案第 38 号は、須崎市下郷 365 番地 3、横山洋一氏につきまして、次に、83 ページ、市議案第 39 号は、須崎市吾井郷乙 1258 番地、堅田良明氏につきまして、以上 4 人につきまして、それぞれ任命するものでございます。

履歴書につきましては、それぞれ掲載しておりますので、御参照のほうよろしく願いいたします。

○議長（西村泰一君） 暫時の間、休憩いたします。

午後 0 時 01 分 休憩

午後 0 時 01 分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。副市長。

〔副市長 平井和久君登壇〕

○副市長（平井和久君） 市議案第 40 号須崎市農業委員会委員の任命につきまして、御説明をさせていただきます。

議案書は 86 ページを御覧ください。本議案は、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づきまして、須崎市上分乙 626 番地、宮田志野氏を須崎市農業委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

履歴書につきましては、87 ページに掲載をしているものでございますので、御参照をいただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

○議長（西村泰一君） 暫時の間、休憩いたします。

午後 0 時 02 分 休憩

午後 0 時 02 分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。副市長。

〔副市長 平井和久君登壇〕

○副市長（平井和久君） 市議案第 41 号から 43 号までの須崎市農業委員会委員の任命につきまして、御説明させていただきます。

議案書は 89 ページを御覧いただきたいと思ひます。本議案は、農業委員会等に関する法律第 8 条、第 1 項の規定に基づきまして、須崎市農業委員会委員、任命することにつきまして、議員の同意を求めるものでございます。

89 ページ、市議案第 41 号は、須崎市浦ノ内西分 1040 番地、津野真哉氏につきまして、次に、91 ページ、市議案第 42 号は、須崎市浦ノ内西分 2806 番地、大野彰氏につきまして、最後に、93 ページ、市議案第 43 号は、須崎市押岡 1326 番地、橋田忠志氏につきまして、それぞれの任命のほうをお願いするものでございます。

なお、履歴書につきましては、それぞれ議案ごとに掲載しておりますので、御参照のほうよろしく願いいたします。

○議長（西村泰一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） それでは、市議案第44号須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書（その2）1ページから3ページでございます。本議案は、職務、職責の規定における係長職の重複解消と、職務、職責、職名の見直しによりまして、非役付き職員の到達基準を改め、人事評価を昇格、昇給にしっかり反映させることにより、さらなる人材育成と組織の活性化につなげようとするものであります。

2、3ページの改正内容でございますが、第1条では、須崎市一般職員の給与に関する条例の一部改正として、附則に第13項及び第14項を加えることといたしております。第13項は、令和6年4月1日の前日において、4級である職員のうち規則で定めるものにつきまして、3級に切り替えること及び給料月額について規定をいたしております。第14項は、4級を係長と主任に改め、3級から係長を削除するものであります。

第2条の改正といたしましては、一部の職務を経過措置として令和7年から適用するための措置に係る改正となっております。

なお、附則といたしまして、第1条では、この条例は令和6年4月1日から施行することといたしておりますが、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行することといたしております。

第2条では、令和6年4月1日における職務の級の切替え等に伴う経過措置として、第1項では、差額の支給について、第2項では、権衡上の措置について、第3条では、切替日以降の異動者の号給の調整について定めております。

第4条、第5条は、第2条、第3条と同様の内容で、令和7年4月1日における職務の級の切替え等に伴う経過措置を、第6条では、規則への委任について定めることといたしております。

続きまして、市議案第45号債権の放棄につきまして、御説明いたします。

議案書（その2）4ページでございます。本議案は、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、債権を放棄することにつきまして議決をお願いするものでございます。

債権の名称は、移転補償契約に関する公金支出金返還請求事件に係る損害賠償金、債務者は、宗教法人、円教寺、債権金額は、元金及び遅延損害金合わせて2億832万1,822円、放棄の理由といたしましては、強制執行等により無資産となり、この間の法人運営状況から資力の回復が困難で、債権を回収する見込みがないためであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 市議案第46号須崎市教育長の任命につきまして、御説明いたします。

議案書（その2）5ページ、6ページでございます。本議案は、令和6年3月31日付で退任されます細木忠憲教育長の後任といたしまして、東京都台東区花川戸2の19の5の903、竹内新氏を教育長に指名することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、同意を求めるものでございます。

なお、6 ページに履歴書を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 以上で議案の説明は終わりました。

日程第4 議会議案第1号

○議長（西村泰一君） 日程第4、議会議案第1号を議題といたします。

△議案説明

○議長（西村泰一君） 提案理由の説明を求めます。議会改革調査特別委員会副委員長・海地雅弘さん。

〔議会改革調査特別委員会副委員長 海地雅弘君登壇〕

○議会改革調査特別委員会副委員長（海地雅弘君） 議会議案第1号須崎市議会基本条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

本案につきましては、昨年12月の議会改革調査特別委員会の中で、須崎市議会基本条例を改正する旨の提案がございまして、このたび、当委員会を代表し提案するものでございます。

改正内容は、第5条第3項中「その趣旨を確認するものに関して」を削るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で説明を終わりますが、全会一致の御賛同をお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 議案の説明は終わりました。

これより議会議案第1号について、質疑に入ります。4番杉山愛子さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 日本共産党の杉山愛子です。よろしくお願いいたします。

議会議案第1号について、質問いたします。

執行部の反応について、議員の質疑及び質問に対し、その趣旨を確認するものに関して、反問することができるの条文中、その趣旨を確認するものに関しての部分削除しようとするものですが、他の自治体の議会における反問について調べましても、議員の質問の趣旨が明瞭でないなどの場合において、それを確認する反問を認めている議会が多いのではないかと思います。須崎市においても、この範囲で、これまでも執行部から反問も行われておりました。該当の条文を削除することにより、反問の範囲が不明瞭となりますが、どのような反問を想定して削除をされるのでしょうか。反問の範囲や定義についてお聞きしたいと思います。

また、それについて、条文中に明記をしておく必要があると思いますが、どのようにされるのかお聞きします。

○議長（西村泰一君） 議会改革調査特別委員会副委員長・海地雅弘さん。

〔議会改革調査特別委員会副委員長 海地雅弘君登壇〕

○議会改革調査特別副委員長（海地雅弘君） お答えいたします。御質問の内容につきましては、議会改革調査特別委員会では議論をされておられません。

本条例の第19条には、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は別に定めるとありますので、反問の範囲や定義につきましては、条例が改正された後に、必要に

応じて議会改革調査特別委員会や議会運営委員会あるいは議員協議会で協議しながら、適宜決めていくものであるというふうに考えております。以上です。

○議長（西村泰一君） ほかに質疑はありませんか。杉山愛子さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） もう1問、質問させていただきます。

反問に関する細かな規定について、先ほど別に定める、必要に応じてということでお答えもありましたけれども、例えばこれからお聞きするようなことも特別委員会で議論されていないということでしたら、大変審議不十分であると思いますので、委員会のほうで継続審議とすべきであると考えてるのでお聞きをしたいと思います。

反問について、その回数ですとか反問できる者、また人数、反問時間などの規定はどのようにするのか、細かな規定がなければ、制度上全ての質問に対して、何度でも何問でも反問ができるということになりますので、決めておくべきと思います。

次に、反問は議員の質問時間に含まれるのか、反問が議員の1時間の質問時間の中に含まれますと、議員の質問時間が削減ということになりかねませんので、含めるべきではないと考えますけれども、その辺り、どのように決められるのかお聞きします。

○議長（西村泰一君） 議会改革調査特別委員会副委員長・海地雅弘さん。

〔議会改革調査特別委員会副委員長 海地雅弘君登壇〕

○議会改革調査特別副委員長（海地雅弘君） 先ほど答弁したものと一緒になると思いますが、本条例の第19条には、本条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めるとありますので、反問の範囲や定義におきまして、条例改正した後に、必要に応じて、議会改革特別委員会や議会運営委員会あるいは議員協議会で協議しながら決めていくものと考えておりますので、同じ回答になりますが、その中で議論されるべきものと考えております。

○議長（西村泰一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） これにて質疑は終結いたします。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議会議案第1号については、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議があるようでございますので、起立により、ただいまより採決をいたします。

議長の提案のとおり、委員会への付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西村泰一君） 起立多数であります。よって、議会議案第1号は、委員会への付託を省略することに決しました。

△討 論

○議長（西村泰一君） 続きまして、討論に入ります。大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 議会議案第1号須崎市議会基本条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

我々須崎市議会のこの議場の場の議論で、一般質問や委員会において、詳細な質問、質疑が熱心に行われております。

しかしながら、今日まで、この質問、質疑を深く掘り下げていく中、当初の質問、質疑の趣旨から逸脱することがまれにありました。このような状況下、市長をはじめ執行部からの答弁は、どのような答弁ができるか、これでふさわしいのか非常にふびんに思い、また、明確な答弁になっているのかと思うところや質問が逸脱していき、再三、この議論が止まったこと、このようなことがあることは、須崎市議会としてケーブルテレビで中継されている以上、市民の皆様から見ても不信感を与えることになっているのではないかと心配しておるところでございます。

質問趣旨に対する反問のことではなく、反問権の範囲を広げることにより、今以上に円滑な議会運営に取り組み、我々議会と市長、執行部との不明点や疑義のあるような質問、質疑ではなく、開かれた議会運営としていき、議会と市長、執行部が互いに対等に未来ある須崎市を目指して、論点、争点を明確にし、議論を深めていくことが大切であり、この基本条例の一部を改正する必要があります。

以上、議会議案第1号に対して、賛成の討論とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村泰一君） ほかに討論はございませんか。杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 日本共産党、杉山愛子です。

議会議案第1号について、先ほど委員会付託の省略について異議を唱えましたが、採決の結果、委員会付託は省略という決議がなされました。

議案の採決に当たり、私は日本共産党須崎市議団を代表しまして、反対の立場で討論を行います。

本議案は、須崎市議会基本条例第5条第3項の議員の質疑及び質問に対し、その趣旨を確認するものに関して、反問することができるの条文のうち、その趣旨を確認するものに関する部分を削除しようとするものです。

条例改正の目的は、執行部と議員が対等の立場で議論を行うためという説明がございましたけれども、この条文を削ることにより、執行部と議会が対等になるということの道理は不明です。二元代表制の議会において、議員は市政の監視機関として、予算の編成権、執行権を持つ市長及び執行部に対して、住民の立場で多様な意見を届けるために質問を行います。

そのときに、圧倒的情報量を持つ市の側が、その趣旨を確認する範囲を超えて反問を行うということがなされた場合、ともすれば議員の質問が威圧され、制限される事態が生じかねません。また、反問の定義や範囲などについても条文に追記をしない、反問時間や回数、反問が質問時間に含まれるのかなどの細かなルールづくりも行わないままの条例改正であれば、市の側が意図的に議員の質問時間を制限することも制度上は可能となります。せめて、そういったことが生じ

得ないように、ルールをきちんと事前に設けて、条文に追記するということが必要ではないでしょうか。

条例の改正に当たり、以上のようなことについて審議も尽くされていないということは、先ほど副委員長との質疑、答弁の中でも明らかであります。反問は、これまでも質問の内容が不明瞭な場合などには、その内容を確認する目的で行われておりまして、その範囲で十分であると考えます。

以上のような理由から、条例改正には拙速であって、今後も十分に審議を尽くした上での改正を行うべきと考え、本議案に反対をいたします。

議員の皆様、熟慮の上、適切な御判断をお願い申し上げ、反対討論を終わりたいと思います。

○議長（西村泰一君） ほかに討論はありませんか。松田健さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 議会議案第1号須崎市議会基本条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回のその趣旨を確認するものに関して、削除するという事で反対討論もありました。この本議会において、議員とやはり執行部の皆さんが対等あるいは平等な立場で議論するために、双方が質問できて当然だと考えております。それは、今まで執行部のほうも、当然、壁を越えるような質疑があったわけでもないですし、当たり前の考え方に基づいた、執行部に趣旨を確認するものにとどまらず質問あるいは反問権を与えることに、付与することによって、当然だと考えております。

そして、この市の政策の説明を議員が求めるのであれば、当然、議員も質問事項を十分精査をして、その上で政策論争をすることが、このよりよい須崎市を生んでいく上で、この議会の運営だと考えております。

ぜひ、この改正すべき条例のその趣旨を確認するものに関してを外して、自由な平等な議会の運営ができるためにも、賛成討論とさせていただきます。

○議長（西村泰一君） ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） これにて討論を終結いたします。

△議会議案第1号採決

○議長（西村泰一君） これより議会議案第1号須崎市議会基本条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西村泰一君） 起立多数であります。よって、議会議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（西村泰一君） 以上をもって本日の日程は全部議了いたしました。

お諮りいたします。明日から３月１１日までの５日間は、議案下審査等のため休会し、３月１２日から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よって、明日から５日間は休会することに決しました。

３月１２日の日程は、一般質問であります。開議時刻は午前１０時。

本日は、これにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後０時２３分 散会

第482回須崎市議会3月定例会会議録

議事日程

令和6年3月12日（火曜日）午前10時開議

第1．一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1．一般質問

出席議員

1 番	高橋 祐平君	2 番	大崎 宏明君
3 番	宮田 志野君	4 番	杉山 愛子君
5 番	吉野 寛招君	6 番	松田 健君
8 番	山本 啓介君	9 番	森田 收三君
10 番	海地 雅弘君	11 番	森光 一晴君
12 番	高橋 立一君	14 番	西村 泰一君

欠席議員

7 番	佐々木 學君
13 番	土居 信一君

説明のため出席した者

市 長	楠瀬 耕作君	副 市 長	平井 和久君
会計管理者兼会計課長	中山 明君	総 務 課 長	梅原健一郎君
企画情報課長	宮本 良二君	プロジェクト推進室長	國澤 豊君
元気創造課長	松浦 すが君	文化スポーツ・観光課長	堅田 典寿君
防災課長	久万 敏幸君	税務課長兼固定資産評価員	森光 和明君
建設課長	楠瀬 晃君	農 林 水 産 課 長	岡田 進一君
住宅・建築課長	國廣 哲也君	環 境 未 来 課 長	森光 澄夫君
長寿介護課長	濱崎 守央君	健 康 推 進 課 長	中川 雄大君
市民課長	大崎 弘美君	福 祉 事 務 所 長	山岡 伸也君
人権交流センター所長	松浦 永治君	水 道 課 長	中村 幸二君
教 育 長	細木 忠憲君	学 校 教 育 課 長	中西 司君
生涯学習課長	小野修一郎君	子ども・子育て支援課長兼 青少年育成センター所長	寺田 良生君

事務局職員出席者

局

長 嶋崎 貴寿君

主

幹 山沖 二葉君

午前10時 開議

○議長（西村泰一君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。市長より今期定例会に付議されました市議案第45号、債権の放棄についてにつきまして、地方自治法第242条第10項の規定に基づき、監査委員より意見書の提出がありましたので、その写しを議席に配付いたしております。

また、7番佐々木學さんと13番土居信一さんから、病氣療養のため、本日1日欠席の届出があつております。

日程第1 一般質問

○議長（西村泰一君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。11番森光一晴さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） まず最初に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

市長は、3つの創で須崎市を活かすと公約されました。その中で何点かお聞きしたいと思えます。

まず1つ目、安心・安全を創るにおいて、木造家屋耐震化の補助拡充策についてです。市長の公約の安心・安全を創るにおいて、地震・津波による防災対策の中で、木造家屋に対する耐震化の補助上乗せや対象拡大を新年度で検討していくとのことでありますが、耐震基準を下回る木造住宅や障害者の居住する家屋に家屋耐震シェルター設置も拡充策に含めて補助金の対象とすることを要望いたすところであります。過去の地震でも家屋の下敷きとなり命を落とした事例も報告されており、押し入れや居間、寝室などに耐震シェルターを設置することで、行動が遅れがちな高齢者や障害者などの多くの人々を守る可能性があり、地震・防災対策に耐震シェルターを含めることを強く要望いたします。

国土強靱化地域計画の中で、起きてはならない最悪の事態に対する、8つの目標のうち、直接死を最大限に防ぐ、その一つに建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態を上げています。市長の所見をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。能登半島地震を受けまして、市民の皆様からも木造住宅耐震化促進事業について、多くお問合せをいただいております。

本市では、国、県の補助金を活用しながら木造住宅耐震化促進事業を実施しておりまして、これまで補助金の限度額を耐震設計で20万5,000円、補助率は10分の10でございます。耐震改修におきましては100万円、これは補助率としては10分の8として、耐震基準未滿の木造住宅の耐震化を進めてまいりました。令和6年度から県補助金の限度額が引き上げられることに伴いまして、本市補助金の限度額につきましても耐震設計で35万6,000円、補助率は10分の10、耐震改修で165万円、補助率10分の10に改めるよう補助金交付要綱の改正を行うことといたしております。

御質問の室内耐震シェルターについてでございますが、耐震シェルターは、家屋の一室に設置するものと承知しておりますが、その有用性につきまして、今後研究してまいりたいと考えております。木造住宅耐震化促進事業は、耐震基準を下回る木造住宅について、家屋全体の耐震性を基準値以上とするものでございまして、令和6年度からの拡充により、工事費用が限度額以内であれば自己負担なく耐震改修を行うことが可能となりましたので、補助金を活用して耐震改修を行っていただきたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） ぜひ須崎市も耐震化率が上がることを願っております。いろんな形で耐震をすることは重要だというふうに思っております。ニュース等によりますと、黒潮町では600万円のお金をかけて、その個人負担が要らないで耐震化が進んでというようなニュースも少し聞いておるんですけども、できるだけいい方向に行って、耐震化が進むことを願っております。

次の質問に移らせていただきます。次の安心・安全を創るについて、須崎市は日本一健康な市を目指すということですが、このことについて伺います。

人間の永遠のテーマは、不老不死が永遠のテーマかなというふうに思っておるとこなんですけども、不老不死とはなかなかできないことでありまして、ここのところ厚生労働省が健康に配慮した飲酒に関するガイドラインを公表しました。これは、アルコール健康障害の発生を阻止するため、国民一人一人がアルコールに関する問題への関心と理解を深め、自らの予防に必要な注意を払って、不適切な飲酒量を減らすために活用されることを目標としてるようであります。須崎市は、日本一の健康市を目指し、健康増進施策を企画することを上げているようですが、日本一健康な市を目指すために不適切な飲酒量を減らすことなどを含めた取り組みなど、須崎市としてどのような特色のある取り組みをされるのか、所見をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 日本一健康な市を目指すということで、飲酒に限らず、いろんな施策を講じようとしておるところでございますが、ちょうど現在、令和7年度を開始年度といたします第4期健康増進計画策定に向け、作業を進めておりますので、この飲酒に関しての具体的な内容につきましては、健康推進課長から御答弁申し上げます。

○議長（西村泰一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 中川雄大君登壇〕

○健康推進課長（中川雄大君） 私のほうからお答えします。これは令和4年度の調査結果になりますが、本市におきましては、男性の約60.5%が毎日飲酒の習慣があり、さらに生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している方は38.3%いらっしゃるということで、これは飲酒頻度、飲酒量ともにガイドラインの規定量及び県下の平均を上回っておるという状況でございます。このことから、第3期須崎市健康増進計画に基づき、適正な飲酒量を守る人を増やすという目標を達成するために、アルコールが及ぼす影響や適正飲酒についての周知啓発、また相談体制の充実といった取り組みを継続して実施しております。

具体的には、健診時の保健指導をはじめ、市内イベントなどでアルコールパッチテストを使って自身のアルコール体質を知ってもらう取り組み、また、母子健康手帳交付時の面談において、アルコールが母体及び胎児に及ぼす影響について説明するなど、自分に合ったお酒の飲み方を知った上で、より健康的な生活を心がけていただくような取り組みをいたしております。

現在、令和7年度を開始年度とする第4期健康増進計画策定に向けて、アンケートを実施するなど、現状把握・分析をしておるところでございます。お酒に合うおいしい料理が多い須崎市ですが、今後、地域性に合った効果的な取り組みをすることにより、個人の状況に応じた適正な飲酒習慣を広めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西村泰一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 私も以前にその健康推進の観点から、南公民館に勤務している頃には、委員ということで入らせていただいております。当時もお酒の適量についての話はたくさん取り上げられておりました。昔はお酒は百薬の長と言われた時期もあったんですが、だんだん時間がたつにつれて、ニュースによりますと、少量でも健康に、どんだけか分かりませんが、害を及ぼす可能性があるというようなニュースもあるわけですが、須崎市としては、そのおいしい食べ物もありますし、おいしいその魚でお酒を飲むと、非常にそのお酒の価値が高まるような地域でございますので、みんなでいろいろ研究をしながらおいしいお酒が飲めるという環境になっていけばいいかと思えます。

何か私の質問で、お酒を飲んだらいかなのじゃというようなニュアンスに取られないようにしていきたいなというふうに思います。お酒もやはり重要なその生活の一部であるというふうな認識ではあります。あるドクターが、ドクターはお酒のことについては結構その高い知識を持っておられる方が、リスクがあっても、個人的にはそれには代えられないと、いいものがあるというふうに言われてるぐらいですから、やっぱりお酒も楽しく、有意義に飲めば、また違う意味ですごくいいんじゃないかなと。

一方、健康でいることの人が増えてくれば、間接的には医療費の削減につながってくるという可能性もありまして、やはり、この厚生労働省が出しております基準を、みんなで意識を合わせて守っていくようにすると、ひいてはそういう健康保険医療費の削減につながるという可能性もあるのかなというふうに考えております。この辺はみんなで意識を合わせて取り組

んでいければと思います。須崎市から何かすごい取り組みで、これが決め手になって健康増進できるというようなものが生まれてくる可能性もあると思っておりますので、そこら辺も期待をしていきたいというふうに思います。

次に移ります。次に、地域を創るにおきまして、高台整備についてであります。

今まで高台整備ができてこなかった一つの要因として、財政難が上げられると思いますが、今後の計画では、小規模住宅の整備を行い、一部は2年ほどで完成させるとのことですが、小規模で少ない高台整備では、人口流出の歯止めになるほどの効果は疑問であります。最大限に大規模で多くの高台整備が必要だと思いますが、計画の小規模な高台整備の予定場所は何か所ぐらい予定をされておって、どれぐらいの住宅建設が可能か、そこら辺の想定してることについて、計画をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 令和2年度に実施をいたしました高台整備に関する調査では、用地取得や造成に活用できる国からの交付金等がないこと、市の財政負担が大きくなり過ぎることなどを踏まえまして、直ちに事業化には至らないとの判断をしたことは、これまでも繰り返し御説明を申し上げてまいりました。この間、国に対し、補助制度の創設を訴えるとともに、事業規模や手法を見直す中、防災対策に加え、定住促進の観点からも、小規模宅地の整備に向けた調査を実施することになり、今月末には調査結果の報告を受けることになっております。

整備の予定箇所は何か所か、住宅建設戸数は、とのお尋ねでございます。住宅建設戸数を候補地を抽出する際の条件とした場合、本市の地形的特徴の条件の下、一定の広さを確保するためには、候補地の抽出がおのずと制限されてくることなどから、調査段階では、住宅戸数は未定であり、宅地を造成する土地の諸条件により建設可能戸数が決まってくる調査となっております。その分譲地におけますコミュニティ形成や地域活動の観点からも、1つの造成地で10戸から15戸程度の建築が可能な広さは確保したいと考えております。

箇所数につきましても、現在は未定であります。年度内に報告を受ける調査結果を踏まえまして、事業実施の可能性及び候補地等をなるべく早い時期にお示しをさせていただきたいと考えております。防災や人口減少対策からも複数の宅地造成に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） ぜひ、できるだけ多くの家が建てれるような宅地開発をお願いしたいなというふうに思っております。

次に、人口減少問題についてであります。

市長が12年前に就任されてから今日まで約4,000人、人口減となっております。人口は、自然減や社会的要因によるものが上げられ、居住人口を確保するためにも仕事、保育園、小学校、中学校、病院など社会的環境が整っていることが1つ上げられます。自然減によるところは仕方ないものの、特に社会的要因によるものは歯止めをかけ、対策が必要であります。高台整備の数

を増やすことや諸施策により人口流出に歯止めをかけ、定住人口が増えるような策を積極的に進めていきたいと思っております。所見をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本市の人口につきましては、市制が施行された昭和29年には約3万4,000人でしたが、昭和55年以降は人口の減少が続いておりまして、令和5年3月には2万人を割るなど、国の平均と比較いたしましても30年近くも少子高齢化が先行してる状況でございます。

また、昨年12月に公表された国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、2050年の人口は1万434人となり、2020年の人口から49.3%減少するという推計値が示されております。死亡数と出生数の差を示した自然減につきましては、令和3年度では251人の自然減、令和4年度では289人の自然減となっており、今後も300人前後での自然減が予想されております。

転入者と転出者の差を示した社会減につきましては、令和2年度では206人の社会減、令和3年度では159人、令和4年度では56人の社会減となっており、減少幅は年々縮小はしておりますが、これまでの移住政策などによる効果も若干あったのではないかと考えておりますが、現時点ではまだ社会増というふうには至っていない状況でございます。

また、各課におけます移住や子育て支援などの人口減少対策の取り組みは進めているものの、想定を上回るペースでの人口減少が進んでいることから、人口流出の多い若者世代、その中でも特に女性の減少を少しでも緩やかにするための施策が必要であると考えております。今後、県の人口減少対策総合交付金なども活用しながら、若い世代の人口増加、働きやすい環境整備、移住定住施策のさらなる充実、子育て支援策の拡充などを行うとともに、高台の整備や若者の雇用の場の確保といった課題に対しまして取り組みを強化していきたいと考えておるところでございます。

○議長（西村泰一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 周りを見ますと、このリストを見ますと、人口が増えた地域とかのそういう条件を聞いておりますと、やっぱり社会的環境が整っているというところで、ひいては保育園の無償化などがあって、子育て世代がやはりそういうところを選んで移住してたりいうニュースも聞かれております。須崎市は残念なことに、須崎エリアもそうですけども、この津波の浸水エリアが多いというようなリスクもちょっとあるわけですし、何とかそこら辺があっても須崎を選んでいただけるようなことになっていければいいかなというふうに考えておるところでございます。

次に移ります。次に、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンの対策についてお伺いいたします。

土砂災害特別警戒区域においては、住民の生命と財産を守る観点から、法律により居室を有する建築物を新築・増築する場合には、土砂災害に耐え得る構造耐力とすることが必要であることから、外壁を強化した場合や防護壁を設置した場合に対し、県には補助金制度がありますが、須

崎市も適用できる補助金制度を設けることを要望するところでございます。レッドゾーン内でも引き続き住み続けたい方や転居が困難な方への対策で、市民の安心・安全を守り、ひいては定住やＵターンを促進することにつながるのではないかとというふうに思います。所見をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 須崎市の津波浸水予想区域及び法の制限を受ける影響の実態といたしまして、本市の総面積は１万３，５２０ヘクタールで、そのうち津波浸水予想区域に加えまして土砂災害防止法の指定による法などの制限を受けておる規制地域は約２，９３０ヘクタールございまして、何も規制されてない平地の面積は、宅地と農地を合わせまして３８３ヘクタール、総面積の２．８％程度しかない状況でございます。

そして、規制区域の中で土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内では、住宅の建て替えなどの際に、土砂災害に対して安全な構造とするよう建築物の構造規制が行われます。高知県では、補助事業者を市町村といたしまして、県２分の１、市町村４分の１の補助率となります建て替え等の際に必要となる防護壁等の追加費用の一部を補助する高知県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業費補助金を創設しておりまして、令和６年２月末時点では高知県内で９町村が補助金要綱を制定しております。レッドゾーン内で暮らし続けていく方々の安全性の向上と当市への定住を支援するために、この補助金制度の活用を、県と協議の上、取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西村泰一君） 森光さん。

〔１１番 森光一晴君登壇〕

○１１番（森光一晴君） ぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、市営バス関係について、ちょっとお伺いしたいと思います。

まず１点目ですけれども、今、バスの運行については市営路線バスとスクールバスと、それから保育園児を送迎するバスというふうに運行がなされてるわけなんですけど、まず１点目は、市営バスの運行と地震・津波対策、避難誘導訓練について。

南海トラフ地震などで津波が想定されていることから、バス車内への避難道の掲示を行うなど、啓発に努めるとともに、運行途中で地震・津波が発生した場合に備え、行政と運行会社と連携を取り、避難場所へ避難誘導訓練を実施できないか、このことについてお伺いいたします。企画情報課長をお願いします。

○議長（西村泰一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 宮本良二君登壇〕

○企画情報課長（宮本良二君） お答えいたします。本市におきましては、市営バスの運行ルート上に南海トラフ地震などによる津波発生時に浸水が予測される地域が含まれております。御提案のありましたバス車内への指定避難場所への掲示につきましては、日頃の危機意識を高めることにもつながるため、避難場所の分かる図面とともに乗客の皆様が災害時に取るべき行動などにつ

いて掲示を行いたいと考えております。また、委託先である運行会社には、運行ルート上の指定避難場所について、あらかじめ周知するとともに、発災した場合には、乗客の皆様の安全確保を最優先し、的確な初動対応により速やかに最寄りの指定避難場所に乗客の皆様を誘導できるよう、避難訓練の実施を行いたいと考えております。以上です。

○議長（西村泰一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 同じく、スクールバスも同じような関係で、この乗ってる方の対象はほぼ近いのかなと、高校生とか学生ですので、そういうのを掲示していくということで、今、企画情報課長から御答弁いただきましたように、同じようなことができるのかなと思いますが、あえてコメントして、質問をさせていただきます。

スクールバスの運行と地震・津波避難訓練について、市営バスと同じくスクールバスにおいても南海トラフ地震などで津波が想定されることから、バス車内への避難路の掲示を行うなど、啓発に努めるとともに、運行途中で地震・津波が発生した場合に備え、行政と運行会社で連携を取り、避難場所へ避難誘導訓練を実施できないか伺います。学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 中西司君登壇〕

○学校教育課長（中西司君） お答えいたします。森光議員御指摘のスクールバス車内への避難道の掲示に関しましては、啓発を行うことによりまして、乗客の皆さん御自身の防災意識の高揚にもつながると考えておりますので、非常に効果的であると思っております。そうしたことから、掲示するよう検討をしてみたいと考えております。

避難訓練につきましては、児童生徒や一般の乗客の方もおいでますので、そうした皆さんを守る観点から必要であると考えますけれども、スクールバスの場合は学校との調整も出てこようかと思いますので、適切な実施方法などにつきまして、学校や運行会社と協議をしてみたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） ぜひ一つよろしく願いいたします。

次に、保育園の送迎バスについて、同じく伺います。保育園の送迎バスの運行と地震・津波避難誘導訓練について。

同様に、南海トラフ地震などに津波が想定されていることから、運行途中で地震・津波が発生した場合に、保育園児をどのように避難誘導するかなど、情報の共有と、行政と運行会社と連携を取り、避難場所への避難誘導訓練を実施できないか、子ども・子育て支援課長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 寺田良生君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（寺田良生君） お答えいたします。議員御指摘のとおり、本市におき

ましては、南海トラフ地震等により保育園送迎バスの運行ルートに地震発生時に浸水地域が想定されていることから、令和4年、令和5年と保育園送迎バスの委託業者への防災研修を実施しており、過去に被害を受けた南海トラフ地震の被害想定や須崎市が行っている地震や津波に対する対策などに、地震・津波災害について理解を深めていただき、より安全な運行をしていただけていると考えております。

議員御案内のとおり、今後は、より具体的に運行途中での地震・津波などが発生した場合に、園児の安全確保を優先し、どのように避難誘導していくのかを協議し、また避難訓練実施を検討していきたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） やはり、これ訓練というのもなかなか、運行時間だとか、学校の場合なんか、特にその始業時間に間に合わないといけないとか、いろいろあると思います。実際の訓練になると、相当検討する必要はあるんだろうなというふうには認識はしております。特に保育園児の送迎バスについては、園児にすぐ指示をしても、なかなかすぐ理解ができなかったり、人手とかいうような面でも、やっぱり時間もかかる、その訓練する場所にもよるかとも思うんですけども、やはり園児を預けて保育園に行かせる父兄からすると、そういうことを想定してないかも分かりませんが、万が一あったときに非常に困るところもありますので、これは今、添乗員が1人ですかね、これは運行会社のほうで添乗員は対応していただいているというふうに思うんですけども、いざそういう場所になってみると、1人じゃちょっと無理じゃないのかというふうにも感じる場所でもあります。そうかといって、運転士さんも何人も乗るとかいう話にはならないと思いますので、ここらは非常に検討する課題がたくさんあると思いますけども、できるだけいい方向に進めていただけるようお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問です。野見湾の整備についてです。

野見湾は、景観もよく海面も穏やかで、湾内においての釣りは絶好であります。海のまち須崎市の野見湾に、例えば、潮ばかり公園の対岸で、中ノ島までの道中の湾内側の海岸沿いなどに新たな海岸までの道路を整備し、自然を利用した海上釣りいかだや磯釣り場を整備し、釣り客などの流動人口を増やす取り組みを要望いたすものであります。文化スポーツ・観光課長、よろしく願いいたします。

○議長（西村泰一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 堅田典寿君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（堅田典寿君） お答えいたします。野見湾での釣りにつきましては、非常に人気が高く、特に休日には潮ばかり公園周辺の堤防を中心としまして多くの皆さんにお越しをいただいております。現在本市では、須崎市観光漁業センターを活用いたしまして、市内の沿岸等の磯釣りや船釣り、いかだ釣りの御案内をさせていただいており、市内や市外、県外からも多くの皆さんにお越しをいただき、本市での釣りを満喫いただいております。

今回議員からは、野見湾での海上釣りいかだや磯釣り場の整備の御提案であります、さきに

申しましたとおり、現在観光漁業センターから各釣場への渡し等の御案内をさせていただいておりますので、新しい釣場の整備につきましては、現状考えておりません。

また、釣りをテーマといたしました交流人口の拡大の取り組みにつきましては、昨年１１月に世界一釣り人にやさしいまちを宣言し、現在、地域活性化のための釣りバカシティブロジェクトがスタートしており、釣りバカコミュニティの立ち上げ運営や地域の方々と協力した市民釣り大会などの各種取り組みを企画中でありますので、これらの取り組みを展開することによりまして、今後さらなる本市への釣りをテーマとした誘客の取り組みを図ってまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 森光さん。

〔１１番 森光一晴君登壇〕

○１１番（森光一晴君） 残念なことに野見湾には新たな場所は造る計画はないという、非常に残念ではありますが、やはり、須崎市全体として流動人口を増やすというような一つの材料にもなるのかなというふうに捉えておるところでございます。須崎市としてもいろんな計画はあることは承知しておるところなんですけれども、やっぱりここは、できれば、もうちょっとパワーアップもするんじゃないかというような期待もあるところですので、時間もかかると思いますけれども、ぜひ前向きな御検討をお願いしときたいなというふうに思っております。

次の質問に移ります。展望台の設置についてであります。

大谷から中ノ島への間の道路には、太平洋や野見湾、須崎が見渡せる場所があり、大変景観がよいところがあります。自然環境を生かした見晴らしのよい場所に展望台を設置を要望するところですが、文化スポーツ・観光課長、よろしく願いいたします。

○議長（西村泰一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 堅田典寿君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（堅田典寿君） お答えいたします。議員御案内のように、大谷地区から中ノ島地区へ向かう途中には、風光明媚な太平洋や野見湾などが見渡せる場所がありまして、本市ならではの景観スポットとして観光客等の皆さんにも喜んでいただけるものと考えております。今回、この景観を生かした展望台整備についての御提案であります。本市への誘客を図る観光振興の一つの手段として、今後の検討とさせていただきたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 森光さん。

〔１１番 森光一晴君登壇〕

○１１番（森光一晴君） 前向きな検討をぜひお願いしたいなというふうに思っておるところでございます。

次の質問に移らせていただきます。要支援者リストについてであります。

地震・津波発生時の要支援者リストは、本人や家族の了解の下に作成され、現行化が図られているとお聞きしております。リストの扱いについては慎重でなければなりません。地域ごとの住人や自主防災会など情報共有しておくことが重要であります。地区の部落長や婦人部長などにも慎重な取り扱いの下でリストの提供を要望いたすものでございます。防災課長に所見をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 防災課長。

〔防災課長 久万敏幸君登壇〕

○防災課長（久万敏幸君） お答えします。市町村が作成する要介護者リストに基づく避難行動要支援者名簿の提供につきましては、原則同意者の名簿に限り、災害対策基本法第49条にて、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難支援等の実施に携わる関係者と定められており、本市における避難行動要支援者名簿につきましても、市内8地区の自主防災連絡協議会、須崎警察署、須崎消防署、須崎市民生委員・児童委員協議会、須崎市社会福祉協議会への年に一度の更新を図り、提供を行っております。

議員御質問の部落長や婦人部長などへの直接の名簿提供につきましては、法律上困難であると考えますが、条文には、災害発生時または発生のおそれがある場合や特に必要があると認める場合は、避難支援者等関係者に名簿の提供を行えるともあり、有事への対応といたしましては、各地区の自主防災連絡協議会から各自主防災組織などの支援等関係者において情報共有を行っていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（西村泰一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） このリストについては個人情報の部分も含まれておりますし、慎重でなければならないということもありまして、いざというときにはみんなで、余裕があれば手を貸して、する必要もありますんで、情報共有というのは非常に重要なことではあるんです。我々も防災訓練の中でこのリストに基づいて本人宅を尋ねて、ここからどっちへ、どうやって逃げたほうがいいとか、いろんな話をしてきた経過もあります。できるだけ地域に情報を共有して、みんなで取り組んでいきたいというふうに考えております。

本日の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（西村泰一君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。9番森田收三さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） おはようございます。

最初に、市長の政治姿勢について、4期目の決意についてお聞きしたいと思います。

提案趣旨説明や選挙前の様々な報道で決意が述べられているわけです。優先順位をつけるとすれば、どれなのか。上げられた政策は、どれを取っても重要なものだと思うわけですが、あえてこれは先にやらなければいけないと、そういう課題を上げていただいて、そして提案趣旨説明で述べ切れていない、そういった部分があれば、ぜひお示しをしていただきたいと思いますと思うところです。なぜならば、3期連続当選ということで、広く市民に生の声を聞かせることができなかった、そういった点から、あえて今議会最初の4期目の議会として問うところであります。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 森田議員御案内のとおり、提案趣旨説明におきまして、4期目の抱負の一端として、財政健全化の取り組みを緩めることなく努力していくこと、また、公約に掲げました安全・安心を創る、地域を創る、産業を創るの3つの創るで須崎を生かす取り組みを進めていくことを述べさせていただいております。

優先順位ということでございます。事業によりましては緊急性や重要度の違いはあるものの、サービスを受益される市民の皆様のお立場になれば、どの事業、どの取り組みにおいても優先度は高いと考えております。

また、提案趣旨説明で述べ切れてない内容というお尋ねでございます。提案趣旨説明では、防災、子育て支援、人口減対策、産業振興と大きく4つの分野を述べさせていただきましたが、説明で述べてない市政全般の多岐にわたる取り組みにつきましても全力で4期目を務めてまいりたいと考えております。

1つ具体的に言えば、保育、小学校、中学校、これの連携を強化して、やはりこれからの須崎あるいは日本を支える子供の教育を変えていきたいと。保育時代は、やはり非認知能力といいましか、子供たちの自己肯定感、あるいは前向きな自発性等を伸ばす取り組み、そして小・中におきましては、非常に時代が変わってきておりますので、それぞれの子供さんに合わせた個別最適な学び、いわゆるアクティブ・ラーニング等の取り組みがまだ須崎では十分できておりませんので、これらを学校現場と一緒に進めていって、新しい時代の子供たちの育成をやっていききたいと、そのようなことも考えておるところでございます。

公約に掲げました3つの創で須崎を生かす取り組みを進め、市民満足度の向上を目指し、不断の努力を重ねていく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） それでは、次の防災・減災対策についてお聞きいたします。

東日本大震災が起きた年の8月に、私は、福島県相馬市を拠点に、5日間震災ボランティアに参加して思ったことは、地震が海底を震源域の場合、巨大津波には人工構造物では対応できないありさまを目の当たりにして思ったことは、津波を伴う地震ならば、とにかく高台へ避難しなければ、助かった命を守ることはできない、この思いを福島県の海岸沿いを通るたびに強く思ったことです。また、今年の元旦に起きた能登半島地震の教訓を生かさなければならない、こういった観点から質問をしていきたいと思っております。

選挙前の須崎市の課題として、新聞紙上にこういったことが載せられておりました。この10年で人口減少率は市全体で17%、地区別では、海に近い中心市街地の須崎地区の23.3%が特に高く、年代別では25から29歳が42.6%、30から34歳が38.6%と顕著。市企画情報課は、市外に進学して、そのまま就職する人に加え、家を建てたい子育て世代も浸水区域を避けて隣接市町に流出している。事実、市の2022年度新規住宅着工戸数は、1989年以降で最低の27戸で、隣の土佐市の3分の1、佐川町の3分の2よりも少ない。須崎市出身で市

内で勤務する30代男性は、結婚を機に土佐市へ引っ越した。子供が生まれ、持ち家を考えているが、須崎でなくてもいい。妻が高知市で働いていることと須崎市内に十分な宅地がないことが理由。実家は津波浸水区域にある。親にも津波が来るところにしいやと言われた。家を建てても、どうせなくなるなら、こういったことで市外にどんどんと人口が若者世代を中心に流れているわけです。今回市長は高台整備を上げられ、大規模宅地開発は、なかなか予算的なものもあり困難だということで、小規模な宅地造成を掲げているわけですが、これは、避難から、災害から逃れた後に住宅を建てるのか、それとも高台を実現するための住宅分譲、このどちらなのか。

私は、当然今いる方が高台へ移転するものと考えているところですが、しかし、震災、大津波が起きた後、その復興のためにも、どうしても大きな、なくても仮設住宅、そういったものが建てられる、そういった高台の整備も、小規模でもいいわけですが必要だと思うところです。そのところをお聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今回3月末に報告を受けることになっております小規模な高台に関する調査でございますけれども、これは、住宅を建築してもらう、分譲して、そのための整備を目的といたしております。

御質問の、須崎は海のまちで発展した経緯がございますので、どうしても働く場所でありますとか、そういうものは浸水予想区域に事業所とかたくさんあるわけでございまして、ただ、住居につきましては、おっしゃるように、個人の財産として守っていける場所をつくっていくという意味合いでもございます。

もう一つは、あと病院とか、先ほど言われた仮設住宅用地であるとか、災害廃棄物の置場であるとかいうところも、仮に災害が起こったら、高台にこしたことはないわけございまして、これらの含めた大規模な高台開発造成は、現在、国のほうと協議を行っておるところでございまして、何回か御答弁いたしましたけれども、国の今の補助金、補助制度は、津波が来た後に高台整備するのは、もう国がやるわけでございますが、発災前に対策を取るための補助金というのは1個だけあるんですが、非常にハードルが高い、使えない、実質、そんな制度でございまして、ぜひ発災前に事前対策としてやらせていただきたいということを今、強力をお願いしておるところでございまして。3月、今月には国交省さんと勉強会も開くようにしておりますので、それは、そちらの進展をぜひ進めながら、同じような悩みを抱えてる自治体は須崎だけじゃなくて、ほかにも沿岸部にございますので、そういった自治体と一緒にって取り組みを進めていきたいというふうに思っています。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 次、地域の避難所を勘違いしている、こういった情報を耳にすることが度々あります。例えば、須崎のまちの方は、避難タワーを避難場所と。あそこは逃げ遅れ対策で設けられたわけですが、こういうふうに勘違いをされている。また、総合庁舎が避難場所であると、そのように多くの方が思っていたと、こういう事実があったようです。

そこで、どういったことでこの避難場所の再確認を徹底するのか。そして、避難訓練の積み重ねこそが命を守ることにつながるわけですが、避難訓練のやはり回数も、回を重ねることによって、やはり逃げる時間の短縮、そういったことも可能になってくるわけですが、この点についてお聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 防災課長。

〔防災課長 久万敏幸君登壇〕

○防災課長（久万敏幸君） お答えします。本市では、毎年市内全域を対象として、南海トラフ地震の発生を想定した市内一斉避難訓練を実施しており、市民の皆様に避難訓練への参加をお願いしているところであります。また、一斉避難訓練以外にも、各地区での自主防災連絡協議会を中心として、小・中学校等と連携しながら防災訓練を実施いただいております。市民の皆様には、これらの訓練にぜひ御参加いただくとともに、本市ホームページに避難場所の位置図を掲載しておりますので、訓練の機会等御活用いただきながら、最寄りの避難場所の位置や避難場所への所要時間等の確認を行っていただきたいと考えております。

先ほど議員の御質問にありました南古市町津波避難施設での避難訓練におきましても、先月夜間避難訓練を実施いたしまして、このとき周辺市街地の方を避難対象とした避難訓練を行ったんですけれども、その中でもそれぞれの地区の地域の皆様のそれぞれの最短の避難場所への訓練を今後も行っていきたいということで、非常に熱心な御返答もいただきましたので、そういった形で各地域における各避難場所への避難訓練、こちらのほうも今後強力に推し進めていきたいというように考えております。

いずれにせよ今後においても引き続き自主防災組織や学校等、地域との連携した各種訓練に取り組ましまして、市民の皆様の災害対応力の向上と危機管理意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 質問の順序を違って、先に質問をいたしました、元へ戻って、もう一つの質問をさせていただきます。

避難場所は随分と整備されつつあるわけですが、避難所の整備についてはこれからだと思うところですが、どのように整備していくのか。また、避難場所を避難所として活用できる場所もあるのではというふうに考えるところです。さらなる整備拡充が急がれるが、計画についてお聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 防災課長。

〔防災課長 久万敏幸君登壇〕

○防災課長（久万敏幸君） お答えします。本市では、地震・津波災害の避難所として、被災者等を滞在させることが可能な規模・設備の公共施設等16か所を指定しており、これまでに13か所の避難所で防災備蓄倉庫の整備を行い、備蓄食料及び備蓄資材等の整備を進めているところでございます。本年度は、避難所、避難場所合わせて3か所に備蓄倉庫を整備しており、今後も順次整備してまいります。

なお、避難場所は、災害から身を守るため、一時的に避難する場所であり、避難所は、一定の期間避難生活を送る場所であることから、発災後は、安全が確認され次第、避難場所から避難所へ移動していただくこととなります。このため、避難場所と避難所両方の指定がある場所を除きまして、防災備蓄倉庫の整備等も長期滞在を想定した整備は、現状においては行っておりませんが、議員御質問にあります、さらなる整備拡充につきましても、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔９番 森田収三君登壇〕

○９番（森田収三君） 次に、防災・減災には、消防団の果たす役割は絶大なものがあると思うところです。２月に実施した須崎市市民救助隊養成研修なるものが、市長との縁で来ていただいた消防・防災を科学するベアーズ・プランニング代表熊丸講師、進士講師の下、行われたが、参加者は地域防災組織から２４人、各消防団から２１人で行われました。救助訓練に初めて参加したわけですが、２人の講師のアドバイスを全く生かすことができなかったわけです。その点、消防団員の方々は、パニックになったとの感想でしたが、やはり日頃の訓練は生かされていると思うところです。各消防団の充足についてと出動手当の状況、また防災訓練、こういったものに参加したときの手当はどのようになっているのか、以前の質問で多少出動手当は値上げされたようにも聞いているところではありますが、その点お聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 大規模な災害の発生時には、行政や消防による公助には限界がございます、家庭や地域におけます自助、共助が非常に重要となってまいります。公助と共助の両側面を持ちます消防団は、地域防災において中核的な存在であることから、報酬等の処遇改善は、団員の士気向上や家族などへの消防団活動への理解を得るために必要であると考えております。

須崎消防団の出動報酬につきましては、令和４年度までは、緊急出動１回につき５，０００円、演習、会議等の出席１日につき３，７００円でしたが、令和５年度より緊急出動１回につき５，０００円で、活動時間が８時間を超えるごとに５，０００円をプラス、演習、会議等の出席１日につき５，０００円を支給することとしております。また、副分団長以下の団員の年報酬につきましても、令和５年度より４，５００円の増額となっております。新年度には新規団員数人が加入する予定であると伺っておりまして、引き続き消防団員の処遇改善、充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔９番 森田収三君登壇〕

○９番（森田収三君） 現在の消防団員、非常に不足している団もあるようですので、この消防団員の確保、こういったことには全力を尽くしていただきたいことを要望しておきたいと思います。

続きまして、耐震補強については森光議員も聞かれたところですが、私からは、東南海大地震が発生すれば、３２万人の死者が予想されているところです。経済被害は２２０兆円に及ぶと想定されているわけです。以前から３０年以内に７０から８０％の確率で発生すると言われており

ます東南海地震、言われてから随分時間がたつわけですが、また今、30年以内に発生すると言われている点から、せっかく助かった命も、家屋の下敷きになればどうしようもない、こういつたことで、やはり耐震改修の重要性は皆さんも考えている、感じていることと思うんですが、しかしながら、なかなか自分の負担が出るとなれば、思い切ったこともできないと。そして、今、組まれている予算では、限られた戸数しか進まないというふうに考えるところです。

自治体による耐震補強のデータが載っておりました。80%以上耐震補強が進んでいる。そのマップには白い印がありました、そして40%以下というふうに、非常に遅れている自治体は赤く塗られていたわけです。須崎市は薄いピンク色かなと思ったんですが、残念ながら、ちょっと濃いピンク色で、40から60%の耐震補強率というふうに載っていたところです。これを少しでも高めるために、やはりこの予算では少ないんじゃないかと、さらなる予算を上乗せして耐震補強促進を図っていくべきだと考えるところです。所見をお聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 防災課長。

〔防災課長 久万敏幸君登壇〕

○防災課長（久万敏幸君） 議員御発言のとおり、前段市長答弁にもありましたが、本市では、国、県の補助金を活用しながら木造住宅耐震化促進事業を実施しており、これまで補助金の限度額を耐震設計20万5,000円、補助率10分の10、耐震改修100万円、補助率10分の8として、耐震基準未満の木造住宅の耐震化を進めてまいりました。令和6年度から県補助金の限度額は引き上げられることに伴い、本市補助金の限度額につきましても、耐震設計35万6,000円、補助率10分の10、耐震改修165万円、補助率10分の10に改めるよう、補助要綱の改正を行うこととしております。また、補助制度の拡充によりまして、当初予算以上の申請をいただくことも想定をされておりますが、その場合には、補正予算の要求も検討しながら、一層の住宅耐震化の推進を図っていききたいというように考えております。以上でございます。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） それでは、観光振興についてお聞きいたします。

浦ノ内湾のさらなる観光資源を見いだすために、浦ノ内湾の南岸、宇佐大橋を渡った地点にある井尻地区から下中山を抜けて行き止まりとなっている浦場、そこから福良、今川内の2地区をつないで、そして、西は坂内公園から鳴無を通り、須ノ浦までつながって今いるわけですが、その2地区をつなげれば浦ノ内湾が全面的に通行可能、こういったものになるわけです。こういった整備をすれば大きな観光資源ともなるのではないかと、そのように考えるところでありますが、所見をお聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 浦ノ内の観光振興という観点の御質問でございます。御提案のとおり、浦ノ内湾の南岸の各地区を市道でつなぐことによりまして観光振興に取り組んでいくということも考えられますが、実は、湾内には航路で各地区をつなぐ巡航船も就航しておりまして、最近では、この巡航船を活用しました浦ノ内湾を巡る旅行ツアー企画により、多くの皆さんにお越しをいた

だいておるところでございます。ぜひこの巡航船の存続も含めまして、この活用をもっともって
していきたいということも考えておりまして、浦ノ内湾をさらなる観光振興ということで、せつ
かくの内海でございますので、そういう海上クルーズをもっともって押し上げていきたいという
ふうに考えております。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） やはり、巡航船というのは本当に魅力です。ある民宿には、お遍路さん、
日曜日に泊まらないんですよ。なぜだかというと、日曜日、巡航船が運休しているということだね、
やはりこのお遍路さんが巡航船に乗って、弘法大師がここだけは船を使っているよと言われた浦
ノ内湾ですので、大いに巡航船を活用していただきたい、こういうふうに私からも皆さんに要望
しておきたいと思います。

今、山が荒廃して、イノシシによる本当にひどい状況が生まれているわけです。立木が大雨の
たびに海に流れ、そして海岸に打ち寄せられている、特に顕著なのは坂内運動公園、またロゴス
パークの前、こういったところに集積されるわけです。どうしても一番奥まった湾であるという
ことからなのです。やはり、来ていただいた方に美しい海を見せる、こういった点から、人力で
はなかなかごみを回収することはできないわけです。今、浦ノ内湾は、以前のような本当に冬場、
透明度を保ってきました。10メートル底の長靴が見える、そういった状況に戻ってまいりまし
た。こういったごみの回収をするための、何というんでしょうかね、回収船とでも言うのでしょ
うか、これを購入して、そういった景観美を保つために必要ではないかと思うところですが、そ
このところの御所見をお聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 浦ノ内湾が透明度が上がったということでございます。本当にきれいな水
になってきておるといふふうに思っております。その浮遊ごみにつきましては、御案内のとおり、
山々からの立木やいかだ等の資材類などを含めて、ごみが浮遊しているということでございま
して、特に大雨の後には大島地区や坂内地区の海岸にもそのようなごみ類が漂着をしておるなど、
せっかく美しい浦ノ内湾の景観を守るためにも、課題の一つであると考えております。

今回、御提案としてごみ回収船での回収ということをいただきましたが、実は、この浦ノ内湾
の管理につきましては県の管理となっておるところでございますので、毎年7月に開催されてお
ります県との移動土木という会があるんでございますが、そちらで浮遊ごみ対策対応について、
市のほうからも提案をさせていただきたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君）

横浪スカイラインの景観の保持について、たびたび質問をしてまいりました。進んでいるかな
と思えば、そうでもないというのが今の状況ではないでしょうか。いろいろ民有林があり、県の
自然公園ということで、伐採あるいは整備するにもいろんな手続があろうかとは思いますが、

やはり今、13年ぐらいもうたつんです、一斉に清掃また伐採などをしてから、そういったことでこの計画どうなっているのかお聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 堅田典寿君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（堅田典寿君） お答えいたします。横浪スカイラインの景観保持の御質問につきましては、昨年6月定例会及び9月定例会でも御質問をいただいておりますが、この間、横浪黒潮ライン周辺が県立自然公園に指定されておりますことから、高知県自然共生課にも景観確保対策について御相談をさせていただいておりますが、木々の伐採等が広範囲となることや茂っている場所が民地であることの課題等から、現状では、具体的な取り組み方法については決定しておりません。前回、平成20年頃に横浪黒潮ライン沿いの木々の伐採等を行った際には、地元浦ノ内地区の皆様や事業者の方、県須崎土木事務所、須崎市などで協力して作業を行ったことでありますが、再度、どのような取り組みによる景観確保対策が実施できるかの検討分を含めまして、浦ノ内地区の皆さんや高知県の御意見もお伺いしながら景観確保対策について検討させていただきたいと考えておりますので、議員におかれましてもぜひ御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 釣りバカシティ宣言をしたからには、とことん、やはり釣りバカという言葉が使っているのだからどうかとは思いますが、とことんばかになり切り、さすがと思う取り組みが必要だと思うところです。これは何か考えがあつての宣言なのか。

また、「釣りバカ日誌」に出てくる佐々木課長は、いつも胃薬を飲んでいる課長なんです。部下があまりにも失態をやらかす、そういったことで胃が痛いということで胃薬を常に肌身離さずポケットへ入れてるようではありますが、この課長、須崎出身という設定の下で、鈴木建設須崎出張所は今後どんなふうには私は展開していくのかと非常に期待をしているところですが、今の多くの方が「釣りキチ三平」やこの「釣りバカ日誌」、あまり見られてないというのが現実ではないかというふうには思うところです。今後の展開、また、先ほど言われた釣りバカシティ宣言の行った意味というか、そこをお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本市では、これまで産業振興計画におきまして、釣りを観光振興に位置づけて取り組みを進めてくる中、令和3年度からスタートいたしました海のまちプロジェクトにおいても、釣りによる、さらなるまちづくりで地域を盛り上げるために、昨年11月に世界で一番釣り人にやさしいまちと銘を打ちまして釣りバカシティ宣言を行ったところでございます。宣言は、スポーツ新聞や雑誌、業界誌に取り上げていただき、大きな反響がございました。また、大阪のフィッシングショーでPRを行うとともに、市内の釣り具店や宿泊、飲食店などの事業者へのヒアリングを基に、今後の方向性など、次年度に向けた事業計画も策定をいたしております。

また、釣り具メーカーや釣り業界各社からも本市の取り組みに対する注目や期待が大きく、そ

の反響に驚いているところでございます。令和6年度には、地域おこし協力隊を配置をいたしまして、市民釣り大会や初心者向けの教室開催、釣り具店との旅行企画実施などを考えております。また、市民と世界で一番釣り人にやさしいまちとしてのおもてなしについて考えるワークショップなどを開催して、須崎らしい企画を実施したいと考えております。

そして、お尋ねの「釣りバカ日誌」の鈴木建設須崎出張所につきましては、年末年始に開催をいたしました縁日商店街祭りにて、空き店舗を活用して、期間限定で再現をいたしまして、釣りバカシティプロジェクトのPRを行ったところでございます。そのイベントで使用いたしました展示パネルなどを市役所などに展示し、地域内外の皆様にも楽しんでもらえるよう考えております。

今後、出張所につきましては、版元であります小学館との調整も必要ではございますが、出張所の実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 期間限定だったということですが、やはり、まちのにぎわいを取り戻すためには、私としては、毎日が縁日、こういったことをぜひ目指していただきたいと、こういうふうに思うところです。

釣りバカシティ宣言をしたからには、迎え入れる環境整備が必要だと、そのように思うところです。ちょっと言葉に出して言うのははばかれますので、難題が起きている地区の解決策、これについてどういうふうな検討をされているのかお聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 須崎市の釣りバカシティプロジェクト基本計画策定時の市民アンケートや関係事業所のヒアリングでは、ごみの投げ捨てやトイレの問題、堤防で釣りをされている方の仕掛けが漁船や漁具に絡まったまま放置されたなど、釣り人のマナーについての意見もいただいております。釣りバカシティの取り組みでは、釣りに多くの方が来ていただける取り組みと同時に、森田議員御指摘のマナーについても啓発していくということを重点項目として取り組んでまいります。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） その今言った、難題が起きている地区のその場所は、農林水産課、市が保有している用地ですので、やはり早急な解決策を要望しておきます。

管内視察で魚市場の建設状況を見る中で、種苗センターの放流魚を見ることができました。この放流事業、小学生が放流して、生けすは多少減っているようですが、まだまだ放流魚は育っているわけです。修学旅行期を迎えるこの春、釣り体験は野見湾を中心に、また浦ノ内でも行われているわけですが、須崎のまち、お魚をPR、こういったことで強い印象を持っていただくには、修学旅行生にこの稚魚を放流する、そういったことでお魚のまちがアピールできるんじゃないかと、そのように思うところですが、この修学旅行生に放流事業を構える、そういった考えはない

かお聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 岡田進一君登壇〕

○農林水産課長（岡田進一君） 放流事業を修学旅行生に行ってもらい、お魚のまちをアピールしないかとの問いにお答えします。放流事業につきましては、資源管理型漁業の推進を目的として行っておりまして、関係漁協に管理運営を委託しているところでございます。現在でも、主目的ではないですが、少しでも魚に関心を持っていただきたい思いから、放流時に未就学児や小・中学生を案内し、一緒に放流を行っており、そのほかにも地域で行われるイベントに合わせるなど、柔軟に対応しているところでございます。また新魚市場も建設が進んでおりまして、漁業拠点となるその他のインフラ整備も更新がされており、漁業従事者や漁業関係者にも環境が整いつつあります。これを踏まえ、お魚のまちとして、関係機関も含め、海のまちプロジェクトとの連携も図っていき、いろんな角度からお魚のまちとしてのアピールを行っていきたいと思っているところでございます。

議員御提案の修学旅行生の放流につきましては、関係漁協にも理解をしていただいた上で、その機会があれば積極的に行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 次に、放課後児童クラブについてお聞きいたします。

かわうそ児童クラブのプール金について、12月定例会の私の質問に対しまして、副市長は関係者と十分協議し、適切に対応することが重要と答弁されましたが、その後の進捗状況はどのようなになっているのかお聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 副市長。

〔副市長 平井和久君登壇〕

○副市長（平井和久君） お答えいたします。お尋ねのかわうそ児童クラブの現金預金につきましては、数年にわたり引き継いでおられる現所有者の方から、管理に過度の負担を感じるとの相談があり、市としましては、流動性の高い現金預金の保全を図る意味からお預かりをさせていただいているものでございます。

12月議会においても御答弁申し上げましたとおり、この現金預金は、本市からの委託金とは別の、当時の保護者からの負担金の余剰分と考えられますことから、本来、その活用方法につきましては、保護者と関係者で決めることが望ましいものとの考えに変わりはありません。このため、本市が解決に向けて特段の指導を行うものでもなく、また、解決方法の選択肢の一つである本市への寄附の場合も、何ら制約のない寄附であることが現所有者の方にとっても望ましいものであると考えておるところでございます。

こうした考え方の下、お預かりしております現金預金につきましては、その性質に沿い、かつ現所有者に負担のない形での解決となるよう、引き続き適切に対応してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 12月議会の答弁と全然進んでいないような答弁だと思うわけですが、もう今月末で1年になろうかとしているわけですので、やはり、このプール金の性質というものは、副市長が、私は述べられたようなものではないと、そういうふう思うところです。早急なやはり解決を望むところですが、もう一度そこら辺をよろしくお願いします。

○議長（西村泰一君） 副市長。

〔副市長 平井和久君登壇〕

○副市長（平井和久君） お答えします。繰り返しになりますが、現所有者の方のお持ちになっている状況、それから今の現金の預金の性質というものもお聞きをしているところでございまして、それを総合的に勘案いたしますと、繰り返しになりますが、現所有者の方にとっても負担のない形での解決が望ましいということでございますので、引き続き当事者の方とはお話をしっかりさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 今回の答弁では、なかなか解決するというか、のが先になるような、そんなような感じもするわけです。それほど難しい事柄ではないと、そのように考えるところです。

次に、何か新聞報道があるたびに、議員にはこういうことがありましたと報告があるわけですが、なぜか今質問しようとしている課題について、事前に、新聞報道がある前に議員に伝わるということがなかったわけです。伝える機会は12月議会あるいは2月に行われました議員協議会の場で報告すべきだったのではないかとと思うところです。それがあれば、あえて今回質問することはなかったわけですが、この点についてお聞きするわけですが、放課後児童クラブの削減された補助金について、担当職員の重なる不手際で学童の補助金が削られ、その職員1人が減給処分を受けたとネットニュースで見たが、どういうことか議員なら知っているだろうと市民から尋ねられました。私もマスコミ報道以上のことを知っておらず、答えに窮しました。

そこでお尋ねします。削減されたのは何年度のこういった補助金であったのか。そして、その分についての支援はどのようになされたのかお聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 副市長。

〔副市長 平井和久君登壇〕

○副市長（平井和久君） お答えいたします。お尋ねの削減された補助金につきましては、令和4年度に実施をいたしました放課後児童クラブ事業の財源として受け入れる高知県からの補助金が、担当者の事務手続の遅延といった不適切な事務処理により、本来1,932万円余りであるところ、1,800万円ほどとなり、132万円余りの歳入欠陥が生じたものでございます。生じた132万円余りは、市の一般財源で補填をしたところでございます。

当事案につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、懲戒処分といたしまして、昨年12月に公表し、庁内外に周知するとともに所属の業務遂行体制の見直しを図るなど、事業管理を徹底し、以後、同様の事案が生じることのないよう、組織として対応しておるというところでございます。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） その不足、県からの分ですよね、その不足した分の支援はどういうふうにしたのか、そこを。

〔「一般財源からやろ」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 副市長。

〔副市長 平井和久君登壇〕

○副市長（平井和久君） お答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、財源でございますので、県からの補助金が不足したものは、市の一般財源として負担したということでございます。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 一般財源で補填したということは、適正に処理がされていたら市の財源を使う必要がなかったわけです。十分な管理といいましょうか、そういった職務を全うしていただきたいことを強く要望しておきます。

通告しておりました農業基本法については、次回に割愛をさせていただきたいと思います。

最後の質問ですが、あまり時間ありませんが、食品衛生法の改正に伴って、今まで地域の味としてたくさんの出品がありました漬物、このふるさとの味、また個人個人の味が6月1日から味わえなくなる、こういった事態について、須崎市として何か共同作業所あるいはそういった点についての支援策はないのか、その点をお聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 食品衛生法が改正されまして、漬物製造業、水産製品製造業など6業種が新たな営業許可業種と位置づけされたことによりまして、事業継続のためには令和6年5月末までに営業許可の取得が必要ということとなっております。

須崎市では、事業者が営業許可を取得するために必要な施設整備や機器の導入等に係る費用を支援し、地域の伝統的な食文化や特産品の製造販売を守ることを目的にして、須崎市食品加工継続支援事業費補助金の制度を創設いたしました。内容といたしましては、令和3年5月31日以前より本市にて新設6業種に係る事業をされていた方に対しまして、施設整備や機器の導入に係る費用を、上限100万円として、消費税を除く全額を補助となっております。また、共同施設に関しましては、補助率3分の2で上限200万円となっております。今回の補助制度の施行日は、令和6年2月1日となっておりますが、改正法が施行された令和3年6月1日以降に着手した工事なども補助対象とさせていただいております。対象となる皆様方には、この補助制度をぜひ御活用いただきまして、事業の継続につなげていただきたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 今期限りで退職されます全職員の労をねぎらいまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（西村泰一君） この際、昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５８分 休憩

午後 １時 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。１２番高橋立一さん。

〔１２番 高橋立一君登壇〕

○１２番（高橋立一君） ３月議会、通告に従いまして質問をさせていただきます。

前のお二人の質問と大分重複するところがあるかと思いますが、答弁者の方が違ったり等もございますので、質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず１点目、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。市長４期目の政策など、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

この間、市財政の立て直しに取り組み、ふるさと納税の効果もあり、危険水域からは脱したところではありますが、図書館、魚市場、給食センターなど、ハード事業整備による大型事業が進んでおり、今後の財政状況がまだまだ心配されるところでございます。やるべき事業をやりつつも市民サービスに直結する福祉分野等の予算削減や市職員の給与カットなどのないような、ほかへのしわ寄せが及ばない財政運営が必要であると考えます。対策と市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 財政運営、そして職員の給与カットの御心配につきましては、１年前の３月定例会におきまして、高橋立一議員から同様の御質問をいただいており、過去に危機的な状況を招いた当時の経過も含め御説明をして、当時のような状況に陥ることがないように、中期的な財政展望の下、持続可能な財政運営を行っていくとの御答弁をさせていただきました。特に令和６年度、７年度にハード事業が集中しておることから、今後、起債残高も一時的には上昇する見込みであり、高橋議員御心配の向きも理解できるものではございますが、提案趣旨説明の冒頭、４期目の抱負を述べさせていただく中で、まず、財政健全化を掲げておりますとおり、しっかり取り組んでいくことといたしております。

具体的には、毎年中期財政収支見通しを立て、各財政指標を常にチェック管理しながら、これまで以上に慎重な予算編成を行うとともに、国、県の有利な資金を最大限活用すること、民間資金や民間活力の活用を促進すること、地場産業の底上げや雇用につながる施策を展開し、税収確保を図ることなど、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税によります寄附金の活用やさらなる基金の積み上げ、場合によりましては起債残高の高止まりを抑制するための繰上償還につきましても選択肢の一つとして、危機的状況を招くことのない、自由度の高い財政運営が可能となるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 御答弁を聞いておりますと、まさしくやるべきところをきちっとやりながら、注意深く行政としての施策を進めていくというお考えであろうというふうに捉えました。

やっぱりその、何ていうか、一つ、午前中に何が一番市長として進めていきたいことかみたいな御質問もあったかと思えますけれども、これというふうに決め過ぎるのはなかなか難しいかなというふうに思いますが、仮にそういうことであっても、どうしても無理がいつてしまうとか100%できないとかっていうところはできてるだろうと思いますが、そういった心持ちで臨んでいただくことが、何ていうか、オフェンスとディフェンスをきちっとやるような形で取り組む姿勢が大事なかなというふうに改めて思ったところでございます。

市長は、3期12年の言わばパッケージに、一つのパッケージに新たな1期分を追加していくことになると思います。勝手にイメージしているところでございます。もっと細かく言えば、1期4年の独立した期間の集合体が12年、16年というものであるというふうに感じているところでございます。よい悪いということではなくて、市民の印象も、もしかすると12年のものと16年のその場合ではイメージが変わってくるかも分かりません。前向きな変化を恐れないことも、変わらないことの勇気も持ち合わせてのこれからの1期4年の仕事になるのではないかなというふうに感じているところです。これも勝手に私も想像しているところなんです、市長のイメージに合うかどうかは分かりませんが、改めて、この4年間の決意をお伺いをいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 個別具体の政策や展望ではなく、端的に決意ということで申し上げますならば、提案趣旨説明の際に申し上げましたとおり、市政浮揚、未来へつなぐ元気創造のまちづくりに向けまして、初心に返り、謙虚な気持ちと前向きな姿勢を持って、失敗を恐れず、誠心誠意、一生懸命努めてまいり所存でございます。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 最初の質問とも、何ていうか、つながるところがあるかと思いますが、もちろん私どもには想像もできないような大変な立場であり、仕事であろうというふうに思うわけですが、どうしてもその外野の声というのがあまりにも聞こえ過ぎて、やりたいことがやれないということが起こったら、やっぱり市長としても本意ではないでしょうし、本来の考え方等を実行できないような状況が出てきても、やっぱりどうかなと思いますので、ぜひそういった初心を忘れない姿勢を持ちつつ、4期目としての新たな挑戦をしていっていただきたいというふうに思うところです。

どうしても、特に公的立場の市長ともなると、議員なんかともそうなんですけども、毀誉褒貶^{きよほうへん}があるわけでごさいます、それを一々全部気にしておりますと何もできないということもできてるだろうと思います。謙虚さは必要ですけども、そういった部分で市長が答弁されたことを私なりに紹介させていただければ、3期目までと同様の、先ほども言いました、行くべきところは行き、守るところは守るというふうな姿勢で市政を発展させていただけるんじゃないかと期

待をするところでございます。

続きまして、高台移転についてお伺いをいたします。

高台移転につきましては、午前中の質問の中にも出てまいりましたし、毎議会、誰かが必ず質問するというような形ですし、特にこの１月１日の能登半島地震以降、その意識はまた改まったような気がします。

市長は、昨年の１２月定例会の私の質疑で、これまで事業化に至らなかった経緯や課題について答弁をされました。その後、今年になって市長選に臨む政策、もうちょっと早く決めてたとは思いますが、私が知ったのは年明けでございましたが、それが当選後の御決意、また今定例会の提案趣旨説明でもその考え方を示されております。国を動かすための事前復興計画の準備等、高台移転に向けた決意を見た思いでございますが、午前中、特に森田議員との質疑でも優先順位のことも先ほど言いましたようにあったわけですが、それでもなお一丁目一番地の施策として、何を置いても優先的に取り組むべきであるという市民の方の声も強くございます。高台移転に向けた考えを改めて、ちょっと大ざっぱになりますけれども、質問させていただきます。お考えをお伺いします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 昨年１２月議会での高橋議員の御質問、また先ほどの森光議員の御質問、あるいは森田議員の御質問にも御答弁申し上げましたとおり、令和２年度の高台整備の調査結果からは、事業化には至らないとの判断をいたしました。

改めて本市の地形的な特徴を申し上げますと、平地では、奥深く入り込んだ須崎湾が津波の影響を大きく受けるため、その多くが浸水想定区域となっております。一方、浸水想定区域外では急峻な山岳丘陵地帯が多く、土砂災害警戒区域、特別警戒区域等の指定も多く受けております。このような地形的特徴の中、浸水想定区域外で一定の広さを開発するには、膨大な土の量を動かす必要があることや、擁壁等の整備にも多額の費用が見込まれることに加え、財源となる交付金がないことから、現在の本市には、その負担に耐え得る体力はないと言わざるを得ないのが実情でございます。

しかしながら、御案内のとおり、病院や企業などを含めた高台移転は重要な課題でありますので、事業規模や手法を模索しながら、引き続き国に補助制度の設計や創設の必要性を粘り強く訴えてまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔１２番 高橋立一君登壇〕

○１２番（高橋立一君） １２月にお伺いした御答弁をそのまま大体踏襲されたような御答弁でございました。当然そうだろうというふうに思います。市民の方々は、やっぱりその、もちろん御自分のこともあろうかと思えますけれども、どうしてもそのほかの自治体と比較したり、もしかしたら、特に最近黒潮町なんかはすごい整備が進んだようなイメージが、実際そうでしょうかけれども、あって、黒潮と比べてどうなんというところなんかも頭の中にはあるようでございました。須崎もできんはずがないというふうな思いもあろうかと思えます。そういった意味で、何より優

先的に進めるべきやないかと、命あつてのことじゃろうがというふうなお考えの方がやっぱりおられるわけで、それも非常に納得いくといえますか、分かる、理解できるわけでございます。12月にも質疑の中でありましたように、当然財政面の大きな壁とかもございましょうし、これから国の、ある意味新しい考えを引き出すための地方の計画なり在り方、やり方っていうのが求められてくるのではないかというふうに改めて思ったところでございます。

先ほど一丁目一番地というふうな、よく政治家なんかが使う言葉ですけれども、もっと言えば、一丁目一番地1号じゃないといけないんじゃないかという感覚で見られておられる市民の方が大勢おられるということでございます。やっぱり一丁目一番地の2ではいけない、1じゃないといけないというふうな感覚でおられるということを改めて、言わずもがなになりますけれども、市長には御認識をいただいて、強力に進めていっていただきたいというふうに思うところでございます。

続きまして、当面する課題についてお伺いをいたします。

特定重要拠点の候補地検討についてお伺いをいたします。

中国による台湾有事を念頭に、海上保安庁や自衛隊が円滑に利用できるよう空港・港湾を整備・拡張するとして、特定重要拠点に9道県32か所が選ばれ、空港なんかはもっと厳密に言うと、最初はもうちょっと多かったかな、40か所ぐらいあったかなというふうに思いますが、県内でも高知港、須崎港、宿毛湾港が候補地となっております。自衛隊が利用することは、昨今も米軍と一体となった演習等が強化されている状況からすると、いずれ米軍艦船も含めた使用になることが懸念されるとともに、特定重要拠点となると、有事の際には攻撃対象となる危険性が高くなるかと思えます。平成9年の県議会において、県内全ての港は非核三原則を遵守し、平和利用することが決議をされております。須崎市として市民を危険にさらすことがないようにすべきであると思いますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今回特定利用港湾に指定されれば、円滑な利用に関する枠組みが設けられることとなりますが、自衛隊、海上保安庁の平素の利用に大きな変化はなく、新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置することはないとのことでございまして、国が公表しておりますQ&Aにもありますとおり、有事におきましても攻撃対象の危険性が高まるとは言えないと考えております。もちろん議員御指摘のとおり、市民を危険にさらすことがないようにすべき点におきましては同じ思いでございます。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 市長の御認識はお伺いいたしました。こんなことを言ったらあれですけども、過去にも絶対こうだと言いながら、そうじゃなかった例が随分、国のやり方としてあつてきたらというふうに思います。古くは沖縄の返還のときでも、核抜きだと言いながら、米軍の船が核を積んで寄港したことがあったようにも聞いたりしました。そういったことが過去にもあったという事例をどうしても私たち、私は頭の中から離れないわけでございまして、心配は

募るわけでございます。そういった意味で、円滑な利用であるとか、特に災害の対策の利用であるとか、そういった部分で言うと有効な港だろうというふうにも思いますし、大事なことだろうというふうにも思うわけですが、どうしてもそこところが払拭できていないままでこういった提案があっているのかなというふうに思うわけでございます。

私、この前1月15日に労働組合の代表の皆さんたちと県の土木部に対して整備への協力に反対するように申入れを行ってきたところです。その時点では、まだ県は、国からまだ十分な説明がないということで、明確な対応は聞けなかったわけでございます。先ほど来言ってますように、例えば貿易や災害時の利用など、須崎、高知県で言われている、その3つの港、いずれの港にしても重要な役割を担っているという認識は私も持っております。しかし、有事の利用となると、これは明らかに目的外使用ということになると思います。軽便利用を認めるべきではないというふうに考えるわけです。

市長は、ある意味その心配はないんじゃないかというふうなお考えでございましたけれども、これまで国や県からの説明や、何ていうか、打診的なこと等、これまでに市のほうにあったのかどうか、それから、あったとしたら、これらに対して市長はどうお考えかお伺いをいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今年の2月13日に国からの説明がございました。説明内容につきまして は報告を受けておりますが、民生利用優先の中で、本市に不利益がないような枠組みとなることが望ましいと考えております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 2月の13日ですか、説明があったということでございました。先ほど説明の中身まではお聞きしませんでした、説明があったということですから、言える範囲で、可能な範囲でその説明の内容をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 私自身は直接説明を受けておらず、ネット配信で担当の者が説明を受けたことの報告をいただきました。相手方は内閣府、国土交通省、そして県、高知市、宿毛市、須崎市、こういったメンバーでの説明会であったということで、年に何回か自衛艦等が入って、陸上へ上がる訓練であるとか、そういうことが想定されておるといふことの報告でございまして、それ以外の詳細は、まだ全然お聞きをしておりません。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 細かいことは説明もなかったのかなと思いますが、それにしても自衛隊が利用するということは想定されているということでございました。その中身とか規模とか、そういったことがはっきり分かりませんので、ここでは言い切れる部分ではございませんが、ただ、最初の質問にも戻りますけれども、ある意味なし崩し的に利用していくことが出てくるんじゃない

いかということも非常に心配をしております。

別の見方をすると、先ほど言いましたように、災害対策としての港の利用っていう部分は、非常に意義が深いところがあるかと思いますが、ともすれば、言わず、言うても、明言してもしなくても、災害対策をちょっと人質に取るようなやり方をどうも想像してしまうような、ちょっと僕のうがった見方かもしれないけれども、してしまうところがございまして、そういった意味で、ちょっとやっぱり、考え過ぎかも分かりませんが、そこにちょっと作為を感じてしまうようなところがございます。

市長、今んところ、そんなにはっきり全部分かっちゃうわけでもないし、明らかになった部分も少ないと思いますので、先ほど言われた答弁にとどまってしまうかも分かりませんが、改めて、その点の私の心配等々に対して、あるいは私だけじゃなくて、ほかの方もそういうふうに言われる方、大勢おられますが、そういう考えに対して市長どうお考えか伺いをいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高橋議員の御心配は、現時点ではよく理解ができるものでございますけれども、実は、須崎港には、例えば、須崎まつりのときに自衛艦が入港して、市民を積んで外洋へ出るといったことはずっと続けておりますし、海上保安庁の船も入ってきております。

私が2月13日のお話を報告を受けた中には、民生利用が優先で、それほどといいますか、従来の須崎港の使い方に何か変化が出てくるというものではないということをお聞きをしております。現時点はそういうことで理解をしております。もう一つ言うと、この国とのお話を進めるのは管理者である県でございまして、県が、例えばそういう御心配に対してどういうストッパーをかけていくかというお話にもなろうかと思っておりますので、まだ今後のお話かというふうに思っております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） まだこれからのお話ということでございますが、現時点では、先ほど言いましたように、大きな懸念を簡単に払拭することはできないというのが私の正直なところでございます。最初の質問で言いましたように、いわゆる候補地として30か所や40か所が示されたわけでございますが、その候補地全部を利用するような形にならないかも分かりませんし、絞っていくのかも分からないわけでございますが、既にちまたでは、須崎がもうこの候補から外れたなんていうわさも実は私はお聞きいたしました。出どころがどういうところで正しいかどうかとも正直言って分かりません。分からんので、言い切れることではございませんが、これは県の土木の交渉のときにも、申入れのときにもお話をさせていただいたわけですが、ただ、そういった、何か流言がまことしやかに流れていったりするような状況もございます。いずれにしてもうわさの域を出ないことであろうかと思いますが、それをやっぱり市民の皆さんがお聞きになったときに、やっぱりどういうふうな感じ方をされるか、そんな話になっちゃうがかって思ったりする人もおられるかも分かりませんので、そういった意味では、県に対しても、そういった心配が当該の自治体ではあっているんですよということを言わせていただいたわけでござ

いますが、そういったこと、何でもそういうふうなことはつきもんかも分かりませんが、やっぱり大事な、本当に大事な、市民生活にとって大事なことでございますので、そういったことにならない、きちっとした議論を詰めていって、できれば逐次、国なり県なりのほうが今こうなっていると、こういう方向で進んでいるとか、そういったことを言うべきじゃないかというふうにも思います。そういった面でも、市のほうからも県に対しても、あるいは国に対しても、そういったことであらぬ情報が流布することは好ましくないという説明できちっと態度を、姿勢を示してくれということも言っていたきたいなというふうに思っておりますので、その点も要望しておきたいというふうに思っております。いずれにしても随分心配しておりますので、私たちも警戒しながらきちっと見ていきたいというふうに思っているところでございます。

次の質問に移ります。これも午前中、森田議員が最後に少しだけ質問されておりましたけれども、食品衛生法改正について、元気創造課長にお伺いをいたします。

本年6月1日から改正された食品衛生法が全面実施となります。2012年8月に札幌市等で浅漬けによって発生したO157食中毒事件、さらには2017年8月に関東地方を中心に広域的に発生したO157食中毒事件が改正のきっかけというふうにお聞きをいたしております。その趣旨や意義についてはもっともだと私も思います。一方で、森田議員も心配されておりましたけれども、同法については、これまで個人で細々と手作り漬物を作り、販売してこられた皆さんの仕事を奪いかねないということが言われたわけでございます。

これに対し、午前中、市長も御答弁いただきましたけれども、市町村が負担した金額の2分の1以内を補助するとして、県は個人が50万円、地域住民が共同で使う施設の場合は100万円を上限とする施設整備や機器の導入に対する補助金を創設いたしました。本市においてもそれが活用されているということでございます。申請に來られた方も少なからずおられるというふうにお聞きをいたしました。現在、どれぐらいの方が來られたのか、またその数について、課長はどのようなお考えをお持ちかお伺いをいたします。

○議長（西村泰一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 松浦すが君登壇〕

○元気創造課長（松浦すが君） お答えいたします。午前中の森田議員の御質問でも市長のほうがお答えいただきましたが、県の補助金を活用しまして、個人施設には上限100万円、共同施設には補助率3分の2で上限200万円といたしまして須崎市食品加工継続支援事業費補助金の制度を創設したところでございます。市のホームページのほうにも掲載をしておりまして、直販所での御案内をお願いしております。これまでに10件の御相談のほうをいただいております。現時点では相談には至っておりませんが、既に施設改修が完了している事業者の方や着工済みの事業所の方もいらっしゃると思っております。申請のほうは、今後15件から20件程度であると見込んでおります。

また、その申請の数についてどう思うかというお尋ねでございますが、全体の事業者の数が把握しづらく、多いか少ないか、ちょっと判断しづらいところでございます。直販所を通じまして個々に制度の御案内をしたところ、金銭的な理由ではなく、高齢であることなどから今回事業を辞められる方も少なからずいらっしゃると思っております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 確かに、何といいますか、本当に細々と今までやってこられた方も数多くおられると思うので、把握するのは本当に難しいだろうというふうに思います。ただ、印象として、あんまり多くないなというふうなことを思いました。

高齢で辞められる方もおられるということですが、これもやっぱり、けど、もしかしたらこれがきっかけで辞めるという方は結構おられると思うんですね。これがなかったら続けようかっていうか、辞めるということも考えなかった方がおられるんじゃないかというふうに想像するわけでございまして、そういった意味では、致し方ない部分もちろん、先ほど言いましたように理解できるわけでございますが、やっぱりそのために手助けできるところ、手を入れることは、やっぱり行政として大事なことだろうと思います。かなり県にしても市のほうにしても私は素早く、やっぱり助け船を出したなというふうな印象は持っておりますが、いかんせん、PRがちょっとまだ足りないんじゃないかというふうな気がいたします。いろいろホームページに載せたり、御努力は分かりますが、やっぱりもうちょっと広がるような宣伝をしていただけたらなというふうに思います。

最後に質問ですけれども、ほんで、これまで、先ほど来言ってますように、製造販売をしてこられた皆さんは単に商売ということだけではなくて、個人的な楽しみであるとか人とつながることの喜び等々があって、やってこられた方も多くおられるというふうに想像するわけでございます。ひいては健康づくり、健康増進の一助にもなっているのではないかと思うところでございます。これに対して課長はどう思われるか、また、これからの取り組みについて、先ほど言うたこと、先ほどの質疑も含めて展望をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（西村泰一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 松浦すが君登壇〕

○元気創造課長（松浦すが君） お答えします。

この補助金を検討していく中で関係団体の方や事業者の方々に話をお聞きしておりますが、高橋議員御案内のとおり、個人的な趣味や楽しみとしてお漬物を作っていた方が多くいらっしゃいます。これまで地域の伝統的な食文化を守ってくださいました方々が今回の法改正を機に、お漬物作りを諦めるということは大変残念だと感じております。今後におきましても、関係団体と連携しながら、この補助金制度の周知を進めることにより、できるだけ多くの事業者の皆様方に施設整備により事業継続していただけるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） ぜひ課長の言われた方向で進めていっていただきたいと思います。この須崎に限らず、こういう本当に味もおいしくて、そんなに値段も高うなくて気安く買えるこのお漬物っていうのはやっぱり一つの文化だと思いますので、ぜひ課長の言われるような方向で、先ほども言いましたように知らしめる努力をもっとしていただいて、この制度を有効利用していた

だけのような体制を整えていっていただきたいというふうに思います。

本定例会、私の質問終わりますけれども、3月、よく言われますように出会いと別れの季節でございます。市役所を去られる方々、大任を終えて次の新たな一步を踏み出す方々、そして4月にはまた新たな職員の方々も迎えるようになります。いずれにいたしましても、皆様が須崎市のためにこれからも様々な御貢献、御努力をいただきますよう、改めてよろしくお願ひしたいと思ひますし、長い間お仕事されてきた皆様方には本当に御苦労さまでございました。一言申し添えたいと思ひます。

本日、本定例会の一般質問は以上で終わります。

○議長（西村泰一君） 順次質問を許します。4番杉山愛子さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 日本共産党の杉山愛子です。本日もよろしくお願いいたします。

最初に、統合計画についての質問です。教育というのは、この国を支える、次世代を育てる、それも民主主義国家の主権者を育てるという大変重要な行政だと思っています。市長、執行部の皆様の思いも同じだと思います。だからこそ、統合計画は子供や保護者、地域住民の皆さんも交えた十分な議論を経て、住民合意の上で進めるべき課題だと思っています。

統合の質問に入ります前に、第3期の須崎市教育大綱、教育振興基本計画が策定されたということで、須崎市の子供たちの教育について、市長、大変強い思いもあるということなので、市長のビジョンをお聞きしたいと思います。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本市の教育大綱及び教育振興基本計画ともに本年度までの計画となっておりますことから、このたび令和6年度から令和9年度までの計画とし、今後4年間で本市が目指す教育に関しまして策定したところでございます。教育大綱では、これまでも掲げてまいりました目指す人間像、たくましく心豊かな人づくり、人、物、自然に優しい人づくりを継続するものとし、この人間像を踏まえ、3点の基本理念を掲げております。1点目は知・徳・体の調和が取れた人材、2点目は郷土の発展に貢献できる人材、3点目は新しいことにも積極的に挑戦していく意欲を持った人材を育成するものとしています。学校や家庭、地域のそれぞれの教育力を結集し、さらに連携、協力を深めながら、協働していくことを目指して、これからの時代を生きていく人材育成に取り組むたいと考えております。

また、本市が目指す教育でございますが、教育振興基本計画にも記載しておりますように、学校、家庭、地域社会の連携による、よりよい教育環境の創造と教育的風土づくりを積極的に進めていきたいと考えております。今日、社会全体でのデジタルトランスフォーメーションの加速が求められるなど、教育をも含む社会情勢や環境が大きく変化する中で、創造性豊かでたくましい生きる力を持った人材を育成しなければならないと考えております。社会に目を向けますと、将来の予測が困難な時代と言われる状況にあります。この間を見ましても、新型コロナウイルス感染症の拡大や地球温暖化、気候変動、エネルギー問題など、様々な課題に直面しております。今後の未来がどうなるのかは誰も予測できないことでございますが、子供たちはそうした予測困

難な時代を生きていかなければなりません。子供たち一人一人が、将来の予測が困難な時代でも自信を持って自らを導いていくことができるよう育成したいと考えております。こうした教育背景の下、教育振興基本計画では、知・徳・体の調和を図り、認知能力と非認知能力の育成や次世代型教育の推進など、5つの基本方針と横断的な取り組みを掲げ、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備を進めていくことといたしております。また、20の基本目標を掲げまして、教育に関して幅広く取り組む計画としています。

私は、人材育成を進めるためには、幼児期からの関わりがとても重要であると考えており、令和4年度からアートを活用して楽しみながら学習し、自尊心や自己肯定感、自立心など自分に関する力や協調性や社会性、道徳性など人と関わる力を身につけるために取り組んでおりまして、引き続き取り組むこととしております。さらには、学校においても学びの転換も必要ではないかと考えているところです。いわゆる一斉授業からの脱却を掲げまして、児童生徒に学び方を委ね、子供たちが自分で考え、決定し、動くというサイクルを取り入れている先進自治体もございます。個別最適な学びや協働的な学びなどを進めるため、これまでと違った学びを全ての学校で取り組むことによって、子供たちの成長や育成につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） ありがとうございます。市長のおっしゃっている幼児期からの自己肯定感を育てる教育ですとか一斉授業からの脱却、そういった部分に対して大変期待をしております。そういう教育を進めるというところで、やっぱりその教育の環境というところで選択肢を複数設けるということも大事ではないかなと、やはり思うところです。

2月に、上分地区で4回目となる統合計画に関する意見交換会が開かれました。市長も前回に引き続き御出席をいただき、お疲れさまでございました。23人の保護者や地域の方々が参加され、およそ3時間にわたって意見交換がされました。上分中学校を小規模校という教育環境の選択肢としてどうして残せないのかといったお声や、津波の被災リスクを少しでも回避したいと思うのが親の心情ですというお声、また、適正配置計画は改定から随分たっているが、この間、社会も変わって、そろそろ改定を考えないのか、そういった多くの御意見が出されました。議会でも、市民との意見交換でも、これまで引用されてきました文科省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引には、統合は行政が一方的に進める性格のものではなく、受益者である保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、丁寧な議論を行うことが望まれますと記されております。これまでの上分地区での意見交換を経て、市長は今、地域住民の理解が今の統合計画に関して理解があるという御認識でいらっしゃるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 教育委員会のほうでこれまでも繰り返し御説明をしまいましたが、なお御要望があり、意見交換会を実施したところでございます。上分地区での意見交換会は、1回目は上分小中学校のPTA、2回目は上分保育園の保護者会、3回目と4回目は上分中学校の存

続を願う方々から要請をいただきまして、私は3回目と4回目に参加をさせていただきました。その中で上分中学校の存続を願う意見もいただきましたけれども、学校統合に向けて早い段階から学校間で交流事業を実施してほしいという要望や、浸水区域をスクールバスで通学することになりますので、充実した防災教育、訓練をしてほしいといった御意見もいただいております。今回の会に来られてない方の中には、統合に賛成であったり、統合はやむを得ないといった考え方を持たれてる方もおいでます。学校統合はやむを得ないものであり、必要なものであるということについては理解が広がっていると認識しております。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） おっしゃるとおりで、やむを得ないと考えている方も多数いらっしゃると思います。ただ、統合に関する意見交換会に来られてない方の中には、中学校の存続を望んでいるけれども、やっぱり夜は出ていけないとか、行っても意見が言えないからということで参加をされてない方もいらっしゃいます。

やはりそこで上分地区のPTAや保護者会が取ったアンケート結果というのが、客観的数値として住民の意見を反映していると思うんですけれども、保育園の保護者で72%、小中学校の保護者で61%が中学校存続を望んでいるというアンケート結果があります。そして、今回の意見交換会でも本当に7時から10時近くまで会が閉じられることがありませんでしたけれども、ほとんどの方、席を立つことがありませんでした。そして、市のほうに対して疑問を投げ続けたわけですね。そして、あの場でやっぱり統合は致し方ないねというようなことを言うようなことを表明はなかったと思うんですよね。雰囲気もやっぱりどうして残せんろうかっていうような疑問のお声が多くあったと思います。やっぱり住民合意がないという状態で今のまま、令和8年度にこの計画のまま統合を進めるということは、やっぱり行政の姿勢としてよくないんじゃないかと思うんですけれども、統合計画を見直す、もしくは今の計画でももう少し統合の時期を早めてほしいとか、そういった地域もあるわけで、地域ごとに段階的に進めるといったような軌道修正をする必要があるのではないかと思いますけれども、御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） アンケートの結果につきましては、意見交換会のときにも申し上げましたけれども、上分中学校を存続したほうがよいという保護者の方の意見があったということも承知をしております。しかしながら、学校で直接、勉学に励むのは、保護者の皆さんや地域の皆さんではなくって、子供たちでございまして、その子供たちが学習するための環境を整えるものでございます。こうした市の方針を理解していただくため、要請のありました意見交換会にはお伺いをさせていただいたところでございます。御存じのとおり、学校統合は上分地区だけで議論しているものではございません。市内全域の小学校を適正配置という考え方で、統一的な基準で議論をしておりますので、現時点では計画どおり進めるべきであると考えております。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君）　そこがよく分からないんですよ。市内で、統一的な基準で統合を進めないといけない、それはなぜかということが納得がいかないわけです。その基準というのは、平成２６年度に策定された須崎市学校適正配置計画ということになりますけれども、中学校の基準である１学年２０人という根拠については、複式学級があれば、教員の適切な配置ができないという御説明や集団による教育活動が困難であるというお答えがされました。でも、上分中学校、複式学級が編制されるには、特に小学校と違って中学校は２学年の生徒数合計が８人以下の場合、複式学級になるということで、１学年８人という規模は特に新荘地区が、保育園が統合しまして、小学校も統合予定ということで、そのまま上分中学校に進学ということができれば、当面、複式学級は編制されない規模が保たれると思います。そして集団による教育活動が困難であるという御説明に対しては、意見交換会でも工夫次第ではないかという御意見がありました。ＩＣＴを使った他校との交流授業もできるであろうし、体育や音楽などは中学校１年生から３年生まで今も異学年合同で授業をするという工夫がなされています。２０人いなければ、それができないっていう、集団的な学習ができないということはないのではないのでしょうか。

適正配置計画が策定されてから９年たっていると思いますが、大きく社会は変わって、教育に対する考え方も変わってきていると思います。市長もおっしゃったとおりだと思います。この配置基準の見直しは行わないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（西村泰一君）　市長。

〔市長　楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君）　９年前が古いというお話でございますが、私どもはそういう捉え方をしていないわけございまして、市内全体の子供の数などを勘案して、将来推計にも基づいて作り上げたものでございますので、変更する考えはございません。

○議長（西村泰一君）　杉山さん。

〔４番　杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君）　９年、古くないんですよ。コロナもありませんでしたし、災害に対する考え方も９年前は大きく今と違っていたと思います。タブレットもありませんでした。工夫ができるんですよ、今の教育環境でしたら。岐阜県の山県市というところでは、統合は１校も行わないという方針で学校間を生徒が行き来して合同授業をするということで、学級は大きくも小さくもできるという考え方で取り組みがなされています。それは保護者アンケートの結果を受けて、きめ細やかな教育を今後も大事にしてほしいという保護者の声に対して、じゃあ、こういう、できる工夫をしようということで取り組まれているそうなんですよね。

今の基準でしたら、２０人いなければ適切な教育環境ではないということになってしまうんですが、小規模な学校のよさっていうのは、これまで市長も否定するものではないということでおっしゃってくださっていました。今回の意見交換会でも、やはり小規模な学校では一人一人が果たす役割が大きくて、発言をする機会も多く与えられるということは大きなメリットだと。そして小中一貫校として上級生になれば、下級生をリードするという意識が強く、中学校になって、ぐっと子供たちが成長する姿を肌で感じて実感してきたと、保護者の方語ってくださっていました。なので、ぜひ考えてもらいたいんですよ。市内で統一して進めなきゃいけない、そんなこと

ないと思うんですね。住民の声をぜひ重視していただきたい。今のままでしたら、この須崎市政にとって私、大きな損失になるんじゃないかと大変危惧をいたします。

この23人の市民の皆さんがお仕事終わって集まってくださって、中にはメモを片手に一生懸命、意見を上げてくださったわけです。そして皆さん、いろいろ異なる角度から教育について、また、防災について、地域について、子供たちの教育について、たくさんの意見を上げてくださって、中学校を1校にせず選択肢を残してほしい。それは子供たちにとって必要なものではないとかというお声を上げてくれたわけですよ。私、聞きながら、本当にいろんな角度から御意見が出てくるので、本当、市民の皆さんの持つてる力ってすばらしいなって感動したんです。市民の力はすごいって、この方々にこれからも統合にかかわらず、市政全般に御意見を頂戴することが須崎市政の発展につながるとすごく思いました。やっぱり住民の意見は宝だと思うんですが、市長も今後も市民の皆さんの御意見、須崎市に必要なと思われるか。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） ちょっと質問の内容がよく分からないんですけれども、市民のお声を聞くことが大事だと思いますかという質問ですか。

○議長（西村泰一君） 市長の反問を許可します。杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） ちょっと分かりにくくて、失礼いたしました。これ、ちょっともう次の質問と重なるので、やっぱりこれだけ何回も何回も意見交換に出てきてくださってる保護者の方たちも、地域の方もいるわけで、でも、これだけ言っても納得のいく答えが返ってこなかったり、全然自分たちの意見が反映されてないというふうにとってる方もいるわけですね。そして、もう次は行きませんと、そんなお声もやっぱり聞こえてくるわけですよ。けどね、それって、やっぱりこれからも御意見頂戴したいと思いますよねと、そう、それは思われると思うんです、市長も。だとしたら、やっぱり納得のいくお答えか、もしくは意見を反映しての、何というんでしょう、柔軟な姿勢、計画の変更だったり、軌道修正、それをしていただけないかということでの、その前段の質問でありましたけれども、それはお答え分かってますので、市民の皆さんの御意見が重要というのは市長も感じて、もちろんそう思ってくださいってと思いますので、6番の質問ですね。やはり中学校の当面の存続ということですか、地域ごとの統合といったような柔軟な軌道修正をしていただけないでしょうか、お願いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 私の印象でございますが、趣旨は同じ趣旨を違う形で質問されておるということで、何回も同じ答弁になりますけれども、我々としたら一定の考え、基準で中学校は一定規模の人数の学校をつくって、その中で個別最適な学び方、別に小規模校じゃなくても取り組める話なんです。なおかつ、集団のよさも生かして、そういう学校をつくっていきたいということで考えた計画でございますので、見直す段階にはございません。

○議長（西村泰一君） まだ質問中ではありますが、この際、10分間休憩いたします。

午後 1 時 5 9 分 休憩

午後 2 時 1 0 分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉山さん。

〔4 番 杉山愛子君登壇〕

○4 番（杉山愛子君） 統合に関して通告している質問は以上だったんですが、再質問をさせていただきたくて、やっぱり意見交換会でも納得してない保護者が大変多いです。自分たちの声が反映されないで、どんどん計画が進んでいくということをおっしゃって怒っています。自分たちの意見は聞かれないのか、そういう印象をお持ちです。やっぱり子供たちの教育環境を整えるために、一定の人数が要るんだということをもう繰り返し説明していただくんですが、やっぱりそこがちょっと弱いといえますか、どうして1校、選択肢を残すことができないのか、そこを納得のいく説明があるのかなと推測をするんですが、例えば公共施設等総合管理計画というのがありまして、施設の複合化ですとか規模最適化など行った場合、期限付の公共施設等適正管理推進事業債というのが適用されるということもありますけれども、何かそういったことと関係があるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 財源問題は関係ありません。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔4 番 杉山愛子君登壇〕

○4 番（杉山愛子君） 次の須崎港の特定重要拠点化についての質問に移ります。高橋議員の質問と重なる部分もありますが、通告どおり質問していきたいと思います。

有事に備えて自衛隊や海上保安庁の艦船などが平時から訓練等に使用することができるよう、公共インフラの整備や円滑な利用の枠組みをつくるという特定利用港湾、空港の候補に県内では須崎港、宿毛湾港、高知港が上がっています。政府は昨年10月、県に説明し、県の要請によって先月2月13日に須崎、宿毛、高知の3市にオンラインでの説明会を行ったということですが、この3月末までに港湾管理者である県と協定を結ぶように要請がされているということで、あまりに拙速であると思います。市民には十分な情報提供もないまま、報道などで知った市民の中には、そんな指定を受ければ、有事の際に相手から攻撃のターゲットになるのではないかと、そんなまちで安心して子育てができなくなれば、少子化もますます進むのではないかなど、不安の声が聞こえてきます。十分な住民論議も行われなままでの協定の締結は、県民の負託を受けた知事の判断としてあまりに無責任だと思います。指定の受入れに当たっては事前に県民への説明を行い、意見を吸い上げた上で可否を諮り、行うべきです。須崎市としては、同じく須崎市民への説明を果たし、市民の声を聞いて、受入れの可否について県に意見を届ける責任があると思います。

まず、2月13日の国からの説明内容をお聞きしたいと思います。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 特定利用港湾の指定に向けた総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備について、考え方や運用、整備の在り方、円滑な利用に関する枠組みのイメージなどの説明があったと報告を受けております。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） ちょっと簡易な説明でしたけれども、今の民生利用が優先されるですとか新たな施設整備は行わない、米軍は関わらないですとか、災害時の支援体制が強化されるメリットが市にはあるなどといった説明もされていると思います。

通告書の番号を申し上げてよろしいのでしょうか。2番と3番を一緒にお聞きしたいと思いますが、現在も自衛隊による訓練などは須崎港で行われておりまして、その都度の調整によって港を使っていると思います。今の方法とこの協定を交わすことによって何が変わるのか、また、自衛隊の訓練などの利用頻度、1回の訓練に要する期間などはどのぐらいかといった説明は受けているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、これまでどおり民生利用が優先されることとのことで、特に何かが変わって、市民や港湾利用者に影響が及ぶ懸念はないものと報告を受けております。そして、自衛隊の訓練に要する期間については、そういう話はなかったという報告を受けております。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 現行と何も変わらないのであれば、枠組みをつくる必要はないと思うんですよね。枠組みをつくらなければならない理由があるから、これを進めようとしているのだと思います。政府の資料によれば、円滑な利用に関する枠組みのイメージの中には、緊急時には県や自衛隊、海上保安庁間で連携して柔軟かつ迅速に利用できるようにすることが書かれています。有事に向かっていくときなどに、県は港湾管理者としての権限を制限され、民生利用優先という方針も曖昧になるのではないかと大変危惧をいたします。特定利用港湾の指定についてその指定の期間の定めがあるのか、また、今の説明、自衛隊の利用は年に数回ですとか米軍の利用はありません、民生利用が優先ですといったような状況が変われば、この指定を解除することができるのか、お聞きします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 確認文書を交わすのは国と県でございまして、私がお答えする立場にはございません。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 指定の協定を交わすのは県と国なわけですけれども、港があるのはこの須崎市なわけで、港を利用しているのも須崎の皆さん、その港の周りに暮らしているのも須崎市民なわけです。何というんでしょうね、詳細が分からないまま、受入れを黙って、県と国がやることだからといって見ていただけっていうのは、市民のこの命を守る須崎市長として無責任ではないのかなというふうに思うところです。詳細が分からないのであれば県に聞いていただきたい、そういうふうに思います。

そうですね、やっぱり要請をしていただきたいんですね。県はですね、後にも出てくるかもしれませんが、３市の意見も聞いて、受入れの可否を判断しますということも言っているわけで、須崎市の市民の意見というのが十分に反映されるように、市長は吸い上げていただきたいと思うんです。そういう質問もいたしますけれども、まず、市長の見解として、認識として、知事が国と双方にメリットがあるというふうに発言をしていることが報道されていますけれども、市長もそのようにお考えなんですか。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） いろいろおっしゃいますが、前問の質問に対しての答えをお返しをしたわけですから。それを何か角度を変えて、何もやってないというような言い方はされる覚えはございません、申し訳ございませんが。御質問にお答えをいたします。濱田知事の御発言につきましては、直接意見交換もいたしておりませんので、御答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 市長は、この特定利用港湾についてあまり関心がないということなんですか。詳細、きちんと詰めていただきたいですし、それを市民の皆さんに説明をしていただきたいと、そういった責任があるのではないかと私思います。自衛隊が利用するようになるということで、平時の利用の枠組みですということを国のほうも説明をしているんですけれども、これが国のほうから県への確認事項も示されているんですが、民生利用に配慮しつつ緊急性が高い場合、柔軟に、かつ迅速に施設を利用するというふうにも書かれています。また、１月２９日には日本平和委員会との交渉の中で、国の担当者が有事の際に円滑に港を利用するための枠組みであるということも明言をしているようです。ということは、有事の際に攻撃の標的になるリスクをこの須崎の港が負う可能性があるということだと思っんです。そういったときに市民の命や生活が犠牲になる可能性が出てくる、そういう重大な事案だと思うんですね、この特定利用港湾の指定というのは。その辺の御認識はいかがでしょうか。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） ６番の質問でよろしいですか。この６番につきましては、想定を前提とされた質問でございますので、お答えいたしかねます。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 米軍の利用を想定した質問だからということですよ。米軍の利用は想定されないというお考えであるということだと思わなければならない、上川陽子外務大臣は、日米地位協定に基づき国内の港湾を米軍が利用できるとして、この特定利用港湾についても同様であるというふうに、１２月１１日、衆議院沖縄及び北方問題特別委員会において発言をされています。その１月２９日に行われた日本平和委員会と政府との交渉の中でも担当官が米軍の使用について除外するものではないと、国のほうが答えております。また、国が作成しましたＱ＆Ａには武器、弾薬などの物資輸送などでも利用すると書かれています。

３月の高知県議会において、日本共産党の塚地佐智議員が、日本が米軍への支援はできる重要影響事態、さらには存立危機事態などはどう考えるのかという質問に、知事は有事に近い平時であると述べております。この枠組みの中で、自衛隊が利用できる範囲の中にもそういったものが含まれているということで、重要影響事態なんかに自衛隊が米軍に物資を輸送することなんかには使う場合、ジュネーブ条約においても軍事作戦の中に組み込まれた位置づけの港ということになりまして、相手国からの攻撃が国際法上も認められるということになるわけです。こういうことを想定できるこの特定利用港湾の指定ということなわけで、そこまで想定して、私たちは、この受入れの可否をもう県民全体で考えなければいけない、そういう問題だと思っているんです。国の防衛費拡大ですとかミサイル購入など、軍拡が進む中でこういった拠点づくり、もう明らかな戦争の準備であるのではないかと私思うところですが、戦争を放棄した日本国憲法に違反する、そういった認識は市長はされないでしょうか。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 前問のお答えで想定という言葉、今回もあるわけですが、私が言ったのは、土台が想定では議論にはならないというお答えをしたつもりでございます。

７番のお答えでございますが、これは質問書には、明らかな戦争の準備、米軍の関与とかいうことをおっしゃっておりますが、これも想定ではないかと思うんですが何か根拠はございますか。

○議長（西村泰一君） 市長の反問を認めます。杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） それについては、先ほども申し上げました。国も外務大臣ですとか内閣官房のほうで米軍の利用について除外するものではないというふうに述べてまして、この特定利用港湾の指定自体が国家安全保障戦略の中に位置づけられた防衛力強化の一環ということは、政府の資料でも明らかにされております。想定は質問に答えられないということですが、想定をしないで行政進めていくっておかしくないでしょうか。何か想定して、もうここまで考えられるってことは本当に皆さんと一緒に考えて、これって憲法違反じゃないかとか、これって将来的に須崎の港が軍港になる可能性が含まれてないか、そうならないためにどういった枠組みが必要かとか、どういった約束が必要かとか、そういうことを考えなきゃいけないと思うんですよ。でも、それを３月末までに国は県とあれを結ぶって、枠組みを結ぶということを言っているわけですよ。国も県も、住民の意見は聞く必要があるというふうにも言っているわけで、やっぱり市長におかれては、市民への説明を果たして、市民の意見を吸い上げて、県や国に上げ

ていただく、そういったことが、そういった責務あるんじゃないかと私は思うんです。県の方針がこの県議会の委員会で昨日か一昨日か示されまして、3市から異論があれば考慮に入れるということも県のほうも言っております。

最後の質問になりますが、その意見交換会において市長が須崎市民の意見を県に届ける、そのおつもりがあるか、市民への説明会を開く予定があるか、そういったことをお聞きしたいと思います。県と市の意見交換会の日程も分かっていたらお知らせください。

○議長（西村泰一君） 杉山さんに確認をいたします。8番の質問を飛ばし、9番に移ったという認識でよろしいですか。

〔「8番と9番と一緒に聞きました」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 再度お願いします。杉山さん。

○4番（杉山愛子君） 市民の意見を吸い上げて県や国に伝えるおつもりはあるか、また、県との意見交換の日程が分かっていたら、それを知りたいのと、その意見交換までに市民への周知や意見の吸い上げ、そのスケジュールをお聞きしたいということです。

○議長（西村泰一君） 再度確認します。9番の質問でよろしいですか。8番は……。

〔「8番はそのつもりはあるかってことですよね」と呼ぶ者あり〕

〔「暫時休憩したら」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 暫時の間、休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 大変失礼いたしました。8番と9番を一緒にお聞きしますということを申し上げておりませんで、失礼しました。8番のみお聞きします。市長は、市民にこの特定利用港湾のこういう枠組みが、県と国が結ぶということで市民に説明して、市民論議ができる時間を担保した上で民意を諮って、県や国に伝えるそのおつもりはありますか。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今回の件の説明責任は国と県にあると認識をしております。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 市長が行わないということでしたら、県か国のほうに市民への説明を行ってくださいますか。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 要請以前に説明責任があるわけですので、当然説明があるものと思っております。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 国、県から当然説明があるのではないかというお考えということですが、その国や県からの市民への説明ということで、案内はあっていますか。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 存じ上げておりません。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 本当に３月末なんですよ、時間がないんですね。市長、知りませんということで、このまま見てるだけというか、それでいいんでしょうか。本当にこれ１９９７年県議会で、高橋立一議員もおっしゃいましたが、高知県の港湾における非核平和利用に関する決議っていうのは全会一致で可決されていて、県内全ての港において非核三原則を遵守し、県民に親しまれる平和な港としなければならない。この決議がほごにされかねない、本当に重要な事案だと思います。当然、市民は知る権利があるし、みんなで議論する時間も必要だし、その意見もやっぱり県や国に表明していくっていうことは当然だと思うんですけども、本当に真剣に緊急に的確な対応をしてくださるように要請をいたします。

もう次の質問に移らせていただきます。保育園と学校の給食についてです。

○議長（西村泰一君） いやいや、９番はよろしいですか、もう質問はされてないですけど。

○４番（杉山愛子君） あっ、本当ですね。

○議長（西村泰一君） どうされますか。杉山さん。

○４番（杉山愛子君） ９番の質問をしそびれるところでした。ありがとうございます。

そういうわけで、市民の意見吸い上げるために、県との意見交換会の日までに市民への説明会など開催する必要があると思いますが、どのようなスケジュールで行いますでしょうか。県との意見交換会の日程が分かっているれば、それも併せてお答えください。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔「質問内容が違うがやけど」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 暫時の間、休憩いたします。

午後２時３４分 休憩

午後２時３５分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 県との意見交換会につきましては、3月19日に開催予定との案内がいただいているとお聞きをしておりますが、詳細につきましては、まだ承知いたしておりません。

なお、繰り返しになりますが、説明責任につきましては国、県にあると考えております。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 市長にもあると思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。今週の日曜日、「WE ARE WHAT WE EAT」という映画を中土佐町のほうで見てきました。地産地消、有機食材、食の安全などをコンセプトにスローフードを世界に普及させた料理人のアリス・ウォータースさんの来日ドキュメンタリーでした。1950年代まで世界はどこでもオーガニック、ローカルで食が営まれていたけれども、ファストフードが広がって、人々の価値観はより多く、より早く、より簡単にシフトして、美しい食が失われていったと。でも、それを取り戻す変化のチャンスは誰もが食べる給食にあると語られていました。アリスさんが一番大切にしていることはファーマーズファースト、土地や食べ物を守ってくれる農家を守ることが国の未来を守ることであり、学校給食はそれを支える土台になるとおっしゃっていました。

先月は第3回となる全国オーガニック給食フォーラムがオンラインで開催されまして、須崎市でもパブリックビューイング会場が市民有志により設置され、私も参加をさせていただきました。オーガニック給食導入に踏み切る自治体が増えて、オーガニックビレッジ宣言をする自治体も2025年目標で100自治体を目指すという国の目標がありましたが、2023年度、既に92自治体が宣言をしているということでした。国会では超党派の議員有志がオーガニック給食を全国に実現する議員連盟を立ち上げ、子供の健康に配慮した食材を提供しようと研究をしております。こういったことは、オーガニック給食がやはりみんなを元気にする、幸せにする政策だからだと思います。今、食べ物はその安全性が問われていまして、日本は特に農薬の規制が世界的に緩く、遺伝子組換え作物も多くの食品に使われています。

長野県で学校給食地産地消食育コーディネーターをしている杉木悦子さんは、2人に1人ががんになるという現実、私たちが食べてきたものを見直す必要があるとおっしゃっています。有機食材で和食を中心とした給食を提供している福岡県の高取保育園では、アトピーが見る見る改善し、園児の体温が相対的に高く病欠が少ないそうです。子供が元気に育つということは何よりうれしいことですが、病欠が少ないということは共働きの子育て世帯にとって何よりも子育て支援にもなります。そして健康な体は社会経済を支え、産み育てる力の原資にもなります。

給食が販路となることで農薬や化学肥料を使わない圃場が増えれば、生物の多様性も守ることができ、放棄された田んぼなどがよみがえれば、その保水力から災害対策にもなります。人と自然の共生を模索する若者が増えてきており、持続可能な生活を求めて移住先を探しています。今回、アリスさんの映画を主催した中土佐町の地域おこし協力隊の方は、神奈川から移住されてきた方ですが、できるだけ小さな循環の中で生活を完結することができれば、気候変動をはじめとする様々な社会問題が解決できるのではないかと思います。それができるまちを探して移住してきたとおっしゃっていました。周りの友達も、どのまちがそういった政策進んでいるのかと、よく調

べて移住先を探しているということでした。

市として、オーガニック給食や有機農業を推進していくことは移住政策、産業振興政策にもなるということだと思います。愛知県の東郷町では、町内の有機食材を給食に導入する政策に、産業振興費や災害対策費なども活用して進めているそうです。有機の作物は手間がかかる、価格が高い、供給量が少ないというイメージがあると思いますが、栽培の理論や技術も確立されてきています。市内全小・中学校で100%地場産の有機米を提供している千葉県のいすみ市では、取り組み当初は有機農家はほとんどいなかったそうですが、栽培指導を行い、何と4年間で100%の有機米の給食の実施ができたそうです。価格と買取りを保障すれば、生産する農家も安心して作付することができます。いすみ市ではオーガニック米を60キロ2万円で買い取っているそうですが、須崎の農家さんにも聞いたところ、2万で買ってくれるなら誰でも作りますよとおっしゃってくださいました。子供たちに元気な食べ物を提供することは農家の誇りと喜びにもつながり、導入のために給食に関わる人が増えることで地域の協働が広がると。オーガニック給食は、人も産業も自然も全てが幸せになる政策だと思って、ぜひ推進をしていただきたいなと思います。

順番の前後しまして、2番の質問を先にお聞きします。過去の質問で、市内には有機農産物の供給量が少ないという課題が答弁の中にありましたが、どのオーガニック給食に取り組んでいる自治体も全量を突然、有機食材にすることから始めているわけではないわけです。大阪の泉大津市では月に二度、有機食材を中心に、旬の食材を使用した「ときめき給食」というのを提供しているそうで、東京都世田谷区では月に一度、有機米のオーガニック給食が提供されるようになっています。

できる範囲で一步ずつというのが有機オーガニック給食に取り組むポイントだと思うんですが、やっぱり誰が、どう調達して納入するのかっていうのが大変大きな壁だと思いますので、先進事例を見ましたら、やはりそのための組織が立ち上がっていることが分かります。静岡県袋井市では、須崎市と同じだと私、先ほどの質問聞いていて思ったんですが、日本一の健康文化都市を目指しているそうで、「おいしい給食課」というのが設置されて、給食関係者と生産農家がお互いの現場を見学して、課題を共有し合い解決を図っていると。長野県の松川町では、町が遊休農地を活用する政策を打ち出したことで町民有志による「ゆうき給食とどけ隊」が結成され、その思いを受けて、「ゆうき給食つくり隊」ができ、保管や納入といったお手伝いをしているそうです。

高知県四万十市でもオーガニック給食が行われてまして、そこでは食材の選定基準が設けられて、無農薬、減農薬の米、野菜などを優先購入する、地場産食材を優先使用するっていう方針で、市内産、県内産、国内産の順に優先的に購入するという、そういった仕組みをつくって取り組んでいるそうです。やり方も基準も非常に柔軟に、工夫次第でやる気と本気があればオーガニック給食は実現できるよとエールを送っていただきました。給食センターの供用が2年後になる中、そういったことを協議していく組織の立ち上げが必要ではないかと思います。

そして、須崎の子供たちに「生きることは食べること」という基本の食育をどう実践していくかということをみんなで考えていく会として、生産者や流通業者、調理員、市や保護者などが例えばですけど、地産地消給食推進協議会といったような組織を立ち上げて、こういった課題の解決を図っていく、推進に向けて協議していくということを検討していただけないでしょうか、お

聞きをいたします。

○議長（西村泰一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 様々な事例について縷々御紹介をいただきましたけども、いささか質問の趣旨が明確でございせんし、いわゆる杉山議員がおっしゃるところのオーガニック給食の定義ということについても、定かでございせんので、誠に申し上げにくいのでございますけども、須崎市では、そういう意味でいいますと、既に一定そういう形の食材の調達に努め、安心・安全な給食を提供することに努力をしているところでございます。組織の立ち上げという御指摘でございすけども、必要性があれば今後検討すべき課題であろうというふうに考えております。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） なかなか認識が共有できなくて残念なんですけれども、それは市民の皆さんも一緒にこれから取り組んでいうことで今回の御答弁、承知をいたしました。

それでは、1番の質問に戻らせていただきますが、供給量が少ないということで、なかなかお米や野菜の有機食材の導入については難しいという御答弁、過去にもございましたが、例えば調味料や加工品の原料の見直しなどというのはシフトしやすい食材ではないかと思います。パンの原料についてですが、輸入の小麦粉を使用したパンや菓子を調査した結果によれば、もうほぼ100%グリホサートという除草剤の成分が検出されています。グリホサートはWHOの専門家機関が発がんのおそれありと評価したことから、世界では規制強化が進んでいる除草剤成分です。学校給食のパンを調べた結果でもやはり検出をされておりまして、ただ、原料が国産の小麦粉に関するものは検出がされていないということです。パンの原料を県内産や国産の小麦粉を使ったものに替えることはできないか、また、米粉でもいいかと思うんですけれども、さらに調理に使用する小麦粉についても、同じように県内産や国産のものにシフトできないんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 確認をさせていただきますけども、例えばパン粉でございすとか小麦粉というものの調達先に限定した御質問でございましょうか。

○議長（西村泰一君） 教育長の反問を許可します。杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 使うパンやパスタも含まれるかもしれませんが、食材の原料となる小麦粉を国産のものにシフトできないかということです。

○議長（西村泰一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 先ほども御答弁申し上げましたけども、本市におきましては、既に安心・安全な給食を提供するため、地元産でございすとか県内産の生鮮食品を中心に購入をいたしておりまして、できるだけ地産地消に努めながら、安心・安全な給食の提供について努力している

ところでございます。一方、給食で提供されます小麦粉やパン等々につきましては、一部、学校給食用の食物はその価格や確保の実績を考慮いたしまして、公益社団法人高知県学校給食会から購入している状況でございまして、議員御案内の小麦粉ということに限って調達先を変更するというについては、すぐには難しいというふうに考えておりますけれども、今後におきましてもできる限り地産地消に努めながら、子供たちの安心・安全な給食の提供ということに努力をしてまいりたいと考えております。なお、保育においても、同様の趣旨で安心・安全な提供に努めているところでございます。

しかしながら、蛇足ながら言わせていただきますけれども、給食に過度の期待をすることはいささか行き過ぎではないかというふうに危惧するところでございますので、老婆心ながら申し上げておきます。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 時間となりましたので、質問を終わります。

○議長（西村泰一君） 順次質問を許します。1番高橋祐平さん。

〔1番 高橋祐平君登壇〕

○1番（高橋祐平君） 本日最後の登壇者になります高橋祐平です。よろしくお願い申し上げます。

また、森光一晴議員、森田収三議員、高橋立一議員とまた重複することもあるかと思いますが、併せてよろしくお願い申し上げます。

それでは、仮設住宅用地の候補、確保についてお伺いいたします。

今回の能登半島地震では、家屋の倒壊や火災により、自宅での生活ができなくなった方がたくさんおられます。災害から一、二か月は避難所での生活を余儀なくされることとなり、多くの方が避難所での生活を続けられております。そして理由は様々でございますけれども、遠方への避難ができず、とどまられている方がほとんどであると、報道もされております。避難所での長期の生活は心身への負担も大きく、災害関連死にもつながるものであり、早急な仮設住宅の建設が必要と考えております。その建設のためには、安全な場所への仮設住宅建設が必要となるわけでございますけれども、須崎市には浸水想定区域や土砂災害警戒区域と安全が担保される仮設住宅用地がなかなか見当たらないと思われます。能登半島では用地の確保は困難なため、浸水区域内ではありますけれども、浸水想定高よりかさ上げた仮設住宅を建設しているともお聞きしており、用地の確保が難しいことは今回の災害でも大きな問題となっております。

そして、今回テーマにさせていただいております仮設住宅につきましては、災害後の人口減少にも大きく影響するものでございますので、避難者ができる限り須崎市内にとどまれるように、市内に建設をしなければいけないと考えておりますけれども、能登半島と地形的によく似ている須崎市でそういった候補地を検討されておるか、市長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 応急仮設住宅の建設用地につきましては、これまで災害発生直後から建設に着手することが可能である市有地などの公有地を基本に候補地として選定しておりましたが、

これらの土地だけでは必要な敷地面積の確保は困難な状況でございます。このため、民有地の活用も含め、津波浸水区域外にある面積など、これも土砂災害も含めてですけども、一定の要件を満たす空き地や駐車場、農地などの土地情報の把握に取り組んでいまして、候補地について県と情報共有を行ってるところでございます。今後におきましても、災害時、速やかに仮設住宅の建設用地として協力していただく、そういうやり取りができるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔1番 高橋祐平君登壇〕

○1番（高橋祐平君） 現在、検討されております高台開発をした際に、住宅用地のみではなく、防災機能を持たせた公園や広場といった用地を確保することで、避難場所や仮設住宅の用地とする計画をされているか、市長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 午前中に御答弁して重なる話となりますけれども、現在、小規模な住宅地としての高台整備を検討しておりまして、3月末、今月末には報告が受けられるという段階でございます。従いまして、今回の小規模な高台整備につきましては、仮設用地等の整備に当たるものではございません。やはり一定の規模の高台開発は仮設用地等には必要でございますので、国に新たな補助制度の設計、創設を訴えながら、災害対策に資する適地の検討並びに条件整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔1番 高橋祐平君登壇〕

○1番（高橋祐平君） 実際に南海トラフ地震が起きた際でございますけれども、本市におきましては、避難者想定数が須崎市内の指定避難所には入り切らないと、近隣の市町の避難所へ避難する計画になっているかなというふうに思うわけでございますけれども、災害後で避難所での生活がもちろん続くことにはなりますけれども、津波や倒壊等により例えば住宅がなくなった方はやっぱり再スタートに向けて住宅を探すようになられるわけでございます。そのときに避難先の市町村などで須崎市外での生活を送られる方が多くなると、これ、やはり本市の人口がかなり大きく減少してしまうのではないかとということが危惧しているところでございます。

質問でも述べましたように、災害後の人口減少というのは被災地の課題でも十分あるということでございまして、人口減少に直結しないように、本市に戻って生活をしていただけるような居場所を少しでも多く構えていただきたく思うわけでございまして、先ほど市長御答弁、先に言っておりますので、重々認識もしているところでございますけれども、今後また国のほうともやり取りもされてくださるということでございますので、今後進めていかれる高台開発の用地内にも、事前復興という観点からも災害対策として利用できる土地の確保をぜひ計画の一つに入れていただければというふうにお願い申し上げます。

続きまして、備蓄物資の充実と備蓄倉庫、配送拠点となれる大規模な倉庫の建設についてお伺いいたします。

現在、須崎市では、災害時用の食料や防災用品などの備蓄倉庫について、避難所の周辺や各地域の核となる場所に大型な倉庫を設置し、備蓄を行っているとお聞きしておりますけれども、備蓄の量については、備蓄計画の半数に満たない数しか備蓄できていないとお聞きしております。もちろん災害時には必要な物品については、一人一人が備蓄を行い、有事の際には備蓄するべきであるというのが基本ではございますけれども、実際のところは個人での備蓄ができていなかったり、備蓄ができていたとしても災害時に持ち出せなかったりと、避難所で物品が不足することはこれまでの大災害の際に毎回聞かれていることでございます。

そこで現在の備蓄量について、食料、水、簡易トイレ、毛布の数についてどの程度備蓄されておるのか、防災課長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 防災課長。

〔防災課長 久万敏幸君登壇〕

○防災課長（久万敏幸君） お答えします。

現在、避難所、避難場所で整備しております26か所の防災備蓄倉庫等へ備蓄食料及び備蓄資機材の整備を進めているところであります。議員御質問の備蓄品目につきましては現在、食料はアルファ化米など4万9,640食、飲料水は500ミリリットルから2リットル入りペットボトルで合計3万1,758本、4万1,190リットル、また、プールの水や淡水、海水を飲料水に使用可能とする浄水装置を8基、5,500回以上の使用が可能とされる便槽型簡易組立てトイレを32基、携帯トイレの便座209台、携帯トイレ用便袋5万6,800枚、マンホールトイレ1基、毛布を5,434枚備蓄いたしております。以上でございます。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔1番 高橋祐平君登壇〕

○1番（高橋祐平君） 次に、現在、市が設置している備蓄倉庫につきましては、そのほとんどはほぼ一杯になっておられるとお聞きしております。市の備蓄計画数を満たすためには、現在の倍以上の数の倉庫が必要と考えております。特に南海トラフ地震の発災となりますと、近隣市町村はもちろん県内、そして四国内からも援助がなかなかやはり見込めない、容易に想像ができません。そのときには、どうしても市としての備蓄が重要になるわけでございます。食料や水などについては消費期限もあることでございます。市民の被災者総定数の3日分という量を毎年更新することは難しいとも感じる部分がありますが、それでは、災害が起きた際には対応ができなくなってしまうということでございます。

高知県は、県内の拠点となる場所にフォークリフトが入れる規模の大きな備蓄倉庫も設置されているようですので、1月市長選での防災への注力をされるとうたわれている市長には、ぜひ市の備蓄品の多くが保管でき、また、有事の際には、その倉庫を拠点に、各避難所への配布ができるような大規模な備蓄倉庫の建設をお願いしたいと思いますけれども、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 須崎市備蓄計画により、備蓄物資の保管は、機能性等を考慮いたしまして、

集中備蓄と分散備蓄の両方式により行っていますが、災害発生時の煩雑な状況の中、住民の方が備蓄品を確実に利用できる等の観点から分散備蓄を優先して整備することとしておりまして、指定避難場所及び指定緊急避難場所等各所に、備蓄計画に基づき、現在整備を行っていくこととしております。しかしながら、計画に対しまして進捗が遅れておる状況でございますので、これらを改善をしなければならないというふうに考えております。基本的には発災して3日間ではできるだけ自助としての個人による家庭備蓄と、家庭備蓄の補完としての公助による本市の備蓄、4日目以降は公助として国とか県、本市との協定等に基づく公共機関等からの流通備蓄での供給を考えておりますので、大規模な備蓄倉庫の設置ではなく、一定の収容量を確保した備蓄倉庫の整備と併せ、災害時協定による流通備蓄により対応していきたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔1番 高橋祐平君登壇〕

○1番（高橋祐平君） 要するに今現在使われておる備蓄倉庫を増やしていかれるというような認識で、先ほど課長から御答弁で現在、備蓄倉庫は26か所ですかね。で今、大幅に遅れられてるということですけど、これ最終的に幾つぐらい、目標は幾つお造りになられるのか、再度お伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 防災課長。

〔防災課長 久万敏幸君登壇〕

○防災課長（久万敏幸君） 現在の須崎市の備蓄計画では43基を目標に取り組んでおりますけれども、先ほど市長がお答えしましたこれ今後の食料の備蓄であったり、想定避難者数の変動とかそういったところも鑑みまして、再度計画の改定等については検討していきたいというように考えております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔1番 高橋祐平君登壇〕

○1番（高橋祐平君） たぶん43基ということは今、遅れられてるから、結構かなり年数がかかるのは想定できるというか、できるという状況だと思います。それでございましたら、今の計画されておられる備蓄倉庫の中に、やはり今お話しさせております大規模な備蓄倉庫があればなというところでございます。やはり今、備蓄倉庫の中、お話もさせていただきましたですけど、なかなか物が入ってないとか取りづらい、なかなかいろんな課題が出てきておるのではないかとこの現状があるのではないかとこのことでございます。やはり大規模な備蓄倉庫でございますと、利便性もそうですけど、あと小さいもの、以前もこういった御質問をさせていただきましたけれども、小さい倉庫を乱立させるよりは、やはり大きな倉庫をどんとやって、そこを拠点にして発進していく。これ、かなりもう不経済さ、で経済的な部分もあるんじゃないか。

ただ、あと先ほど御答弁ございましたその3日間ですよね。本市で、あと自分で、個人で用意したもので3日耐えて、その4日目からはもう国、県ということでございますけれども、これも先ほどお話しさせてもらいましたけど、なかなか多分、南海トラフが起きたときに4日目、本当に現実的に物資が須崎市に入ってくるのかなっていうところをすごく、やはり不安に思うところでございます。そういった観点からもぜひとも、いろんな課題ございます。重々それも承知して

おりますけれども、大規模備蓄もぜひとも前向きに御検討いただきたく、お願いしまして、次の質問に移ります。

続きまして、災害廃棄物についてお伺いいたします。災害廃棄物とは、地震、水害、台風などの自然災害によって発生した廃棄物のことをいい、災害発生直後から発生する破損した家や家具類に加え、避難所ごみ、仮設トイレのし尿、片づけごみなど、様々な廃棄物が発生します。また、災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、処理責任は市町村にございます。災害廃棄物は、被災地の復旧や復興のため、早急の撤去や処理が望まれるところであり、また、撤去などの遅れにより、被災者生活の衛生面や生活環境への影響、さらには災害発生物に含まれるアスベストや有害物質の飛散などによる健康被害も懸念されるところでございます。もちろん災害の規模にもよりますが、災害廃棄物は、日常的に発生する一般廃棄物とは比べ物にならない量が予測されます。さらには量だけではなく、分別ができない土砂が交ざっているなど、処理に手間がかかるという特徴もございます。そのため、一般廃棄物の処理責任を負う各市町村だけでは処理し切れないという問題が発生するのではないのでしょうか。前段でも申し上げましたが、そういった有事の際に、行政だけではなかなか対応ができない状況になるのではないかと考えますけれども、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本年1月に発生しました能登半島地震の被災地では、生活ごみ、避難所ごみ、し尿、片づけごみ、解体ごみなどの災害廃棄物が大量に発生しておる状況でございます。石川県知事は、県全体で通常の7年分に当たるおよそ240万トンに上ると推計されていると明らかにして、県外の施設も活用した広域処理を行うことで、令和7年度末までに処理を完了することを目指す旨と発表されました。また、石川県では、およそ5万5,000棟の住宅で全壊や半壊などの被害が出ており、被災した自治体では、家屋を解体した瓦礫や家具などの災害廃棄物の処分は課題となっております。災害廃棄物への対応は本市におきましても、大きな課題の一つとなっております。災害廃棄物の推計量は津波でいいますとL1クラス、発生頻度の高い一定程度の地震、津波で70万9,000トン、L2クラス、最大クラスの地震、津波で136万5,000トンと推計されておまして、県外での広域処理による対応も検討しているところでございます。

高橋議員御案内のとおり、大量に発生する災害廃棄物への対応は行政だけで解決できる課題ではないため、本市では、災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定を市内の3事業者と、災害廃棄物の処理の協力に関する協定を高知県、住友大阪セメント株式会社、須崎市の3者で、また、災害廃棄物の処理計画の策定や処理方法などの災害廃棄物処理の支援に関する協定を県内に事業所を置く事業者と協定を締結しているところでございます。

○議長（西村泰一君） まだ質問中ではありますが、この際、10分間休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後３時１９分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を許します。高橋さん。

〔１番 高橋祐平君登壇〕

○１番（高橋祐平君） Ｌ２クラス、最大クラスの地震、津波で１３６万５，０００トン、想像以上の数でびっくりしております。先ほど御答弁にございました県、市、住友大阪セメントの３者で災害廃棄物の処理協力に関する協定、プラス県事業者との災害廃棄物の支援に関する協定とのでございますけれども、層はですよ、そういった対応できる層は厚いことにこしたことはないのではないかというふうに考えます。

一例を申し上げますと、大栄環境グループというグループ企業がございます。同グループは全３１社で構成される環境関連企業グループで、廃棄物の収集運搬から中間処理、再資源化をはじめ最終処分、地域貢献までワンストップで対応できる体制を整えております。また、西日本の自治体を中心に１７３の自治体と災害協定を締結しておりまして、熊本大震災や西日本大豪雨などで災害廃棄物の運搬や処理業務の支援を行ったと、実績があるとのこと。そして本県におきましては、高知市、香美市、いの町、四万十市、四万十町、土佐市、日高村、南国市、北川村、中土佐町と１１の市町村と災害協定を締結しているようでございます。同グループとの協定済みの自治体の内容を見ますと、災害の規模や内容に応じて支援内容を決定するとし、①災害廃棄物の撤去、積み込み作業、②災害廃棄物等の収集運搬、③災害廃棄物などの処分、④災害廃棄物処理計画などの策定及び策定支援、また、年１回、連絡協議会を開催し、協定内容の検討、計画策定の支援と他市町村との取り組みの情報共有などを行う予定とのことでございます。

南海トラフ大地震で大きな被害想定をされる本市にとりましては、早急に災害廃棄物等に関する協定を締結すべきだと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高橋議員御指摘のとおり、災害による大きな被害が想定されている本市にとっては、早期の対応を要する災害廃棄物の処理などに御協力いただける事業者との協定の締結は重要なことであると考えております。災害廃棄物処理に関する協定につきましては、先ほど御答弁しましたとおり、日頃から家庭ごみの収集運搬等を委託している事業者をはじめ、複数の事業者と締結しておりますが、災害廃棄物業務は量も業務内容も多大であることから、現在の支援体制で十分対応できるものではございません。災害廃棄物の処理は本市だけで対応できるものではございませんので、今後も御紹介いただいた事業者を含め、災害廃棄物の処理に御支援をいただける事業者などとの協定締結の拡大に向けて、引き続き情報収集に努めてまいります。

なお、大栄環境グループ様とは過去に御相談をした経緯がございますが、協定締結には至っておりません。定期的に訪問も受けておりますことから、改めて協定締結に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔１番 高橋祐平君登壇〕

○1 番（高橋祐平君） 過去に相談の経過があり、締結には至ってないとのことでございます。過去がそういった形でもあっても、現在はお互い現状が変わっているとも考えられるわけでございます。大きな災害の後ですと、やっぱり災害廃棄物の片づけも相当数の時間がかかることは容易に想定できるわけで、少しでも有利に、今のうちに有利な状況にしておかないといけないと考えます。いざというときがいつなのかは本当に誰にも分からないわけでございますから、できるだけ早期の協定、早期の締結協定に向けて御尽力くださいますようお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

続きまして、報酬等審議委員会の開催の要請についてお伺いいたします。

ロシアによるウクライナへの侵略侵攻や急激な円安などにより、未曾有の物価高騰が続いております。一方で、株価が過去最高値を更新し、日本の企業価値が飛躍的に上がっております。そんな中、政府も国を挙げて企業に対し、賃上げを要請いたしております。現に高知県の最低賃金も19年連続で上昇し、特にここ3年、令和3年度、28円、令和4年度、33円、令和5年度、44円と大幅に上昇いたしております。また、今後につきましても、大幅な賃金上昇が想定されるわけでございます。そこで条例改定を伴う監査委員や特別職の報酬について、外部有識者の意見を聞くために、報酬等審議委員会の開催の要請をされてはと思うわけでございますけれども、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本市におけます特別職報酬等審査会につきましては、議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長の給料の額に関することが対象となっておりまして、直近では令和3年度に審査会を開催いたしまして、令和4年4月1日付で議員報酬を見直しております。

なお、高橋議員御指摘の監査委員をはじめとする須崎市特別職の職員で非常勤の者につきましては、非常に多岐にわたる委員さんとなっております。全てを一括して審議することは困難であるため、これまで同様に社会情勢や近隣自治体との均衡なども勘案して、各所管課で対応することといたしたいと考えております。

なお、直近では、選挙管理委員長、同委員、監査委員、農業委員会会長、同委員につきまして、令和3年4月1日付で改定をいたしております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔1 番 高橋祐平君登壇〕

○1 番（高橋祐平君） 成り手不足の観点からも、または近年の物価高騰の観点からも、社会情勢を鑑みながら、よろしく願いいたします。また、あわせまして、インバウンド効果もあり、県外宿泊費なども高騰しておるわけでございます。燃油代も高止まりしておるわけで、宿泊費、日当、費用弁償等の見直しも併せて検討していきたいと思っておりますけれども、市長、御所見をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 日々感じておりますその高騰分に関して、やはりしっかり支えていくとい

うことが活動を萎縮させないことにもつながるというふうに考えておりますので、その辺はまた内部で議論して、見直すべくは見直すということにしていきたいというふうに思っております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔1番 高橋祐平君登壇〕

○1番（高橋祐平君） ぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして、南地区から朝ヶ丘中学校へ通う生徒の交通手段の確保についてお伺いいたします。

昨年9月定例会において、南地区から多ノ郷小学校へ通う児童の交通手段の確保についての陳情が全会一致で採択されまして、同時に私も一般質問においてお伺いをいたしました。その中で前向きな御答弁をいただき、大変感謝をしております。その後、12月末には早速、対象児童の保護者に文書を送付されております。また、今議会において令和6年度当初予算、小学校管理費委託料208万円を計上していただきました。改めてその対応に感謝申し上げます。

そこで私が今議会お伺いしたいのは、南地区から朝ヶ丘中学校へ通う生徒の交通手段確保についてでございます。1月24日に開催されました朝ヶ丘中学校の体験入学へ現南小学校6年生5人全てが参加されております。その後、2月中旬には、5人全てが朝ヶ丘中学校への入学を希望するということとなり、その事実を教育委員会も把握されております。この5人が南中学校へ仮に入学したとしましても、中学2年から3年に上がるときには統合となるということで、先行しての朝ヶ丘中学校入学への希望となるということでございます。次年度の予算計上には、時間的には間に合っておりませんが、4月入学当初より交通手段を確保していただけるとお伺いしております。その早急な対応には心より感謝をしているわけでございますけれども、その具体的な内容について教育長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 高橋議員に御紹介いただいたとおり、南小学校の6年生全員が朝ヶ丘中学校の学校説明会に参加をいただきまして、模擬授業でございますとか部活の御紹介とかというようなことの体験をしていただきました。その結果、全員が南中学校へ進学をするよりは、朝ヶ丘中学校へ行くほうが楽しい中学校生活ができるのではないかという判断をされ、全員が校区外通学許可を申請されてきたところでございます。児童御自身や御家庭におきまして、中学校の統合を見据え、そうした判断していただいたことを深く感謝するところでございます。こうした事情もございしますことから、教育委員会といたしましても校区外通学許可をしたところでございます。

御質問の交通手段につきましては、この1月から小学生に通学タクシーを提供しております。あわせまして、4月からは中学生に対しても通学用のタクシーを準備するよう、手配をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔1番 高橋祐平君登壇〕

○1番（高橋祐平君） 教育長、早期の対応をありがとうございます。令和8年度より中学校が2つに統合されるというわけでございますけれども、統合に対し賛同し、統合後の統合中学校の取り組みに大きな期待をされている多くの保護者または生徒がいるわけでございます。円滑に予定

どおりの中学統合をよろしくお願いいたしますして、次の質問に移ります。

続きまして、最後の質問になります。地域のスポーツ振興についてお伺いいたします。

先日のことですが、ある競技を運営されている方から、本市にはスポーツ大会などに使用できる補助制度がない、何とかならないかというような御相談がございました。お話を聞いていると、そういった制度がないためにSAT補助金を活用しようとしてみたけれども、SAT補助金を活用するならば、本来の目的より少し変わる、言わば目的が少し遠回りするような形になるといった理由で断念されたみたいでございまして、純粋にスポーツ大会の開催に使える補助制度が欲しいとのことでした。結果は奉加帳を作り、寄附金を募り、大会を開催し、市内外からも競技に参加される方をはじめ、競技に興味のある児童たちも集まり、この大会がきっかけで新たに競技を始めた本市の児童もおられたりと、盛況だったとのことでした。参加された方たちともぜひ次回も開催したいと話し合ったようでございます。

スポーツを通じて住民が交流を深め、地域で大会を開催することで住民相互の新たな連携を促進することにもつながりますし、一つの目標に向かい、共に努力をし、目標を達成することで地域に誇りと愛着を感じ、地域の一体感や活力にもなり、人間関係の希薄化の改善にもつながると思います。また、交流人口の増加にももちろんつながっていくと考えますが、スポーツに対する社会的効果についてどのようにお考えであるか、市長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々の心身の健全な発達に必要不可欠なものであると考えておりまして、生涯にわたってスポーツに親しむことは大きな意義があると認識をしております。また、可能な範囲でスポーツを継続していただくことによりまして、健康や体力の増進につながり、生きがいや居場所づくり、介護予防、医療費節減の効果も期待できます。加えて、競技に打ち込む競技者のひたむきな姿は、人々のスポーツへの関心を高めるとともに、夢や希望を与え、活力ある健全な社会形成に貢献するものであると考えます。これらのことから御質問にありますように、スポーツを通じての連携や目標設定による一体感の醸成とともに、大会やイベントを開催することによる市外の方々との交流人口の増大など、地域社会の活性化に寄与するものであると考えております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔1番 高橋祐平君登壇〕

○1番（高橋祐平君） 本当にそのとおりであると思います。もう市長の答弁で本当ありましたように、競技を一生懸命されている方の姿、夢や希望、もう何度もそれ私も同じようなことを思ったことがあります。本当感動したり、もう嫌なことがあったときに、例えばWBC見て、うわあ、すごいなと、もっともっと頑張らないかなとか、すごく、やっぱり人が一生懸命動いてる姿っていうのはものすごい本当に心打つものがあるって、スポーツにはそういった大きな力が秘められていると本当に私も同じ気持ちでございまして。やはりスポーツにおけるいろんな要素からも、社会的効果は非常に大きいと感じるところでございまして。

そこで、地域のスポーツ振興に対する補助制度を新たに創設していただけないかと思うわけで

ございますけれども、一つの御提案としまして、例えば補助金審査会を設立するなどしまして、補助金の交付が妥当な団体を協議していくといったようなことができないか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本市におけますスポーツ大会、スポーツ振興に係る支援といたしましては、ドラゴンカヌー大会やオープンウォータースイミング大会における両実行委員会への大会の開催に係る補助金のほか、須崎市体育協会への運営補助金となっておりまして、体育協会ではこの補助金に加え、各地区体育会や競技団体からの負担金を活用して、須崎市民体育祭や須崎ロードレース大会等の開催をいただいております。今回御質問いただきました地域スポーツの振興に対する新たな補助制度の創設につきましては、今後、少子高齢化等によりまして大会や団体運営が困難となってくる状況も考えられますので、他の市町村等の事例等も参考にさせていただきながら、NPO法人すさきスポーツクラブや須崎市体育協会とも協議し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 高橋さん。

〔1番 高橋祐平君登壇〕

○1番（高橋祐平君） 本当に前向きな御答弁ありがとうございます。こういったスポーツ振興に対する新たな補助制度、方法ができましたら、市民の方も本当に喜ぶというふうにも思います。また、本市のスポーツ団体の皆様も、もっともっとどんどんどんどん本市のスポーツ、競技も踏まえて盛り上がってくるのではないかとこのように思いますし、また、何よりこういったことが市民の幸福度ということにもつながっていくのではないかと考えます。ぜひとも先ほどおっしゃってくださいました前向きな研究、そして前向きな検討をしていただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（西村泰一君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

明日13日の議事日程は、一般質問、議案審議及び委員会付託等であります。開議時刻は午前10時。

本日は、これにて延会いたします。

午後3時39分 延会

第482回須崎市議会3月定例会会議録

議事日程

令和6年3月13日（水曜日）午前10時開議

第 1. 一般質問

第 2. 市議案第 1 号 専決処分の承認について

第 3. 市議案第 2 号 須崎市海のまちづくり推進施設の設置及び管理に関する条例の制定について

第 4. 市議案第 3 号 須崎市お試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

第 5. 市議案第 4 号 須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

第 6. 市議案第 5 号 須崎市監査委員の事務執行に関する条例及び須崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

第 7. 市議案第 6 号 須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

第 8. 市議案第 7 号 須崎市心身障害児（者）福祉年金条例の一部を改正する条例について

第 9. 市議案第 8 号 須崎市水道給水条例及び須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について

第10. 市議案第 9 号 須崎市漁港管理条例の一部を改正する条例について

第11. 市議案第10号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第12. 市議案第11号 須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

第13. 市議案第12号 須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

第14. 市議案第13号 須崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

第15. 市議案第14号 須崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

第16. 市議案第15号 須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

第17. 市議案第16号 専決処分の承認について

第18. 市議案第17号 令和6年度須崎市一般会計予算について

第19. 市議案第18号 令和6年度須崎市巡航船事業特別会計予算について

- 第20. 市議案第19号 令和6年度須崎市バス事業特別会計予算について
- 第21. 市議案第20号 令和6年度須崎市スクールバス特別会計予算について
- 第22. 市議案第21号 令和6年度須崎市国民健康保険特別会計予算について
- 第23. 市議案第22号 令和6年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第24. 市議案第23号 令和6年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第25. 市議案第24号 令和6年度須崎市介護保険特別会計予算について
- 第26. 市議案第25号 令和6年度須崎市水道事業会計予算について
- 第27. 市議案第26号 令和6年度須崎市下水道事業会計予算について
- 第28. 市議案第27号 令和5年度須崎市一般会計補正予算（第12号）について
- 第29. 市議案第28号 令和5年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第30. 市議案第29号 令和5年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第31. 市議案第30号 令和5年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第32. 市議案第31号 指定管理者の指定について
- 第33. 市議案第32号 指定管理者の指定について
- 第34. 市議案第33号 指定管理者の指定について
- 第35. 市議案第34号 指定管理者の指定について
- 第36. 市議案第35号 指定管理者の指定について
- 第37. 市議案第36号 須崎市農業委員会委員の任命について
- 市議案第37号 須崎市農業委員会委員の任命について
- 市議案第38号 須崎市農業委員会委員の任命について
- 市議案第39号 須崎市農業委員会委員の任命について
- 第38. 市議案第40号 須崎市農業委員会委員の任命について
- 第39. 市議案第41号 須崎市農業委員会委員の任命について
- 市議案第42号 須崎市農業委員会委員の任命について
- 市議案第43号 須崎市農業委員会委員の任命について
- 第40. 市議案第44号 須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第41. 市議案第45号 債権の放棄について
- 第42. 市議案第46号 須崎市教育長の任命について
- 第43. 陳情の付託

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第43まで

出席議員

1 番 高橋 祐平君

2 番 大崎 宏明君

3 番 宮田 志野君
5 番 吉野 寛招君
7 番 佐々木 學君
9 番 森田 收三君
11 番 森光 一晴君
14 番 西村 泰一君

4 番 杉山 愛子君
6 番 松田 健君
8 番 山本 啓介君
10 番 海地 雅弘君
12 番 高橋 立一君

欠席議員

13 番 土居 信一君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君
会計管理者兼会計課長 中山 明君
企画情報課長 宮本 良二君
元気創造課長 松浦 すが君
防災課長 久万 敏幸君
建設課長 楠瀬 晃君
住宅・建築課長 國廣 哲也君
長寿介護課長 濱崎 守央君
市民課長 大崎 弘美君
人権交流センター所長 松浦 永治君
教 育 長 細木 忠憲君

生涯学習課長 小野修一郎君
港湾政策推進監 西山 文彦君

副 市 長 平井 和久君
総 務 課 長 梅原健一郎君
プロジェクト推進室長 國澤 豊君
文化スポーツ・観光課長 堅田 典寿君
税務課長兼固定資産評価員 森光 和明君
農 林 水 産 課 長 岡田 進一君
環 境 未 来 課 長 森光 澄夫君
健 康 推 進 課 長 中川 雄大君
福 祉 事 務 所 長 山岡 伸也君
水 道 課 長 中村 幸二君
学 校 教 育 課 長 中西 司君

子ども・子育て支援課長兼
青少年育成センター所長 寺田 良生君
地域安全対策推進監 八木 俊之君

事務局職員出席者

局 長 嶋崎 貴寿君
主 幹 山沖 二葉君

次 長 梅原 靖博君

午前10時 開議

○議長（西村泰一君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

議員より、議会議案第2号の提出がありましたので、その写しを議席に配付いたしております。

御報告いたします。13番土居信一さんから、病気療養のため、本日1日欠席の届出があつて

おります。

(議会議案第2号)

令和6年3月12日

須崎市議会議員 西村 泰一 様

提出者	須崎市議会議員	高橋 祐平
賛成者	須崎市議会議員	大崎 宏明
〃	〃	吉野 寛招
〃	〃	松田 健
〃	〃	高橋 立一

議案提出について

下記議案を別紙のとおり須崎市議会会議規則第14条の規定により提出します。

記

訪問介護事業所への支援を求める意見書の提出について

日程第1 一般質問

○議長（西村泰一君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。10番海地雅弘さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） おはようございます。市長、改めて御当選おめでとうございます。3期10年を終えられまして、ますます市長としての風格も漂ってまいりました。お体には十分いたわっていただき、今後の活躍を期待するところでございます。

昨日からの一般質問で重複する質問もあろうかと思いますが、私なりの視点で質問させていただきますので、明快な御答弁をお願いいたします。

私どもの仕事もそうでございますが、まず過去を振り返り、今後どのように進めていくかを考えてまいります。4年前の3月議会で須崎市政3期目に臨む思いを、具体的な政策はとの質問に答える形で、令和への挑戦、須崎力を結集、次世代へつなぐというキャッチフレーズとともに4つの抱負を述べられました。1つ目は、財政再建を進めながら持続可能な須崎市に挑戦していく、2つ目に、住民の皆様の支え合い、コミュニティの強化による地域自治組織や集落活動センターの取り組みなど、住民自治による支え合い文化を広げていきたい。3つ目は、高齢社会の中で健康で生きがいのある人生を送っていただけるような政策展開、健康寿命を延ばして命響き合う須崎市をつくっていききたい。4つ目に、ハード事業として図書館、魚市場改修、港湾の大型化、研究段階でございますが、高台開発など、次世代につなぐためにも財政再建を進めながら各種事業を実現してまいりたいと御答弁をいただきました。この4つの抱負、いわゆる公約に対して、その当時を振り返っていただき、できたこと、できなかったこと、現在進行形のものもあろうかと思われま。3期12年を振り返りながら、所感を賜っておきたいと思ひます。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。まずは、3期12年間、不十分ながらも何とか全うできましたのも、市民の皆様、議員の皆様、職員の皆様、そして須崎市を応援いただいた皆様方のおかげでございまして、心より御礼申し上げます。

さて、御質問は、3期目の4年間を振り返っての所感という御趣旨であります。

まず、財政再建につきましては、皆様の御協力の下、ありがたいふるさと納税の効果もあり、危険水域からは脱出できたと考えております。しかし、まだまだ油断禁物であると考えます。

2つ目の住民の皆様の支え合いの仕組みづくりにつきましては、地域自治組織、自主防災組織、集落活動センター、あるいは町内会、商店街組合などは高齢化に加えまして、コロナ感染症の影響等で広がりやを欠いており、逆に町内会活動等の一部の住民自治体制は、かえって萎縮した感もございまして、この点は力不足を感じるとともに、危機感を抱いております。

3つ目の高齢化社会の中での生きがいや健康づくりにつきましては、2つ目の住民の皆様の支え合いの仕組みづくりに関連しますが、あったかふれあいセンターの充実や、保健師さんや関係者の奮闘により一定の拡充ができたのではないかと考えます。今後はさらに拡充し、高齢者のみでなく、いろいろな世代で取り組める環境を目指したいと思っております。

4点目のハード事業につきましては、図書館等複合施設、魚市場、給食センターは既に建設、あるいは設計段階でございます。大峰岸壁の大型化、高台開発につきましては、4期目への持ち越しとなりますが、しっかりと進めていきたいと思っております。その他、インフラ等の老朽化対策、長寿命化対策や学校施設改修、須崎総合高校への市道整備などのハード予算を今議会に提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 実績等報告いただきまして、3期12年やってこられて、非常に財政再建も成し遂げながらここまで来たと。いろんな事業もいろいろ始まって、非常に須崎市の皆さんも大分明るくなってきてるのではないかなと思っているところでございます。

次に、ある意味、楠瀬市政の総仕上げに位置づけられるのではないかとと思われるこの4期目に臨むに当たり、さきの提案趣旨説明でも安心・安全を創る、地域を創る、産業を創ると3つの創で須崎市を生かす取り組みを進めてまいりたいと考えていると、未来につなぐ元気創造のまちをつくっていくための一端を述べられました。施策によってはすぐ取りかかれるものとか、長期にわたるものもあるかと思われませんが、改めまして4期目に臨むに当たりまして、提案趣旨説明でも言い切れなかった抱負や具体的な政策をお聞きをしておきたいと思います。そして、市長が考える須崎市が今後目指すべき方向、目指さなければいけない方向など併せてお聞きしておきたいと思います。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 総仕上げという言葉はいただきましたが、4期目が首尾よく総仕上げとなるかどうかは分かりませんが、地域を創る、産業を創る、この2つのベースはやはり安心・安全

を創ることにあると考えております。その代表的な施策は申すまでもなく防災対策でございます。まずは揺れに対する住宅耐震化、家具の固定、あるいは非常に今苦労しております2項道路、3項道路沿いのブロック塀の耐震化対策、高台開発などのハード整備に加えまして、ソフト対策として、これは個人的にぜひ広げたい観点なんです、言葉尻を取りますと、防災つつうのは災いを防ぐという言葉なんです、やはり日本全国、もう安全なところはないわけですし、防災教育のことも考えて、やっぱり災いに応じて生活をしていく、心構えをつくっていくという応災の考え方を広げて、自主防災組織、消防団等を含めた自助、共助の強化を取り組んでいきたいというふうにも考えております。

また、安全・安心という意味では、地球温暖化や環境対策は次の世代へつなぐ意味でも重要であると考えております。CO₂削減、カーボンクレジット、ごみ対策、水質の改善などに取り組んでまいりたいと考えております。加えて、安全・安心という意味で、健康づくりや安心して出産・子育てができる体制も大切な施策であると考えております。

そしてインフラの老朽化、長寿命対策も、最前述べました防災のハード対策に関連してきますので、これらも計画的に進めていかなければ、ベースの安全・安心につながっていかないというふうにも考えてます。

それらの下に、地域を創る、産業を創るということでございますけれども、その中で保育から小・中学校の教育の在り方の見直し、交流人口、関係人口の拡大、須崎プロモーション事業、産業振興対策、高齢者、障害者等の福祉対策、文化芸術振興、いろいろテーマがございますので、総合的にどれを優先するという意味ではなくて、取り組んでいきたいというふうに考えております。

須崎市の今後目指す方向はというお尋ねでございますが、それら述べました施策の展開におきまして、これも当然のことでございますが、住民の皆様との共働、共に働くという意味の共働でございますが、それを強化して、民間活力も最大限導入していくことが持続可能な須崎、そして命響き合う須崎につながり、次の世代につながっていくものと考えております。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 市長も最初言われた、3月議会の広報にも冒頭載っておりました応災というね、市長がつくられた言葉かもしれませんが、対応力っていう、その場その場の対応力だと思いますが、やっぱり教育も含めて応災っていうのは非常に大事だと僕もあれを読みながら思いました。

何か応災に関して、もう少し深く、こういうことをもっとやっていきたいんだと、対応力、応災、何かございましたら御答弁いただけたらと思います。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 全て安全・安心につながるための礎というか、考え方なんですけれども、津波避難タワーとかがあるから安心ではなくって、やはりそこが使えない場合とか当然想定されるわけなんですけど、あらゆることを個人で想定して、あるいは学校等で想定しながら、子供た

ちのそういう避難意識を高めていく活動等につなげていかなければならないというふうには思っております。

自助、共助は、発災時にはもうほぼ8割5分ぐらい命を守るための力になるということも阪神大震災以来言われておりますので、やっぱりここの強化っていうのが応災力になってくるというふうに基本的に考えております。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 応災力、対応力、非常に大事だと。いろんな場面で対応力は試されるというところがこれから来ようかと思えますので、私も応災力を高めていこうというふうに思います。

続きまして、令和6年度の当初予算は大型事業がピークを迎えるということによりまして、過去最大の215億9,000万円が計上されております。20年前には財政再建団体への転落かとも言われまして、不名誉なことに自治体倒産ランキングベストテンにも須崎市は入って当時ありまして、非常に厳しい財政運営を強いられた時期もございました。当時の笹岡市長がつけられた財政再建への道筋と、現楠瀬市長の確かな財政手腕によりまして、多岐にわたりいろいろな事業も展開できるようになってきたところでございますが、当時を知る皆さんからは、この予算を見まして、こういう大型事業満載で須崎市の財政は大丈夫かというような声を聞くところでもございます。こういった事業への財政対応、裏づけでございますが、そして現在の財政状況を市民の皆様に分かりやすくお示ししていただきたいと思えます。

そして、財政健全化への取り組みを緩めることなく、実質公債費比率10%以下、特定基金も含め基金残高100億円を目指し、自由度の高い財政運営が可能となるように努めてまいりたいと考えていると提案趣旨説明で御説明を受けましたが、この目標に対しての到達年度をいつ頃と設定されておられるのか、併せてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 初めに、現在進行しております大型事業につきましては、まずは国、県の補助金、交付金を財源に充て、残りを起債や基金で賄うスキームとなっております。例えば、図書館等複合施設につきましては、交付対象となる事業費の2分の1が国からの交付金で、残りが、これ、非常にありがたい話なんですけれども、高知信用金庫様から頂いた寄附金により積み立てた基金5億円などがその財源となります。

また、財政状況につきましては、昨年から危険水域を脱したとの表現をしてまいりましたとおり、財政状況を示す各指標も順調に改善してきておりまして、令和元年と令和4年度決算の数値を比較してみますと、この4年間で実質公債費比率は県内ワースト2位のお尻から2番目やったんですが、16%あったわけですが、それが12.4%に改善したと。将来負担比率は97.2%から13%に低減したと。そして基金残高は約30億3,500万円から約75億4,400万円となっており、順調に推移をしてきておると考えております。とはいいいましても、まだまだ改善の余地があるとともに、油断は禁物でございますので、引き続き財政健全化は市政運営の大き

な柱として取り組みを進めてまいります。

また、提案趣旨説明の中で触れました目標達成につきましては、基本的に任期中に達成することを目指してまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 到達も任期中には達成をしたいということでございますので、いろいろと自由度の高い事業もできてくるのではないのかなというふうに思いますし、執行部からの提案事業もよろしいでしょうし、もっと市民からいろんな提案もいただいて、それを実現していく、やっぱり市民の皆さんが思っていることが実現できるような市政運営をしていただきたいなというところもございます。そういったこの柔軟性、市長、どうでしょう。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） いろんな御提案、御意見があろうかと思えます。その中でやっぱりまだまだ財政効果といいますか、投資をして効果がどれぐらいあるか、あるいは国からの財源更正、市単独の事業にならないとか、我々としたらその辺りを考えるわけでございまして、御提案をいただきながら、すぐできないものも国に対して要望するなりなんなりして事業化できるように努めてはまいりたいと思っております。そういう御意見をぜひ御提案をいただければ、もっともっと、今までもいただいておりますと思うんですけども、各課に対して。各課のほうもいろいろと庁内で検討できるような形で上げていけるように、庁内のほうも話をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 私が議員になった二十数年前は、本当に財政再建、これから始めないかんというところで、何を言うても予算がない、予算がないの一点張りと言うたらおかしいですけど、何か市民の皆さんもその辺り、諦めぎみのところもあったんで、やはり多少こういう時代になると、何でもかんでもということはもちろん駄目だと思いますけど、やはりいろんな提案をいただきながら、精査もいただきながら、市民の要望の高いものはぜひ実現していただきたいなと。やはり納税している方には、その時期にお返しをしていくというふうな考え方でぜひともお願いをしたいと、柔軟な発想でいろんな施策に取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に行きます。この3月で13年目を迎える東日本大震災や1月に発災しました能登半島地震を受けて、改めて須崎市における地震対策を加速させていかなければならないという思いを市長は強くされたと思いますし、私もそういう考えでございます。また、市長はそういった趣旨の発言を1月の当選時の御挨拶やいろんな会の挨拶の中でも、やはり防災に対してはそういうことをよくお聞きしているところでございますが、これからの須崎市における具体的な地震災害に対する防災対策など、お考えがございましたらお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 最大震度 7 を記録いたしました今年 1 月の能登半島地震では、報道によりまずと検視が行われた方の約 4 割が家屋等の下敷きによる圧死でお亡くなりになったと報告をされております。本市におきましても耐震性が十分でない家屋が依然として多くございまして、避難前に被害を受けることがないように、また大切なお住まいを倒壊から守るためにも住宅の耐震化が必要であることを改めて感じるところでございます。

このことから、本市の防災対策といたしましても木造住宅耐震化促進事業費やブロック塀等耐震化促進事業費の補助上限額の拡大や老朽住宅等除却事業費の対象予算枠の拡大を図ることとしておりまして、あわせて市民の皆様の災害対応力の向上を図り、自助、共助の強化につなげていきたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10 番 海地雅弘君登壇〕

○10 番（海地雅弘君） そこでお聞きしたいところもございまして。この海のまちプロジェクトの効果もございまして、須崎市街地への入り込み数も増えているというふうな報告がございました。私の家の前が須崎市が高知信用金庫さんから借り受けている駐車場ということもありまして、土曜日とか日曜日、祝日などに駐車している車のナンバーを見てみますと、県外ナンバーも相当数見受けられるようになってまいりました。

東日本大震災や、さきの能登半島地震での津波災害の映像など改めて見返してみますと、海のまちプロジェクトの一つの中心地である新町や浜町辺りは避難のできる高い建物がなくて、徒歩での城山への避難となると相当距離がある上に、県外や市外の方などは方向も分からなくなるのではないかと。また、地域の高齢者などの避難を考えると、相当困難を要するのではないかとこのように思うところでございます。

また、今後、海のまちプロジェクト等による入り込み数が増えてまいりますと、慢性的な駐車場不足になるのではないかとこのようにも考えておりまして、この避難場所と駐車場問題を解決するには、ふだん使いがよく、1 階が駐車場で、その上に津波から避難することができるタワーを設置することができれば、双方の問題が解決することができるのではないかとこのように考えておりますし、まちの観光をする場合に、そういったことが避難が観光につながるような案内などもできてくるのではないかとこのように考えます。人工物に頼らない避難ということは須崎市の基本方針であるということは以前からお聞きをしておるところでございまして、津波浸水が早いこの地域にこそ、こういったものが必要ではないかとこのように考えます。市、また地域の市民の皆さんもお話をすると、やはりそういったものが近くに欲しいよねっていうことをお話もされておりますし、望んでおられます。私的には、新町にございますサンストア跡が敷地も広く、適当な価格で購入ができ、商店街にもあることから、駐車場や避難場所にも位置的には最適でないかと思っているところでございます。

安心・安全なまちづくりのための駐車場と避難タワーの設置につきまして、合わせてですね、設置につきまして市長の所見を賜っておきたいと思っております。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 海地議員御指摘の課題につきましては、2つの側面があると思います。

1つは、地域住民の方の高齢化や避難困難者対策としての避難場所の在り方、もう1個は市外、県外から来られる方の避難対策をどう考えるかということで、2つ目の市外、県外者の方の対策につきましては、非常に桐間地区も大きな課題になっております。桐間におきましては、今まで協議会やったんですが、コロナでちょっと各店の協議会の活動も停滞しておりますので、もう一度この辺りをしっかりさせて避難誘導等の対策を取らなければならないわけですが、海のまちは、まだこれからというふうになっております。標示、サインも含めて、市外から来られた方が避難しやすいような標示を増やすとか、その辺りのことを今後対策を取っていかなければならないと思っております。

高齢者と避難困難者の方の避難対策につきましては、当初、海地議員も言われたとおりに、人工物の場合、想定外が来た場合にはその上がないわけですし、地域の高台が幸いなことに近くにあるので、南海トラフの地震発生から津波到来までの時間を見ると、地域の高台へ逃げていただくというのが須崎市の基本方針でございます。それが高齢のためになかなか難しいというお話の中で、1つは南古市の避難施設を造っておるということでございます。総体的に新町のほうが海拔が低いわけですし、できるだけ南古市、西糺のほうへ逃げていただくというのも一つの手段であると。それと、総合庁舎のほうもでございます。そういうことも含めて、そういう御要望等があるのであれば、やはり地域の自主防災組織等でもう一度、一回話をさせていただいて、新たな状況になっておるということもぜひお示しをいただいて考えていくということになろうかと思っております。

それと駐車場対策につきましては、海のまち駐車場を設置をしておりますけれども、大型バス等の対応はなかなか今難しい状況でございますので、これも今後の課題になっております。そこをどうするかは、また地域の皆様と御相談をさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 市長から宿題をいただきましたので、地域の自主組織、防災組織ももちろんございますし、特に今、僕の言った地域、市長ももちろん分かっておられるように、新町とか浜町のほうは古市より大分海拔的にも低うございますので、どうしても城山にも距離があると、原町とか鍛冶町のほうは城山までもっと逃げれるような新たな避難の階段とかも造っていただけてますので、家が倒壊がなければ何とか行けるんじゃないかと思うけど、なかなかその新町、浜町のほうへ行くと、特に文化会館もございますので、そういう方の避難となると、なかなかちょっと厳しくなるのかなと。

ただ、今、市長からもそういう提案もいただきましたし、南古市へできた避難タワーも、そういう地域の方からの御要望があつてできたようになっておりますので、ぜひ地元の吉野議員とも、皆さんと相談しながら、地域の方と相談しながら、また要望もきちっとした形でまた上げていけたらというふうに思いますので、そのときはまた市の中でいろいろ検討もいただきたいというふうに思いますし、駐車場は、僕、以前からも言ったこともあります、特に南北道路ですね、あそこは14メートル道路で、道は9メートル、2車線ございまして、路肩も結構広うございます

んで、日曜日は市場がお休みでございますんで、片側、駐車ができるような仕掛けをつくってあげると、非常に皆さん、駐車場も困ってますんで、助かるのではないのかなと。高知市内見てみますと、追手前高校の周りなんか土日祝は全部止めれるようになってますんで、かなりの方があそこを利用されてるんじゃないかなと。特に南北道路はかなり広うございますんで、それほど迷惑になることも、少しできない場所もあろうかと思いますが、そこは整理をしていけばよろしいかなと思いますんで、その辺りはちょっと行政のほうで調整もいただきたいなというふうに思いますが、以前にもこの質問したこともあります、その南北道路の活用、今、市長の言われました、いろいろ考えておられるということでございます。そこをちょっともしよかったら、御答弁いただけたらと思います。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今の海のまちプロジェクトの中の駐車場対策は、できるだけまちの中を回遊していただきたいということで、あえて青木町のほうにちょうどの土地があったということもあるんですけども、あそこで止めたらずひ、そのまちかどギャラリー含めて、その商店街を回遊していただきたいという目的があってああいいう状態になっているということでございますので、この点は1点御理解いただきたいのと、南北道路につきましては、避難路の性質もあって、今できておるということもありますので、その辺りはいろんな方の御意見も聞いてみないと、なかなかこの場でその調整をしますというお返事にはしにくい状況がございます。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 避難道という側面と、火災の時に火を防ぐというふうなことで造られた道でございますんで、避難道だけでは実際はなかったわけでございますけど、ただ避難で申しますと、百寿門が、以前、大崎議員から御質問がありましたように、何で南北道路の北側にできるんだということもあって、あれが邪魔するんじゃないかと、避難を、いうこともございますんで、少しその辺も含めて検討もいただいたらというふうに思います。

次へ行きます。この新町、浜町を中心とする中心市街地には相当数の木造建築物がございまして、耐震補強している建物、耐震補強ができていない建物が混在しております。多くが海から近い場所にあり、巨大地震が起きた場合、避難時に耐震補強ができていない建物が倒壊し、避難道を塞ぎ、避難が困難になることが想定をされます。そういった意味から、避難道沿いにある耐震補強のできていない家屋の耐震補強が急務と考えられます。

そこで、所管課で耐震補強ができていない家屋を抜き出して個別に耐震補強の重要性を説明をして、しっかり説明しなきゃ駄目だと思うんですけど、予算をつけて耐震補強を推し進めていくべきではないかと考えておりますし、今議会にも住宅耐震化を進めるための補助限度額を引き上げるなどの制度を拡充する予算案が上程されております。そういった意味から、避難道を確保するため、避難道沿いにある耐震補強のできていない家屋の耐震補強の急務を考えますが、市長の御所見を賜っておきたいと思います。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 提案趣旨並びにこれまでの御答弁でも申し上げましたとおり、木造住宅の耐震化促進事業につきましては、補助上乘せによる制度の拡充を図ることとしておりまして、市民の皆様への啓発も含め、今後より一層、住宅の耐震補強に取り組んでまいりたいと考えております。

また、これまで危険空き家や老朽住宅の除去推進におきましては、所管課による個別対応が除却件数の増加にもつながってきた経緯もございまして、耐震化促進に関しましても、制度の拡充に併せ自主防災組織との連携により組織的な啓発に努めることで、避難経路の周辺家屋も含めまして広く周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔１０番 海地雅弘君登壇〕

○１０番（海地雅弘君） 防災課、久万課長が積極的に動いていただけるとは思いますが、やはり市長のほうから、これは急務でやらなきゃいかんよというふうな一言があると、なお馬力がかかって前へ行くのかなというふうに思いますんで、やはり市長に質問した意味はそういう意味でございまして、ぜひとも市長のほうから、やはり抜き出した部分の線・支線をしっかりと避難道ができるように、市長のほうから指示を出していただきたいというふうに思いますんで、よろしく願いをいたします。

次に行きます。市長は初当選以来、定例の記者会見を開いたり、広報「すさき」の紙面を刷新したりと、できる限り須崎市の広報マンとして広く広報に努めてこられてきたことと思いますが、海のまちプロジェクトにつきましては走りながら考えていくということで、私たち議員へも毎議会前に議員協議会などの場で、所管課からこういった方向で検討をしております、こういった方向で変更しますというふうな説明を受けているところでございますが、市民の皆さんからはどういった方向に進んでいるのかなかなか分かりづらい、錦湯の次は岩井レコード店の購入かえと、こういう海のまちプロジェクトが進んでいこうとする方向性や考え方が、市民の皆さんの思われるまちづくりと一体になることがなかなかできてなくて、乖離しているように見受けられるところがございます。

そこで、海のまちプロジェクトについて、市民の皆さん、とりわけ中心市街地の皆さんにある程度定期的に広報をしていき、情報を共有していくべきではないかと考えているところでございます。いろいろ広報も確かにしております、広報「すさき」にもよく載っておりますし、ホームページを見たらとかいうこともございますし、市長の定例会見でもございますし、いろんなイベントもあります。しかし取るほうにとつたらなかなか取り切れてないというふうな情報が、また積極的にもなかなか取りに行けてないことだとも思いますけど、もう少し丁寧に丁寧にくだいような説明をするべきだというふうに考えておりますんで、その辺、市長の御所見を賜っておきたいと思っております。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 海のまちプロジェクトの取り組みにおける事業やイベントなどにつつまし

ては、先ほどおっしゃったとおり広報や市のホームページ、またSNS等で随時情報発信をしながら取り組みを進めてきたところでございます。市政懇談会の場におきましても、海のまちプロジェクトについて御説明をまいりました。また、昨年12月には中央商店街振興会の総会においても御説明の機会をいただき、海のまちプロジェクトについて説明を行ったところでございます。

海のまちプロジェクトは複数の取り組みが同時進行していることから、様々な機会を捉えて丁寧な説明を引き続きしてまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） SNSということもございますが、なかなかそういった情報をよう取りに行っていない方も、取ることができない方なんかもういらっしゃるんで、なかなか、どういうのかな、双方向で情報の共有もできてないところもあるかと思います。そういった部分の風当たりが、非常に我々議員には、あんたらは何しゆうがで、もっとちゃんと説明するように言わんかえとか、あんたらがもっと聞いて、ちゃんと我々に説明せんかえとか結構言われるわけでございます。そういった意味で、市として、もっとくどいぐらい、くどいぐらい広報をしていくべきだというふうに考えておりますんで、先ほどの答弁やったら、ちょっと僕もまだまだ弱いと思いますんで、市長、その辺り、もう一回御答弁お願いします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） やっぱ私は常に申し上げてます公助と共助の連携が悪いという例やと思います。というのは、共助の体制がひょっとしたら弱くなってる一因かもしれません。公助のほうも担当者が何人もいるわけじゃなくって、一生懸命各事業に走り回っておりますので、先ほど言ったような情報発信をしつつ、実際、物を動かしていくという仕事があるわけです。本来だと地元の人も一緒になってということが一番望ましいわけですけども、この事業自体、高知信用金庫さんの思いもあって、行政がやるスピード以上のスピード感で進んでおるわけですし、そういうことでまちが変わってきておる様子をぜひ感じ取っていただいて、まず興味を持っていただくということも必要かと思います。

御批判は議員のほうに来ておるということで、非常に申し訳なくは思っておりますけれども、言っていただければ、私、説明に行ってもいいですんで、またよろしくお願いします。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 別に批判は避けるつもりもございませんけど、市長にもぜひ事あるごとに御説明に、何かの会のたびにに来ていただけたらというふうに思います。

この海のまちプロジェクト等の企画により入り込み数が増えているのは、先ほども申し上げましたとおり実感はしております。しかし、須崎市がもうかっているのか、もっと言えば商売をされている方々がその入り込み数を実感し、売上げが上がり、もうかっておられるのかが、この海のまちプロジェクトにおける一つの成功の可否であるというふうに私は考えております。

市長の考える海のまちプロジェクトの成功とは何でしょう、お聞きしておきたいと思います。
○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 昨年１１月の須崎のサカナ本舗がオープンして以来、目に見える形で商店街を歩く方が増えたと実感をしております。プロジェクトの成功はいろいろな切り口が考えられ、その切り口によって捉え方も違ってきますが、まさに議員御指摘のとおり、経済的な発展もその一つと考えます。

また、１２月と１月に商店街で開催されました縁日商店街祭りでは、大変多くの人出でにぎわい、活気あふれた商店街となりました。そして、その商店街に新しくお店を出された事例などもプロジェクトの成果の一つであると考えております。

海のまちプロジェクトによって、来ていただいた方が釣りや海上アクティビティー、打ち刃物体験、登山や温泉など、須崎の様々な体験を複合的に楽しんでもいただける仕組みづくり、ふるさと納税と連携した一次製品の加工やお土産物の開発、新たなお店を出展しやすい空き家活用事業などによって地域にお金が循環すること、それによって商売が成り立つことが活性化につながり、また何より地域の皆様と来訪者でにぎわう須崎市になることがプロジェクトの大きな目指すところでございます。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔１０番 海地雅弘君登壇〕

○１０番（海地雅弘君） 海のまちプロジェクトの成功、目指す方向をしっかりとお答えいただきました。私も微力ながら協力もしてまいりたいと思いますので、またよろしく願いをいたします。

それでは、次に行きます。須崎市の人口も昨年来、２万人を割り込んでまいりました。須崎市より以前に２万人を割り込んだ安芸市の会議所関係者の方に以前お聞きしましたが、２万人を割ってくると、そのまちの非常に購買力が落ちてきます、著しく落ちてくる。やはり周りのまちを入れて３万、５万という商圈人口をつくっていかないといけないし、そういった交流人口を保っていかないと、まち全体の活力は低下をしてきますし、非常に商店とか商売されている方が減ってくるというふうに申されておりました。私も今そういうのを実感しているところでございますが、まさに我が須崎市も今そういった状況が生まれてきておりまして、市長も危惧されておられるようで、提案趣旨説明でも人口減対策として移住定住対策の継続、拡充させるとともに、市内全域で課題が深刻化する空き家対策にも積極的に取り組んでいきたいと考えていると申されておられました。この人口減に対する市長の施策、具体策があればお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、空き家対策につきましては、これまで移住定住促進の取り組みとして、移住者向け住宅改修や中間管理住宅の整備などを実施してまいりました。また、防災の観点から、地震発生時において倒壊する危険性のあるものについて情報収集を行い、除却などについ

て取り組んでまいりました。

今後におきましては、所有者の意向に沿った空き家対策を効果的に進めていくため、住宅・建築課において総合的な空き家対策の検討を進めていくことといたしております。具体的には、課題となっております空き家対策をさらに推進するため、活用できる空き家の掘り起こしや除却につながるよう、所有者への意向調査を実施してまいりたいと考えております。

また、空き家改修ワークショップや空き家マッチングツアーの開催、啓発パンフレットの作成など、空き家活用のメリットを発信することにより、所有者と移住希望者とのマッチングの強化を図っていききたいと考えております。

さらに人口減少対策としての移住定住促進のため、庁内の関係各課の連携を図り、具体的な施策を展開してまいりたいと考えており、住む場所、仕事、子育て等において移住者のターゲットを絞るなど、重点的に施策を補強していき、予算化を検討していききたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） いろんなものを総動員せんと、なかなか移住定住も呼び込めないのかなと。もう日本中の市町村がやってることでございますんで、やはり特徴のあるような施策を打ち出していかなといかんでしょうし、この間から株式会社パンクチュアルの守時社長とも何回かお話しすることがあって、いや、海地さん、僕は移住定住、もっとやりたいという感じで、僕は結構増やしてると思いますよなんて話もされておまして、株式会社パンクチュアルさんなんかも、もちろん委託事業もありますけど、もっとお願いして活用したらというふうなことも思っておりますんで、ぜひとも、今はやっぱり事業にはシート効果というのがございまして、シートを上げると周りも一緒によくなりますんで、やはり誰か力のある人が思い切ってシートを上げていくというふうな効果が大事なんで、やはりそのシート効果が今、須崎で発揮できる一人は守時君じゃないのかなんていうふうに思っておりますんで、やはりこっちからいろんなそういうふうな移住定住についてのお願いも積極的にしていって、民間の力も借りていくということで移住定住につなげていくような施策も考えていかれたらというふうに思いますんで、よろしく願いをいたします。

そして、次に、今から二、三年前ですかね、須崎商工会議所に委託をしていました中心市街地、原町から西町ぐらいまでの空き家、空き店舗についての調査も終わっており、令和6年ぐらいから借り上げて改修し、安価に貸し出すような方向に進んでいくように以前はお聞きしているところでございますが、この現在の状況、今後の展開なんかをお聞きしておきたいと思います。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 海地議員御案内のとおり、海のまちプロジェクトのコアゾーンとして位置づけております中心市街地の空き家、空き店舗の調査は200件程度となっております。空き家の状態などから活用できる空き家もございましたが、所有者と連絡が取れず、意向が確認できてないものもございますことから、引き続き活用できる空き家の掘り起こしや除却につながるよう、必要に応じて所有者への意向調査を実施してまいりたいと考えております。そのエリアでは、

本年度、青木町の空き家を移住者向け中間管理住宅の改修が完了しまして、現在、入居希望者の募集をしているところでございます。

また、須崎市観光クラスター整備事業として、まちまるごとホテル事業を中心とした空き家活用を進めております。錦湯を含めた空き店舗の活用企画立案、その他の物件の売買等交渉、詳細設計につきまして令和6年度に2件を予定しており、また、商店街での事業継承についても協議を進めております。早ければ令和8年度からの空き店舗を活用した事業開始を目指しておるところでございます。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 令和8年度からということでございます。先ほど、その前にも述べられました、新たに青木町のところをちょっと借り上げられて、自分で商売を始められた方もいらっしゃるし、私もちょっとこの間お話も聞きに行きましていろいろ話しておったら、うちの長男坊と同級生でございまして、ああ、そうですかということで、どんなことが困っちゃうことはないかとか、いろいろお話をさせていただきました。また、やっぱりその彼のところへ、どうやったらこの辺、借りれるがとかいうふうなことで来てる知り合いの方もいらっしゃるみたいなので、またそういうことがあったら言ってもらったらプロジェクトなんかへつないで、近くで借りれるところがあれば、またお願いもしていけるかもしれないよなんて話もしてきたとこでございますんで、やはりアンテナを広げていろんな情報を取って、極力クラスターになるようにまとめて地域へ出店をいただくような方策を取っていただきたいというふうに思います。

それでは、その他、当面する諸課題につきまして何点かお聞きします。

日本は世界的に見ても長寿国と言われておりますが、平均寿命と健康寿命との差は決して小さくなく、健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題と言われております。須崎市においても高齢者や、その次の世代に当たる、年金生活に当たる方が非常に健康寿命への関心も高く、今よく民間でもチョコザップやカーブスなどの施設を呼んでくれんかとか、そんなん早うできんろかなどと要望を受けているところでございまして、実際僕も何件か当たったことが、場所も含めてですね、ございます。実際まだできてはないんですが、私は各地の公民館や空いた施設があれば、健康器具などの設置も検討できないかというふうに考えております。

ちょっと先になりますますが、市内の中学校の統合が進み、その3年後には小学校の統合も検討されておりますので、そのときにできる空き校舎などの活用方法として、空き教室などに健康増進器具などを設置をして、各地域の、各地域ですね、これが大事なんですけど、皆様が通いやすく活用しやすい仕組みづくりをして、健康寿命の延伸を図っていくようなことができないかというふうに考えております。市外、県外からの方々に向けた交流人口の拡大や移住定住も推し進めていかなければならない施策でございますが、市民要望の高い、この健康寿命を延ばすといったような政策を早期に実現していただきたいと考えております。市長も非常に健康への関心は高く、隣町へもやっぱり水泳に行って、非常に健康にも気を遣っておられることだと思いますんで、そういう健康寿命に関心のある市長の御所見を賜っておきたいと思います。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 健康寿命の延伸は、須崎市健康増進計画におきましても基本理念として掲げておりまして、第3期計画の最も重要な課題として取り組んでいくこととしております。かねてより公民館や行政施設の空きスペース、空き店舗等への健康増進施設の誘致や健康器具の要望を、議員の方並びに市民の方々からいただいております。昨年5月には浦ノ内市民交流会館にストレッチ器具等を設置をいたしました。それぞれの地域への広がりについては今後の課題となっております。

また、御指摘の学校統廃合後の空き教室におきましても、その有効な利活用については今後検討すべき課題になってくると認識いたしております。

そのような中、今年の初めでございますが、全国でフィットネスジムを展開しておる企業から、健康寿命の延伸に向けた官民連携型の様々な取り組みについて御提案を伺う機会がございましたことから、健康づくりに関わる課をはじめ、各施設を所管する担当課が集まり意見交換を行っております。企業からは、空き物件や公民館、廃校舎や図書館など、行政が保有する空きスペースや住民が集まる場所への運動施設の展開など御提案をいただいております。現在のところは御提案の内容を基に、どのような連携ができるかを検討しておる段階でございます。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 非常に期待の持てるお話でございます。ぜひとも推し進めていって、お願いをしたいと思います。

次に、今議会、学校給食センター整備事業に8億6,800万が計上されております。給食が提供できていない学校へも給食が配給できるようになり、家庭の負担も軽減されるということで、子供を持つ皆さんにとっても期待される施設設備となります。

その学校給食センターは多ノ郷地域へ整備されるわけでございますが、幹線道路から整備場所へは狭隘な市道部分も多く、今までも事故などの報告も受けておりますし、今後は資材や納入業者、できますと配送業者などの往来も増え、改めて地元の方との事故の危険性も高くなってくることが考えられます。昨年来より、地元から市道拡幅や退避所の設置、また市道があまりにも暗いので照明設備を設置してほしい、また地域からもこういった要望を須崎市へ届けたい旨の要望を受けているところでございます。

そこで、地元対策、安全対策において、ぜひ予算づけをして、給食センター竣工までにこういったことを地元対策として御検討お願いしたいところでございます。教育長、そして市道整備の所管課、建設課長よりそれぞれ御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（西村泰一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） お答え申し上げます。給食センター整備に関しましては、建設候補地の決定まで時間を要してまいりましたが、現在の候補地の地元の部落長さんをはじめ住民の皆様方に御理解をいただき、建設にこぎ着けることができましたことを改めまして感謝申し上げます。

御質問の地元対策につきましては、現在、確定した事項はございません。海地議員御指摘の点につきましては、今後、施設整備の内容を地元にご説明申し上げる機会もございますので、そうした機会に御意見を伺いながら、可能な範囲、検討してまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 建設課長。

〔建設課長 楠瀬晃君登壇〕

○建設課長（楠瀬晃君） お答えします。先ほど教育長の答弁にもありましたように、現在、確定した事項がございませんので、状況に応じて協議をさせていただくようになると思いますが、今後、関係車両の通行など周辺の交通状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 可能な範囲な地元対応をよろしく願いを申し上げます。

次に、今議会、須崎総合高校への新設市道整備に3億6,900万円が計上されております。この市道が整備されれば、教職員の自動車での通勤やクラブ活動の際の大型バスなどの車両も、現在の東側の住宅地域を通らなくてもよくなることで、大間本町や大間西町、山手町の皆さんの安全も格段に上がることと思います。避難道としても期待される須崎総合高校への新たな市道、タイムスケジュールをお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（西村泰一君） 建設課長。

〔建設課長 楠瀬晃君登壇〕

○建設課長（楠瀬晃君） 須崎総合高校の新通学路につきまして、令和4年12月議会で認定を受けました市道須崎総合高等学校線は、市道和田池ノ内線から須崎総合高校をつなぐ道路でございます。総延長が350メートル、車道幅員が6.5メートルの片側1車線の道路を予定しております。

議員御質問の今後の整備予定としまして、道路整備に係る用地取得は完了しておりますので、今議会で議決をいただきましたら、令和6年中に工事を着手し、令和9年までの完成を目指していきます。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 私も旧須崎高校の同窓会会長でございますので、いろいろと皆さんから要望も聞くところでございますので、また同窓会のときには御報告していきたいと思っております。

最後に、このたび制度の変更によりまして、水道課が上下水道課に変更されます。市民の皆さんからは、業績の芳しくない下水道を水道課へ統合するので、その分、水道料金が値上げされるのではないか、また、古い水道管の耐震管への布設替えも思うように進まなくなるのではないかと心配する声をお聞きします。上下水道課に変更する背景、水道料金の今後の見通し、そして今後、水道事業等に大きな変化、変更はないのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 初めに、上下水道課となった背景についてお答えをいたします。

公共下水道事業及び漁業集落排水事業につきましては、総務省の指導によりまして令和6年4月1日から、これまでの官庁会計から企業会計に移行するものでございます。既にこの企業会計は水道事業で適用されておりまして、この下水道の企業会計と水道の企業会計が合算されることはございません。それぞれ独立した企業会計でございますので、お互いの収益状況がお互いの事業に影響を及ぼすということはないということを申し上げておきたいと思っております。

○議長（西村泰一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） それを聞いて市民の皆さんも安心をしたことだと思います。将来の水道料金の上げは人口推計によりあろうかとは思いますが、それまではないということにして、別会計ということで一応やっていくということなんで、安心もしました。

以上で質問を終わります。

○議長（西村泰一君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。3番宮田志野さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 日本共産党の宮田志野です。通告に従いまして質問いたしますが、時間の関係で割愛するところが出てくるかもしれません。御了承ください。

まず初めに、市長の政治姿勢についてです。

国民には増税、裏金議員は無罪なのかと怒りの声は今湧き起こっています。5日、自民党総務会は、政治資金パーティーをめぐる裏金事件について、真摯に反省し、国民に深くおわび申し上げます。政治家への企業・団体献金が禁止されていますが、自民党はその抜け道として、政治資金を集めるためにパーティー券で裏金づくりをしていたのではないかということが大きな問題となっています。多額の献金のできる大企業の声聞くことにより、政治がゆがめられてきたのではないのでしょうか、その認識について市長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 1つ確認させていただきたいんですけども、政治がゆがめられたという表現がございましたが、この政治っていうのは市政のことでしょうか国政のことでしょうか、どちらを、両方指すのでしょうか。

○議長（西村泰一君） 市長の反問を認めます。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 国政も含めましてですけども、主に国政ですね。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 私自身、市政は関係ないというふうに思っておりまして、国政での出来事の話かと思うんですけども、なかなか報道以上に仕入れた情報もございませんので、本当に国政がゆがめられたのかどうかということは判断しかねますので、なかなかこういう御質問に対しては御答弁は難しい状況でございます。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔３番 宮田志野君登壇〕

○３番（宮田志野君） 先ほど、国のと言いましたけども、国と市もつながってるところですので、私はそういうことも含めまして質問しておるんですけども、９月１０日に行われました共同通信社の世論調査では、衆院政治倫理審査会に出席した安倍派と二階派の幹部５人について説明責任を果たしていないとの回答が９１％と、多くの国民が納得していません。裏金受領議員の税務調査は行うべきだが９４％に上っています。

裏金は政治資金収支報告書には不明とされているものが多く、何に使ったのか分かっていません。また、誰の指示で行われたかも明らかになっていませんが、全てを明らかにすることが求められているのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 多くの皆さん、そして政党、議員、それぞれが説明責任を果たすよう望んでいるものと認識をいたしております。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔３番 宮田志野君登壇〕

○３番（宮田志野君） 市長の認識もしっかりとした説明責任を果たさないといけないということです。私と同じということが分かりました。

次の質問に移ります。還付金を自分の口座で管理していた、自分が持っていたと答えた議員がおられます。裏金が所得して申告されていなければ脱税したこととなり、所得税法違反となります。選挙運動に使われていたとしたら公職選挙法違反になるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 所得税法違反や公職選挙法違反に言及する報道があることは承知をいたしておりますが、私ではなく、しかるべき機関で判断されるものと認識をいたしております。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔３番 宮田志野君登壇〕

○３番（宮田志野君） 私もそのように思っております。国税庁がきちんと摘発するとか、検察がちゃんと追及するとか、これは本当に国民が今、興味を持って見てますので、きちんとしたことを国に求めていきたいと思います。

広島選挙区では、河井元議員夫妻が有権者へお金を配っていたとして、選挙運動を行ったとし

て逮捕されています。こういうふうに裏金が使われているのではないかとということで、大変な問題となっております。私は全てを明らかにすることが政治の透明性を高めるためにも必要だと思っております。

次の質問に移ります。裏金問題で政治不信が大きくなっています。岸田首相の資金管理団体の2022年の収入1億5,765万円のうち1億5,509万円、98%が政治資金パーティー収入でした。5年間で6億6,000万円ものパーティー収入を得ていたことが明らかになっています。政治家個人への企業・団体献金は禁じられていますが、政治資金パーティーという抜け道を使えば集めることができます。金権腐敗の根を絶つには、パーティー券の購入や企業・団体献金の全面禁止が必要なのではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） いわゆるざる法などと言われることのないルールづくりが行われることを期待をいたしております。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） そうですね、政治資金規正法は政治資金は民主政治の健全な発達を求める国民の浄財だとしています。選挙の1票を持つのは主権者、国民であって、資金力のある企業が金の力を使って政治活動することは参政権の侵害に当たります。だから抜け道は塞がなくてはならないと思います。団体献金はお金の力で政治を動かそうとするもので、国民の参政権の侵害です。廃止すべきだと申し上げておきます。

次の質問です。国民には増税を強いる一方で、大企業の求めに応じて法人税率の引下げを行ってきました。大企業がGDP、国民総生産に匹敵する史上空前の内部留保を抱えてる状況からも、全国的な賃上げをし、国民に還元すべきではないでしょうか、所見をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 国民への還元というのはちょっと違和感がございます。経済及び社会活動等の好循環をつくり出す賃上げを期待するところでございます。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 今、好循環がつくられてないからそのように申しているわけです。賃上げをずっと行ってきたと首相は言っておられますが、実質賃金は21か月連続マイナスで、雇用者数で7割を占める中小企業に効果は出ていません。賃上げに向けて中小企業家同友会は社会保険料負担の一部免除を強く要望し、日本商工会議所も新たな助成制度の創設を含め、中小企業の賃上げを後押しする制度を求めています。生活できる給料を行き渡らせることが、今、何より求められていると思います。賃上げすれば市の税収も増えます。必要なことではないでしょうか、もう一度お伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 各企業の判断もございますし、その望むべき方向と実際経済活動の中で各企業がどう判断して、どうしなければならないか、それはここで論ずる話ではなくて、先ほど御答弁申し上げたとおり、期待をするということで御答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔３番 宮田志野君登壇〕

○３番（宮田志野君） でも、私は政治ですので、期待をするだけでなく、中小企業を応援するようなこともしていただきたいと思います。お願いしておきます。

共同通信社の世論調査で身の回りの景気が上向いているかとの問いに、８７．９％が実感がない、どちらかといえばないと答えています。給料も年金も足りない、物の値段が上がって大変で買物を控えているなどというように、生活が本当に苦しくなってる、それが私たちの実感です。

東日本大震災での被災者、能登半島地震での被災者、たくさんの方が避難生活を送られています。そんな方への支援、まだまだ行き届いていません。被災者への支援、救済が急がれるときです。ある市民の方が、復興にお金を使ってもらっても誰も文句言わんのに、政府はどうしてもっとせんがやろうと、何とかならんろうかと言っていました。多くの方がそう思っておられるのではないのでしょうか。暮らしをよくするのが政治で、政治は生活に密接につながっています。主権者がどの党、誰を選ぶかによって政治は変えられます。変えなければならないときに来ていると申し上げておきます。

続きまして、次の質問に移ります。特定利用空港・港湾についてです。

この上分小学校開校１００周年記念誌の中に、これですね、安和の岡村歌富さんの文があります。この題に須崎港からシベリア出征兵士を送ると書いております。ここには大正９年に朝倉連隊が須崎港から出発、１１年に須崎港に帰ってきたことについて書かれています。私はそういうことがあったというのを恥ずかしながら知りませんでした。須崎港からたくさんの兵隊さんが行かれたということ、びっくりしました。時代が過ぎまして、今度は昭和１２年は、高知は土讃線の開通を記念して南国博も開かれ、お祭り気分にも包まれていたそうです。ですが、それはやがて急展開する時局の線香花火でしかなかったともここに記されています。そして最後に、二度と出征兵士を送ることはあってはならない、これが歴史の戒めであろうと締めくくっています。かつて須崎港から軍艦に乗り戦地に向かって出征し、帰らぬ人がおられた。土讃線開通が時局の線香花火だったと岡村さん言われてますが、この特定利用港としての指定が戦争の火種になりかねない。私はそうした非常に危険な事態にあると最初に申し上げておきます。

質問に移ります。全国３０か所の港や空港を特定利用拠点として県内では須崎、高知、宿毛の港を指定しようとしています。２月の日本共産党の中根佐知県議の質問に対して濱田知事は、国から説明会で今回の取り組みの理解は３市において進んだものと認識をしていると答えておられました。代表者への理解は進んだかもしれませんが、市民に対しての説明は何もされておられません。市民の理解は得られていません。今後どう取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 昨日、杉山議員のほうにもお答えいたしました。本件に関する説明責任は国と県にあるものと認識をしております。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） この問題について、12月議会の私の質問に対して市長は、国、県にその適切なタイミングでしっかり説明していただくことや情報開示を求めているとの御答弁でした。きちんとした説明を受けて、市民に対しても説明する責任があると私は考えております。何も聞かされていない中で粛々と進められていく、これでは市民は納得できるとは思えません。

次の質問です。内閣官房のホームページにQ&Aが26項目にわたって掲載されています。その内容についてお答えください。

まず、特定利用空港・港湾となることで、米軍も利用することになりますか、少なくとも米軍が利用する可能性が高まるのではないのでしょうか、総務課長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） お答えいたします。この枠組みでは、あくまでも関係省庁とインフラ関係者との間で設けられるものでありまして、米軍が枠組みに参加することはありませんというふうにQ&Aのほうには記されております。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） そのように書かれておりますけども、防衛ジャーナリストの半田滋さんの本にありますが、米軍の戦略国際問題研究所というのがありまして、昨年1月、中国が台湾へ上陸作戦をすればどうなるのかの報告書を公表しています。24通りの戦い方をシミュレーションした報告書は、日本が当初中立を保つ一方、米軍が嘉手納基地や岩国基地、横田基地などから戦闘作戦行動に踏み切り開始し、これに対して多くのシナリオで中国軍は巡航ミサイルなどで日本にある米軍基地や自衛隊基地の攻撃に踏み切り、日本も巻き込まれるとしています。ほとんどの場合、中国軍は台湾を制圧できず、物資補給が10日間でなくなる。ほかにもシミュレーションはあるんですけども、こういったシミュレーションが実際にあります。犠牲者についても万単位の人命、航空機や戦艦もたくさん失われると見積もっています。アメリカと中国の戦争で相手国の国土を攻撃することではなく、中国の目の前にある日本が壊滅的な被害を受けることになると述べられています。シミュレーションは現在存在していますので、米軍は始めは参加しないかもしれませんが、日米共同軍事演習も既に行われているわけですから、米軍が参加する可能性が全くないとは言い切れないと私は考えております。

次の質問です。自衛隊や海上保安庁が特定利用空港・港湾を利用する際に、弾薬等の危険物も取り扱うのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） お答えいたします。自衛隊では、武器、弾薬等を含む物資輸送や部

隊の展開のために、また海上保安庁では、海難救助や領海警備等の海上保安業務に必要な火工品や弾薬の積卸しのために特定利用空港・港湾を利用することはありますと、その場合においても、関連する法令にのっとり、安全に十分配慮してまいりますというふうに記載をされております。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） この中に書かれています。つまり、武器、弾薬を取り扱うということです。安全に配慮しながらということですが、これは本当に危険なことであると私は考えております。

ロシアのウクライナ侵略では、港湾都市のマリウポリが一番に攻撃されました。戦争するには軍需品や食料、燃料の補給が必要で、それらを兵たんと言いますが、戦争は兵たんから始まるため、港湾が最前線になってきます。そのために須崎港もその標的になる可能性が懸念されると私は考えております。

次の質問に移ります。1月29日に行われた日本平和委員会の対政府交渉で国家安全保障局の担当者は、特定空港・港湾が平素から訓練で使用することによって、有事の際に空港・港湾を円滑に利用できるためのものであると認めています。自衛隊が南西地域へ部隊を展開したり、燃料や食料などを輸送したりする拠点となるのではないのでしょうか。その場合に、須崎港が軍事目標となることが懸念されると考えますが、認識を市長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 昨日、高橋立一議員にも御答弁申し上げましたとおり、今回、特定利用港湾に指定されれば、円滑な利用に関する枠組みが設けられることとなりますが、自衛隊、海上保安庁の平素の利用に大きな変化はなく、新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置することはないとのことでありまして、国が公表しておるQ&Aにもありますとおり、有事におきましても攻撃対象の危険性が高まるとは言えないと思っております。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 私は大きな変化がないことはないと思ひまして、この質問をしているわけです。いろんな想定を考えていかないといけないのが政治の役割だと私は思っています。市民の安全を脅かすようなことが起こらないように考えていただきたいと思います。

次の質問です。台湾有事とは、中国とアメリカが台湾をめぐる武力衝突が起こる可能性があるとするもので、絶対にあってはならないものです。その場合に、アメリカは日本を出撃の拠点とすることが確認されています。日米地位協定により、米軍は日本の施設を使用できるようになっているのです。沖縄の民意を踏みにじる自衛隊基地拡大が、今どんどんと推し進められています。特定利用とする港を軍事に利用することは十分予想されるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） このたびの特定利用港湾の指定におきまして、軍事利用することの説明は受けてないと報告がっております。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） そういう報告があつているとのことですが、防衛省の防衛力の抜本強化に関する有識者会議のメンバーに長射程ミサイルの開発、量産を防衛省から受注する三菱重工の現会長が入っています。この会社は軍事部門の売上げを2027年度までに1兆円規模にしようとしています。自衛隊からの天下りトップの会社です。大軍拡で最も利益の得る企業が大軍拡の議論をするメンバーに入っています。政府は軍事費を5年間で43兆円にしようとしています。裏金問題を引き起こしている政府自民党が進めている政策、本当にそうなのか私は疑うところです。

次の質問です。第2回閣僚会議資料において、既存事業の推進を図るとありますが、現在行っている工事について何か変更されるのでしょうか。また、特定利用空港・港湾に係る予算額はいつ公表されるのでしょうか。市でこれの対象となる港湾整備に関わる事業はあるのかについても総務課長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） お答えいたします。これまた国のQ&Aに基づく御回答になるというふうに考えております。

初めに、工事関係でございますが、現在継続中の事業についても特定利用空港・港湾となった後は、民生利用の必要性に加え、安全保障上の観点からの重要性も加味されることとなります。

次に、予算の公表に関しましては、特定利用空港港湾に係る予算額については、他の公共事業と併せて年度末に公表することといたしますというふうに記載をされております。

また、市におきまして対象となる事業があるということの説明は受けておりませんので、その旨、お知らせさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 加味されるという言葉がちょっと引っかかるところでございますが、年度末に事業が公表されるということですので、明らかになった場合、須崎市に関係がある場合は、また速やかにお示しくださいますようお願いいたします。

次の質問です。国は特定利用港湾に指定するということですが、県議会での7日の日本共産党の塚地佐智議員への質問に対して濱田知事は、3月末までには協定書を交わすとの御答弁でした。どうしてそれほど急ぐのでしょうか、港湾の利用者や会社や地元住民への説明と合意が必要ではないでしょうか。協定書を交わすことは地方自治を揺るがす事態になると考えますが、市長に御所見をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 基本的には港湾管理者の判断を尊重するところでございまして、港湾施設のある自治体に影響が生じないよう、しっかり管理をいただきたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 私が聞いたこととお答えが違ような気がいたしますが、市長はこのパンフレットの中にも書いてありますけども、日本港湾協会の理事、全国港湾都市協議会の副会長もしておられるということです。この今港湾がそういうふうな活用になってるところで、すごく、何といいますか、責任があるといいますか、大変なことになっていると私は考えているんですよね。港は県の管轄ですけども、須崎市に存在してます。会社もあって、船もあって、経済活動が行われてますので、国の都合で協定書を交わして国が自由勝手に使えるようにするっていうことは、市民自治の理念に反することではないでしょうか、市長、もう一度お答えいただけないでしょうか。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御紹介いただきまして、全国の副会長とか四国の会長やっておりますが、あくまで民生利用を中心とした港湾の発展ということの団体でございまして、今回のこの特定港湾の指定に関しても、港湾協会等はまだ十分な説明を受けてないわけでございます。各自治体にもまだ1回しかないわけでございますので、そのような中で御答弁申し上げられることはそう多くはないと。この場でこの話に対して、推測とかでお答えする立場ではないというふうに考えております。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） それならなおさらのこと、国からきちんとした説明をしていただかないといけないのでは、立場の上でも、私は思います。

先日、杉山議員と共に製材会社や港にある事業所を数件訪問しました。このこと、特定利用のことを知らされているのかって聞きましたら、皆さん、何も聞いてないということでした。港の関係者でさえ知らないということです。ある事業者の方は、何も聞かされていないが、説明会があれば参加すると話されていまして。港の事業者や漁業組合などへの説明会を開いていくことも大切ではないでしょうか、事業者や市民への説明を必要があると考えますので、県または市が開催することを要望いたしまして、次の質問に移ります。

ウクライナやガザで起こっている戦争では、何万人もの命が奪われています。誰も戦争になるとは予想していませんでした。日本もかつてそういうことがありました。日本は戦争の放棄を掲げた日本国憲法によって平和が守られてきました。しかし今、安保関連三法によって戦争への道を突き進もうとしています。ある飲食店の店主は、釣りのまち須崎市に軍備は要らないとおっしゃっています。私も同感です。特定利用港湾の利用指定が、軍港化に向けて行われるのではと心配する声が多くあります。戦争の放棄を掲げた憲法をも壊すものではないでしょうか、御認識をお聞かせください。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 基本的に、今までもこれからも憲法は守られるものであると認識をいたしております。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 確かに憲法は守られるもの、守らせるものであるというふうに私も思っております。

この1950年に成立しました港湾法ですけども、国の監督権限を最小限にし、最大限の自治権を地方公共団体に付与したとされ、最も民主的な法律と言われています。戦前、港湾を国が接收し、軍艦や徴用船を出港させた反省の上にできています。だから、こういうものもありますので、そういうものがございますので、やはり特定利用と指定すること、拙速にすることを私は慎重に判断をしていかなければいけないと思います。

11日、先日ですね、県議会産業振興土木委員会で話し合われています港の特定利用について、現時点の県の方針案は、今回の枠組みは県にとってもメリットがある、よって3港について総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備に関する円滑な利用に関する枠組みを関係省庁との間で確認する、ただし、ここからがですね、意見交換会を開催した結果、関係3市から何らかの異議などが出された場合は、これを考慮に入れた上で最終的な判断を行うとなっています。

昨日は県内の郷土の軍事化に反対する高知県連絡会が井上副知事に、特定利用について議会や委員会での説明のみとなっているので、県民の意見を聞き、指定されても同意しないようにと申入れを行っています。19日には3市との意見交換会が開催されます。市長には市長として市民の暮らしを第一に考えた態度をお示しいただきたい、県へは特定利用港に市民への説明をする必要を訴えてもらいたい、市民から心配の声が上がっていることをお伝えくださいますように要望いたして次の質問に移ります。

3番、小・中学校統合についてです。

住民主催で、上分地区で昨年から4回にわたって市長、教育長、学校教育課長との懇談会が開催され、毎回二、三十人の保護者と地元の方が参加されました。昨日、杉山議員も言っておりますが、こうした場で発言すること、本当に勇気の要ることです。参加者の質問はどれも共感でき、真剣な言葉、私は感動を持って聞いておりました。その中で、子供を津波の心配のない学校に通わせたい、なぜ浸水区域にある学校に通わせなければならないのか、子供にも説明がつかないという親御さんの声がありました。改めて説明を教育長に求めます。

○議長（西村泰一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 御答弁申し上げます。本市のみでなく、日本全国に広く様々な災害リスクがあるところでございます。そうしたことを前提にした防災対応能力を育む教育が大変重要になってくるというふうに考えておまして、様々な環境下にあって、自分を守ることのできる、たくましく生きる力を持った子供たちを育む教育ということに取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

ちなみに申し上げますと、学校統合は須崎の将来を担う子供たち、よりよい教育環境を提供することが何よりも大切であるということを考え取り組んでいるものであること、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 確かに生きる力をつけることとか、防災教育をすること、とても大切なことだと思います。でも、負わなくてよいリスクを避けるのは、それは市としてできることだと思います。この議論はずっと平行線だとは思いますが、私はあえて質問させていただきました。もし仮にそういうことで命が奪われるようなことがありましたら、私は本当に申し訳ないと思います。またお考えいただきたいところです。

次の質問に移ります。上分、新荘地区の保護者対象のアンケート結果では、7割の保護者が中学校の統合について反対しています。なぜその声に耳を傾けないのでしょうか。子育て中の保護者にとっては、学校があるかないかは一番の問題です。私は子育てをするときに、保育園、小学校、中学校、高校、すぐ行けるところ、小・中は子供が自分の足で行ける場所というふうを選びました。この学校があるかないかというのは本当に子育てをする人にとってはものすごく大切なことだということを、私は繰り返しお伝えしたいと思います。

これも繰り返しになります。何度も議会で取り上げましたが、文科省が学校統合の手引の中に、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものでないということは言うまでもありません。各市町村においては、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域と共にある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれますとあります。私は、この今の時点で上分の地区におきましては、地元住民の理解を得られてない統合はやめるべきだと考えておりますが、所見をお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） この点につきましても、昨日、市長が杉山議員に様々な角度から丁寧に御答弁申し上げてきたところでございます。学校統合につきましては様々な御意見があるということは私どもも十分承知いたしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、須崎の将来の教育の在り方を考えたとき、必要なことであるという認識の下、取り組んでおりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 私は理解することがやっぱりできません。どうしても市が一方的に進められているとしか思えません。全国では学校統合の反対運動が起こりまして、住民の声を聞き、中止になっているところ、たくさんあります。上分地区外から来て住まわれている方、何人もいま

す。上分で子育てをしていく、そう決めて住まわれる方、その保護者の気持ち、この学校に通いたいという子供の気持ちも尊重していただきたい、私はそれを求めるものです。学校を残してほしいという住民の声に耳を傾けてくださるよう要望いたします。

4番、その他当面する課題について移ります。

食品衛生加工継続支援事業の内容についてと申請方法についてお尋ねいたします。継続できるように何らかの対策ができないでしょうか、元気創造課長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 松浦すが君登壇〕

○元気創造課長（松浦すが君） お答えいたします。昨日の森田議員、高橋立一議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、食品衛生法の改正により、新たな営業許可業種となりました事業者の方々が営業許可を取得するために必要な施設整備や機器の導入等に係る費用を支援するため、須崎市食品加工業継続支援事業費補助金の制度を創設したところでございます。

また、申請方法についてのお尋ねですが、まだ工事に着手されていない場合は、まず、元気創造課の職員と県の地域支援員が事業を営む施設を訪問し、事業者立会いの下、施設の写真、図面等を作成をさせていただいております。後日、作成した書類を持って事業者と共に保健所のほうに向かい、施設をどのように改修するべきかを確認し、事業者にはその内容で施工業者から見積書を取得いただき、申請書に添付をして御提出していただいております。

なお、申請書の作成に当たりましては、必要であれば元気創造課の職員が記載内容の聞き取りを行い、作成のほうもお手伝いをしているところでございます。

市は各事業所の方々から御提出いただきました事前申請内容を取りまとめ、県に申請後、交付決定を受ける必要があるため、市から事業者への皆様への交付決定までしばらく時間がかかりますが、工事の着手については、市からの交付決定の通知が届くまでお待ちをいただいております。

また、既に工事が完了している場合や既に着工している場合につきましては、工事の内容や内容の分かるもの、工事前後の写真、請求書や領収書等が必要となりますが、詳細につきましては元気創造課までお問い合わせいただきたいと思いますと考えております。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） この申請がなかなか難しく困っている方がおられましたよね。市のほうが結構丁寧にしてくださっているということで、安心しております。でも、この支援がもう少し早くに10分の10の支援ができたならよかったのになと、私はちょっと残念にも思うところですけども、本当に駆け込みで今やっているところですので、ぜひ事業を続けていこうかなと思われる方は市のほうに相談していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

○議長（西村泰一君） 宮田さん、10分の10の補助金額、聞かんでいいですか、認識が違うと思いますよ。

○3番（宮田志野君） 違う…。

○議長（西村泰一君） 認識が違うと思いますよ。

〔「休憩しよう、休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 52 分 休憩

午前 11 時 52 分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔3 番 宮田志野君登壇〕

○3 番（宮田志野君） 次の質問に移ります。森林環境譲与税を活用して支障木伐採補助金制度を設けている自治体は県内には幾つあるのでしょうか、制度の創設について御検討いただけないでしょうか、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 岡田進一君登壇〕

○農林水産課長（岡田進一君） お答えします。森林環境譲与税を活用して支障木伐採補助金制度を設けている自治体数につきましては、令和4年度の実績で7つの自治体がございます。そのうち公園や道路など公共施設以外の支障木を対象としている自治体につきましては、4つの自治体で実施しているとのことです。

議員御提案の制度の創設につきましては、現在、運用している自治体への聞き取りも行いながら須崎市森林整備促進協議会でも議論させていただきまして、検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3 番 宮田志野君登壇〕

○3 番（宮田志野君） 木がまぎってきて困っている人、たくさんおられますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問です。来年度の予算書の中に70歳以上の高齢者へのタクシーチケットを拡充する予算が組まれ、本当に私は感動いたしました。喜んでいます。その内容について、長寿介護課長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 濱崎守央君登壇〕

○長寿介護課長（濱崎守央君） お答えします。現在、長寿介護課で所管しておりますタクシーチケットの助成制度は、70歳以上の自ら自動車を運転していない方で、市街地から4キロ以上離れ、かつバス停から半径1キロ以上離れた指定地区の方々を主な対象としまして、年間2万4,000円を上限に助成を行っております。令和4年度実績では131人の方々に利用をいただいております。しかし、高齢化が進む中、事業対象区域外の方々より、タクシー等の利用に対する助成の要望が多く寄せられている状況から、庁内の関係課と協議を重ねた上で政策推進会議で政策の検討を行いました。その中で、高齢者の市民の方々の社会参加の機会を保障するため、

移動手段の確保を図ることが介護予防へつながり、福祉の推進も図られるとの判断により、制度拡充に至り、その政策実現のため、令和6年度において所要額の予算案を示させていただいております。

御質問の趣旨の助成の具体的な内容につきましては、年度当初のできるだけ早い時期からの実施を目指しまして、現在、要項の検討、協議や事務作業の準備を進めているところであり、詳細な部分については現時点では申し上げにくいところではありますが、基本的な考えとしましては、本人または代理人の申請方式としまして、対象者は他の助成制度利用者を除く70歳以上の方で、自動車の運転要件等は付さないものとし、助成額についても、市の中心地点から距離に応じたものに地形的な補正を考慮した段階式とし、タクシーのみではドア・ツー・ドアになりがちと考え、日常生活の活動量を増やすことで介護予防につながることを狙いまして、市営バス、スクールバス及び高陵交通バスでも利用できる助成制度としたいと考えております。また、公共交通のバスの利用促進につながるものにしたいとも考えております。具体的な助成額としましては、先ほど述べました段階を3段階としまして、3,000円、6,000円、9,000円と設定したいと現在のところ考えております。広報や介護関係者の集まる会議などの場で制度拡充の周知を図っていきたいと考えております。

なお、今後とも高齢化率が上昇する見込みの中、高齢者の移動手段の確保につきましては大変重要な課題と認識しておりますので、今後とも関係課での協議、検討を行い、その時々ニーズに合わせて、よりよい制度の確立に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、御理解、御協力をよろしくお願いします。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 度々要望してきましたことがやっと前進しました。市の決断に感謝いたします。

詳しい内容はこれからということで、詳細はこれからということですが、大まかな内容が決められているようです。よりよい制度となるように、機会ごとに求めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

最後の質問です。3月8日の国際女性デーは、国連により1975年に定められました。女性たちが平和と安全、ジェンダー平等や権利などについて話し合う機会として設けた記念日です。イタリアでは、女性にミモザの花を贈る習慣があります。日本には女性の男女賃金格差や根深いハラスメントが存在し、課題山積です。この日は世界や国内でも様々なイベントが取り組まれています。市でも男女共同参画社会の実現に向けての啓発活動に取り組むことを求め、副市長にお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 副市長。

〔副市長 平井和久君登壇〕

○副市長（平井和久君） お答えいたします。男女共同参画社会の実現や女性活躍の推進は、全ての人が生きがいを感じられ、多様性が尊重される社会の実現に向けて、また、経済社会が持続的に発展していくために大変重要な要素でございます。

本市では、女性の人権につきましては須崎市人権施策総合計画におきまして、市民に身近な7つの人権課題の一つとして掲げまして、教育や啓発の観点から解決に向けた様々な取り組みを行っており、具体的には啓発活動といたしましては、講演会の開催や企業や団体等が行います自主的な研修会などへの支援等を行いますとともに、ホームページ等を活用しました広報活動に努めておるところでございます。

議員御提案の世界中でジェンダー平等について考える機会となっております国際女性の日におきまして、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動が行われることは、その効果も見込めるものと思います。

本市といたしましては、当該女性の日に合わせました取り組みは本市としてはございませんが、具体的啓発活動につきましては、引き続き先ほど申し上げました計画に基づいた取り組みの中で全体として進めてまいりたいと考えております。

あわせまして、行政の取り組みのみでは、その広がりには限定的なものとなりますことから、現在実施をいたしております人権週間の市内企業への訪問の機会なども活用しながら、企業、団体や市民の皆さんがそれぞれで、あるいは協働して取り組める体制づくりに引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

こうした市民の皆様の御理解とあわせまして、御協力の下で男女共同参画社会づくりの機運の醸成につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 世界の多くの国がジェンダーギャップ指数を改善させていますが、日本はまだまだ進んでいません。今年は国連女性差別撤廃委員会で日本政府の報告書審査が行われます。女性差別撤廃条約の全面的実施と選択議定書の批准に向けて政府が動くことを求めますが、何よりこの須崎市で世論をつくっていく、市民と共に市が世論をつくっていくために、須崎市でも実行可能な取り組みを何か始めてくださることをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（西村泰一君） この際、昼食のため1時5分まで休憩いたします。

午後0時 2分 休憩

午後1時 5分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「議長、関連質問」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 杉山愛子です。午前中の宮田志野議員の特定利用港湾についての質問に関連して市長にお聞きをいたします。

港の利用について、軍事利用が想定できるのではないかという質問に、軍事利用をするという説明は国や県のほうから聞いていないという答弁がありましたけれども、では、その条件が、軍

事利用がされるというようなことが具体的に起きた場合、そういう要請なんかがあった場合に、そういうことが起きた場合に、この特定利用港湾の指定が取り消せるのか、そこを確認をしておく必要があると思います。また、その軍事利用の範囲というのも非常に解釈にもよると思いますので、その範囲なども明確にしておくべきではないかと思いますが、その辺り、国や、また県に対して確認をしていただけるでしょうか、お聞きします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 杉山さんの御質問ですけれども、ちょっと整理をしなければいけない点があるんじゃないかと思います。今回の特定港湾の指定というのは、平時利用に限るわけでございまして、それを戦争になった場合どうなるかとかいう話は全く別建ての話になってきます。そういう意味で、今、平時利用の話をしておりますので、平時での自衛隊とか、例えば海上保安庁、昨日も言いましたけども、須崎まつりでは自衛艦が入ってきておりますし、海保の船も平時は入ってきております。そういう連携を深めるということでございますので何かを想定して今から確認するっていうのは、現時点では時期尚早であるというふうに考えております。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 全く時期尚早ということはないと思います。平時における利用ということなんですが、県議会でも知事の答弁の中に、その平時の範囲の中に、日本が米軍などに対して物資の輸送ができる重要影響事態や存立危機事態というのも入っているわけで、そういった平時にそういうことも入る。そういったことに使われた場合、ジュネーブ条約においては軍事作戦の中に組み込まれた位置づけの港ということになって、あえてここからの攻撃が認められるということなんです。だから、これを質問しますと、関連質問、登壇が3回までということなので、これをちょっと聞くのはやめておきたいんですが、もう一つ関連して質問したいです。

市民への説明を行わないんですかという質問に対して、市民への説明責任は国や県にあるということなんですけども、国は既に須崎市、高知市、宿毛市に対しての説明はしたわけで、市民への説明は、やはり市が行うべきではないのかなと思うところなんです。そうではない、やはり国や県に責任があるということでしたら、国や県に対して市民へ説明を確認するべきだと思うんですよ。

〔「ちょっとかまん」と呼ぶ者あり〕

○4番（杉山愛子君） ちょっと私が質問してます。

〔「関連質問かえ」と呼ぶ者あり〕

○4番（杉山愛子君） 関連します。国や県にあるということなんですけれども、それでしたら国や県に説明会などの開催について確認をすべきですし、県が3月19日、市との意見交換会で市の意向を聞くと言ってまして、異論があれば考慮すると言っているわけですが、市民への説明もしないままでは、県に対して市として意見が言えないのではないかなと思うんですけれども、どういったことをここで意見をされるおつもりかお聞きします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほども御答弁申し上げて、何回も同じ話になるんですけども、平時利用の連携は必要であると考えておりますので、県の意味も尊重しながら、平時の交流を深めていくということで意見をしたいと思っております。

○議長（西村泰一君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 須崎市の市民にとって大切なことは、市民は知る権利があると思います。そして、それに対して意見を言う権利もあります。それを守るのが市長の務めだと思うんですけども、３月１９日、意見交換会で市民の意見を今のままでは上げられないと思うんですよね。それであれば、３月中の指定の受入れというのは、やはり市民の意見聞けてないと、拙速ですというふうに県に対して意見をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村泰一君） すみません、関連質問から少し外れていると思いますので。

○４番（杉山愛子君） 分かりました。関連質問の答弁に対する質問……。

○議長（西村泰一君） それは関連質問ではないです。

○４番（杉山愛子君） 分かりました。

○議長（西村泰一君） あくまでも宮田さんの時間の質問でございますので。

〔「もうちょっと整理されたほうがいいですよ」と呼ぶ者あり〕

○４番（杉山愛子君） いや、本当にこれだけの重要な事案を執行部が説明聞いたということだけで県に対して意見をして指定の受入れということで、市民は何も知らないまま、市の将来に関する大事なことが決まっていくというのはいかななものかと思いますので、関連しての質問をいたしました。以上です。

○議長（西村泰一君） すみません、申合せの５分を過ぎておりますので、関連質問を認めません。関連質問の基準は３問ではなくて、１人５分以内に規定をしております。その５分を過ぎておりますので、関連質問をもう認めれません。

〔「全部ですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） いや、先ほどまで言った分は構いません。

順次質問を許します。７番佐々木學さん。

〔７番 佐々木學君登壇〕

○７番（佐々木學君） 皆さん、こんにちは。公明党の佐々木學です。通告に従いまして、今期３月定例会最後の質問を行わせていただきたいと思います。

１月１日に発生をいたしました能登半島地震で亡くなられた方々への御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

また、３月１１日東日本大震災から１３年の節目を迎えました。住民の皆様が真に満足する復興にはまだまだ課題は多いと思います。

本市は、これらの経験を踏まえ、多くの市民の皆様の声を踏まえ、このたびの一般質問に臨みますので、執行部の皆様には、市民や傍聴に来ていただいている方々に分かりやすい答弁をよろしくお願いを申し上げます。

能登半島地震の発生などに伴います教訓を、南海トラフ巨大地震対策の当市の具体的課題の克服、そして人口減少、少子高齢化や物価高など、目前に迫る課題山積の須崎市政を担いまして、4期目のかじ取りに全力で走る楠瀬市長におかれましては、市民と共に、市民に寄り添いながら、健康第一でリーダーシップを発揮して、市民満足度の高い目標を達成いたしますよう、心より達成することができますよう心より切に願うものでございます。

午前の海地議員の質疑と重なる部分もあると思いますが、私の立場から通告どおり質問をさせていただきたいと思います。

まずは、令和6年度へ向けての今議会における4期目の市長の政治姿勢を質問するに当たりまして、市民の有志の皆様から、どうしてもこのことを須崎市長に率直に聞いてもらいたいとの要望をいただきました。市民の有志の皆様の率直な怒りの声は私自身も真正面から受け止めなければならないと思っております。まずは、その率直な市民の怒りの声を紹介をさせていただきたいと思えます。

南古市町のある市民の方の声でございますが、南古市町は高知信用金庫さんが力を入れてくださってにぎわいがあり、土日は楽しみに、明るくなったことに感謝をしていますが、市長さんと行政に携わる皆様をお願いしたいことがあります。1月1日石川県能登半島地震、なぜ子供たち孫たちが帰省中であったかと悔しくてたまりません。悲しい悲しいことです。この頃どこかで揺れています。この異変に大きな不安を感じます。

市長は心にどのような計画をお持ちでしょうか。そして、地震、津波の後、生き残った人にどのように心に寄り添ってくださるでしょうか。

そして、有事の後のことを考えれば、元ゆたかの土地に莫大なお金をつぎ込もうとしています、市民は心配しています。そして、果たしてそれを利用する人が何人いますでしょうか。私たちは無駄だと思います。

津波で生き残った人にすぐに手厚い援助ができるように、十分な保障をするためにも、それは家庭と同じです。須崎市から逃げ出す市民はいません。市民も須崎が好きです。人口も増えると思います。お金を大切に使ってください。人に優しい須崎市をつくってくださいとの声でございます。

その声を踏まえまして、まずは、市長の政治姿勢、南海トラフ巨大地震対策の視点から、以上、市民の率直なお声を4項目に分けてお聞きをしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、最初の御質問でございます。

災害によりまして大きな衝撃を受けられた被災者の中には、様々な心身の不調を来す方もおられると思います。被災者の心に寄り添うことは、地域住民の自助、共助、復興を支える上で極めて重要でございまして、心身の休養が図れるよう、避難所生活のストレス軽減に向けての環境整備を行い、避難所生活における安心、安全、安眠の確保に努めるとともに、適切な情報提供や心身の不調のある方のケア、生活再建に向けたニーズの把握を、国、県、近隣自治体等と連携して

行ってまいりたいと考えております。

次に、図書館と複合施設の件でございます。

利用する方が何人という御質問の想定にはお答えが難しいところでございますが、新しい施設につきましては、多様な利用者の方に新たな学びの場、出会いの場などが提供できる図書館を中心とした幅広い活動が可能な複合施設としての整備に取り組んでまいりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

次に、津波で生き残った方に手厚い援助ができるようにということでございます。

本議会に提案いたします次年度予算案においては、提案趣旨でも申し上げましたとおり、安心安全を創る、地域を創る、産業を創るの3つの創るを柱とし、防災対策や産業振興、子育て支援や教育環境の充実などに取り組むこととしており、それぞれの分野において適切な予算配分をしているものと考えております。その中で、やはり事前防災としての対策、これを、来た後、対策するのではなく、あらかじめ対策をしておくということも大変必要になると思いますので、その点を今後とも手厚く考えていきたいというふうに思っております。

それから、人に優しい須崎市をつくってくださいということでございます。

今後におきましても、防災対策の制度の拡充や地域における防災活動の活性化に取り組んでまいりますとともに、地震津波災害に備えたまちづくり事業の推進を図りながら、市民の皆様の安心感が少しでも高まってくるよう努めてまいりたいと考えております。そのためには、自助、共助、公助が適切に機能することが極めて大切でありますことから、市民の皆様にも、この点をぜひ御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（西村泰一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 市長の政治姿勢という観点から、一番今、市民の皆様にとって能登半島、また東日本踏まえて、須崎市における地震に対する様々な不安が惹起しているところでございますが、今日はそういった市民の声をじかに市長に聞いていただくということの意味で、政治姿勢の第1点に上げさせていただきました。

今後の4期目の市政運営に関して、提案趣旨説明の中でも市民としっかりと協働していくと、こういう話もありました。こういう観点から、この政治姿勢、もう一步踏み込んだ答弁をお願いできたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（西村泰一君） どの点についての踏み込んだお答えでしょうか、4点ございますが。

○7番（佐々木學君） 一応、4点に関しては、市民の皆様の具体的な心配をお聞きしたわけです。

今日は、そのことを踏まえて、より市民の皆様にかような思いで取り組みを進めるんだということを市長の言葉で政治姿勢として語っていただければと思うわけですが、いかがですか。

○議長（西村泰一君） 暫時の間休憩いたします。

午後1時23分 休憩

午後1時24分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 先ほど申し上げたとおりでございます。市民の気持ちを酌み取った上で、より市長のもう一步の答弁をお願いできればと思います。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 浸水も予想されるところに何で大きなお金を使うんだと、図書館とかというようなところの御質問も一つ根底にあって、もうちょっと人に優しいような予算、お金を使ったらどうかというような趣旨が多分にあるんじゃないかなと思っております。これは本当にもっともな市民の皆さんの感覚であると思っております。

行政の仕組みの説明にも半分なんですけれども、須崎市は一番人口が集中しておるところがほぼ9割方津波浸水予想区域でございます。その中で、まちづくりをどうやってやっていきますかということを、これ、国から問われた時代がございました。山間部へ行きますと、もう去年、急傾斜で、土砂災害のレッドゾーンというのが張られまして、昨日御答弁申し上げたが、平地で何も注意がかかってないところが農地を含めて全体の面積で2.7%しかないんですよ。そんな中で、須崎市の地域づくりを進めていかなければならない。当然、次の世代に、まちとして機能できるようなまちを引き渡していかなければならないということで、今回の図書館の複合施設は、今、八幡様の横にございますけれども、今あれだけのスペースの土地っていうのが、比較的桐間のほうへ行ったらありますけれども、なかなかないわけございまして、そのときに建てたのは立地適正化計画、須崎のまちをどのような機能を持たせてコンパクトな住みやすいまちにするかという計画をつくっております。その計画に基づいて図書館整備を行うものでございまして、実は財源というのがありまして、半分は国から補助金を頂きます。あとの半分の中のある部分は、図書館のためにいただいた寄附は5億円ぐらいありまして、その5億円を使わせていただくということで、今、財源更正をしております。

じゃあ、立地適正化計画でいただける補助金を防災に回せるかということ、これは回せないわけでございます。そういうたてりのものになっておりまして、ここはもう御理解いただきたいという意味でお話をしておりますけれども、いわゆる文化施設や人が集まる施設をまちの中に計画するというのは、もう既にコンパクトシティーにしていくという計画の中で出来上がったものでございますので、それを推進させていただくと。でき得れば、そういう施設を利用させていただいて、例えば平時、皆さんが集って、いろんなサークル活動であるとか、いろんなお話をしていただけるような場所にもなっていくといいなということで、今、計画をしておるところでございます。

有事、発災した場合、これはどんなレベルの地震津波が来るか想定ができないわけでございますが、やはり一番気をつけんといかんのは最大クラスのやつを念頭に、我々としても防災対策を立てていかなければならないということで、先ほどお話し申し上げましたが、阪神大震災が起こったときに無事に、けがはされても命に別状がなかった方の大体9割ぐらいは自分の力、あるいは周りの地域の人の力で、そういう助かっておるということでございます。発災してすぐ行政が動けるわけではないので、時間がたって行政が動き出して助かった人が、あとの1割か1割弱だ

ったという統計がございまして、これは東日本のときも一緒でございます。

だから、発災前と発災後のところは行政が動けるようにはなるとは思いますけれども、実は職員も被災者になるわけございまして、すぐに動けるという保障はなかなかないわけでございますので、日頃からやっぱり自分の命は自分で守る。例えば、地域の自主防災組織等で皆さんで支え合っていていただいて守っていく。非常に大事な観点になってきますので、先ほどの当初のお話でも申し上げました、自助、共助、公助というものはしっかり組み合わさっていくことはとても大事になってきます。これを今までも言ってきたつもりでございますが、なかなかコロナとかもあつて地域での活動は十分できてないところもございまして。

今後ともそういう意識で、いろんな防災活動、日頃の避難訓練であるとか、炊き出し訓練であるとかいうことをぜひ一緒にやっていただいて、防災力を向上させていきたいというふうにも思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西村泰一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 続きまして、地域の市民の声を紹介をさせていただきたいと思います。須崎市長、市職員、須崎市他、行政機関各位へということで声をいただいております。

阪神・淡路大震災から29年、東日本大震災から13年、そして能登半島地震、その間の群発地震のたびに南海トラフ巨大地震が取り沙汰されて、須崎市も甚大な損害が予想されております。東日本大震災以後、国を挙げての対策は打ち出され、県内でも黒潮町、土佐清水市などは早々に高台移転され、目に見えての対策は取られております。

当市も、これで何らかの対策を講じてくれるであろうと夢と希望と期待に胸を膨らませたが、その間、私たちの念願の高台開発は一向に進まず、ほか、目に見える対策は見えず、年々ごとにその夢と希望は消え、期待は諦めから絶望へと。そんなときいきなり耳に入ったのが40億かけでの図書館建設。しかも、どう考えても津波浸水地、市民に何の説明もなく計画を、しかも実行に、優先順位が違うのではないか。ほとんど進んでない地震津波対策の状況に私たち市民は、ただその持って行きようのない、行き場のない怒り、悲しみ、絶望を拳を握り締め立ちすくみ、しゃがみ、うずくまり、自分の身さえ守ることのできない市民、この須崎市を捨てることもできず、この須崎市でしか生きるすべがない市民に、いざというとき、そのときにも、自分の身は自分で守れと言うのかと言えるのか。あなたたち、その胸に問いたい。

以上、かなり厳しい率直な怒りの思いが込められていると思いますが、議員としての私自身への怒りの声であることもしっかり受け止めております。

その上で、以上の市民の声を踏まえまして、次の3つの観点から、南海トラフ巨大地震対策について、楠瀬市長の政治姿勢をお聞きをいたします。

まず、昨年12月議会での高橋立一議員の高台開発に関する質問に対して、候補地はあるが、地形的、費用面で難しいと答弁をされておりますが、それであるなら、市長の言われる、地形がよくて費用負担の少ない候補地は須崎市にあるのか。時間がかかればかかるほど、人命、財産が損なわれるリスクは高くなる。ある程度以上の費用は致し方ないと思う。行政マンとして考えてもらいたい。市民がいなければ金はあっても自治体は成り立たない。目の前の費用だけでなく、

100年先を見据えていただけないか。市民がいなければ金はあるけども自治体としては成り立たない。目の前の費用だけでなく、100年先を見据えて高台開発にかじを切ってもらいたい。市長の私見をお聞きをいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 佐々木さんがいろいろと御意見をいただいて御苦労されたというのは、先ほどのお話でもよく分かったわけでございますけども、どのような対応をされたかお聞きをしたいところなんです。御自分の身を、対策ができてない、高台がないから守れないというような御意見に対して、佐々木さんがどのような対応をしたか非常に興味のあるところでございますけれども、やはり避難対策というのは我々、一番最初に一時避難場所、1.5次避難場所等々の整備をやってきたわけですし、それはもう佐々木さんが一番よく御存じなはずなんです。

先ほども言いましたとおりの地形的な問題があつて、須崎市が高台が今までないわけございまして、だから避難場所を100か所近くつくったわけですね。それがまだ市民の方に理解されてないとする、これはかなり問題があつて、その部分を、やっぱり、逆に市議会議員さんとして説明をしていただきたかったなというふうに思います。それがないと、我々も力不足で説明不足かもしれませんけれども、今の須崎の条件の中で、じゃあ、地震が来たらどうするか。お家の耐震化率も非常に低いわけですし、須崎市は。ブロック塀の耐震もされてない。これは、行政が制度つくっても、やはり所有者の方がその気にならないと進まない対策なんです。これはやっぱり、御自分の身を守るという意味でも、ぜひやっていただきたい対策です。

その次が、やっぱり避難なんですね。避難をどうやってやるかは、本当にもうこれも我々の力不足かもしれませんが、自主防災組織等々の活性化といいますか、一緒になって自主防災と避難活動を高めていくというのは、もし、今御質問されたことが100%全て言われておるのであれば、非常に愕然とした思いがしております、正直言つて。

その上で、高台開発の問題でございますが、何年か前に住宅だけでなく、例えば救急病院、それから仮設住宅用地等々を含めた大規模な高台開発の可能性の調査をたしか5か所やりました。これに関しては、非常に山が急峻で、移動させる土砂の量、あるいは土砂を移動させても擁壁を打たないかん。いろんなことが重なって、各場所とも100億を超える費用がかかるという結果が出ております。そういう意味では、適地があるかという意味では、今のところ須崎は適地がないところでございます。だから、100億の財源かかるのであれば100億のお金を用意せんといかんわけです。しかし、自前の須崎の財政では、これは潰れてしまうという判断をそのときしたわけです。

だから、国に対してそういう制度の創設を今要請しておるところでございまして、特に能登半島の問題も含めて、国は東日本を見ても明らかなように、津波が来た後には国が全部高台開発やってくれます、100%国の金で。しかし、津波が来た後やると10年ぐらにかかるわけです、高台ができるのに。そうすると、出て行かれた住民の方はなかなかもう帰ってこない現状があるので、そうではなくって、津波が来る前、地震が来る前にそういうことをやらさせていただきたいということを、今、声を大にして国に対してお願いをしておるところで、今度の3月26日に

も国土交通省のほうへ出向きまして、勉強会を行うようになっております。これは、高知県の沿岸部の市町村全て同じ悩み抱えておりますので、今回は黒潮町と一緒にそのような勉強会を行って、まず、須崎と黒潮町をモデルにそういうことができないかということを、今、勉強会を通じて進めておるところでございます。

いろいろなお感じを持たれる、市は何をしようというのは、もう本当、当然だと思います。それだけの情報もないし、情報も出てない。照査かとも思いますけれども、しかし、今まで延々とやってきた、さっきも言いました避難対策等は、町内会なり自主組織、そして自主防災組織、これ、各町に一応はできておるということになっておりまして、ぜひそのほうに参画をいただきまして、そのような情報も取っていただくと非常にありがたいというふうに思っております。

○議長（西村泰一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 市長のほうから、議員としての私自身に対する厳しいお声もいただいたと認識しておりますし、逆に反問権を使っていただいて聞いていただくのもあれやったと思います。が、ともかく、これまでの取り組みについて私も十分認識した上で、このたびの質問に至っております。私自身に対する市民の怒りの声としても受け止めておりまして、まさに市長のほうから、現在、国への新しい制度創設へ向けて、特に沿岸地域との取り組みを進めているということについてお聞きをいたしました。

続きまして、次の質問に移らせてもらいたいと思います。

市長の当選後の抱負によりますと、2年間で小規模住宅地、その後、企業、医療などの大規模開発地は他の自治体と協力し、国に補助制度を訴えるとありますが、住宅戸数は何戸の予定か、この候補地は将来の大規模開発地とのリンクがあるのか、市長の所見をお聞きします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作区登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） この小規模住宅地の開発についてでございますが、これ、先ほども言いました、国の制度のない中での市単独の事業となりますことを、まず御理解をいただきたいと思えます。

現在、宅地造成に向けた調査を実施しておりまして、年度末、いわゆるこの3月末には調査結果の報告を受ける予定となっております。

御質問の住宅戸数につきましては、昨日の森光議員の御質問にも御答弁申し上げたとおり、宅地を造成する土地の条件により建設可能戸数が決まってくる調査となっておりますが、分譲地のコミュニティ形成等の観点から、10戸から15戸程度の建築が可能な広さを考えております。

また、大規模開発との関連はとのお尋ねでございますが、宅地造成の候補地によっては、隣接地を大規模に開発する可能性が出てくる場合もあるかとは思いますが、大規模開発を見越した調査となれば候補地が限られてくることになりまして、比較検討する候補地のサンプル数にも影響しますので、大規模開発とは切り離して考えておるところでございます。

○議長（西村泰一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 続きまして、質問2の答弁とも関連してくると思いますが、改めて質問させていただきます。

質問3の市長の取り組みについて、国への働きかけの具体的方法や、どれくらいのスパンを想定してるのか、市長の所見をお聞きをいたします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 大規模な開発に向けた国の補助制度創設につきましては、事前復興として防災集団移転促進事業の制度がございますが、現在のこの制度の要件は非常にハードルが高く、本市の実情には合っていないことなどから、要件の緩和や新しい制度の創設に向け、要望を今現在行っておりところでございます。

また、先ほども言いましたけども、3月26日に黒潮町の首長とともに、国土交通省の幹部や国会議員と制度の勉強会も行うこととしておりますので、本市の実情を訴え、補助制度の設計、創設を強く要望してまいります。また、関連する会合や市長会を通しまして、機会あるごとに訴えてまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） それでは、次の質問に移ります。

特に多くの市民の方々からの要望の声に、市街地が全般的に暗い、空き家が増えたこともあり、治安も悪くなり、子供の通学など安心安全の維持に大きな問題があります。地域の高齢化が進み、防犯灯の維持管理の現行の仕組みでは、町内会が機能する地域が減少してることもあり、個人の寄り合いでの設置申請や電気代の支払いの仕組みでは現在の防犯灯の維持管理の仕組みでは限界が来ております。市街地の道路が暗いことは、南海トラフ巨大地震の際の、津波避難の際の避難道路としての機能も果たせません。

現在の防犯灯などの照明は太陽光発電のシステムを利用しておりますし、設置費は減少しております。電気代は少ない費用で賄えると思います。特に、まずは市街地など、日常や災害時の避難などの観点から総点検して、対策を計画的に取り組む必要があると思いますが、防災課長の所見をお聞きします。

○議長（西村泰一君） 答弁者は市長となっておりますけど。

○7番（佐々木學君） 失礼しました。市長の所見をお聞きします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御承知のとおり、本市の防犯灯施設設置工事費の補助につきましては、自治組織もしくは自治組織が存在しない地域の個人を対象といたしまして、新設1灯につき2万円、設置から10年以上経過したLED灯への交換は1灯1万5,000円、1補助対象者につき、年度内3灯までを上限とした補助を行っておりまして、これまで予算枠の拡大や補助限度額の底上げを行ってまいりましたが、設置後の維持管理費は補助対象者が行うことを前提としておりまして、現状において維持費用を補助する方向ではございません。

また、津波災害時等の避難道路としての機能維持との御質問に対しましては、これまでも各地域の自主防災組織による活動事業費補助金を活用した避難道等へのソーラーライトLED灯を設置してきておりまして、本年度におきましても、29の自主防災組織がこの制度を活用した避難道等への誘導灯の整備を行ってることからも、今後におきましても、地域における自主防災組織の活動活性化の促進と併せまして、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（西村泰一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 確かに市長の答弁もありましたが、まさに人口減少、高齢化の進み具合が厳しくて、そういった一つの行政的な取り組みだけではなかなか行き届かない、そういった観点から市民の声として上がってきたものでございます。

そういったことで、現行の取り組みを推し進めていながら、こういった課題に対応するという答弁でございましたが、もう少しやっぱり、町内会なり防災組織の取り組みが幹ではございますが、そういった、どうしてもそこで対応できない方の声も私もちょくちょくお聞きして、それに対する対応は、やはりそういう町内会機能がないところを何とか、3人ないし4人ぐらいの皆さんで申請するようなお手伝いも何人かしておりますが、それだけでは限界もございます。

そういったことで、やはり現状の総点検、これ、ぜひ必要やと思いますので、ぜひ、今日の答弁はそういったことでありますが、課題として市民の声を今日は代弁させていただいておりますので、今後の検討課題としていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

能登半島の甚大な被害を教訓として、高知県の南海トラフ巨大地震対策の抜本強化、加速化事業の令和6年度予算には、命を守る、2、命をつなぐ、3、生活を立ち上げる、4、啓発の充実化など、4つの柱がございます。その中で、特に須崎市にとって、1番の命を守るとしての、これまでの議論になっておりますが、住宅の耐震化や家具の転倒防止、ブロック塀の安全対策、老朽住宅の除却など、そして3の生活を立ち上げる対策、事前復興まちづくり計画策定事業は特に大きな課題だと思います。

本市も提案趣旨説明、また、これまでの議論の中でも当初予算に事業として盛り込まれておりますが、高知県と歩調を合わせられる部分は合わせて、しっかり命を守る、そして命をつなぐ、生活を立ち上げるの取り組みについて、須崎市の現状の課題について、データなどを提示し、その課題の明確化と今後の取り組みについて、防災課長の所見をお聞きします。

○議長（西村泰一君） 防災課長。

〔防災課長 久万敏幸君登壇〕

○防災課長（久万敏幸君） お答えします。

議員御質問の木造住宅耐震化や家具の転倒防止対策、ブロック塀の安全対策及び老朽住宅の除却につきましては、これまでの答弁でもお答えしましたとおり、木造住宅耐震化促進事業につきましては、令和6年度からの県補助金の限度額が引き上げられることに伴いまして、本市補助金の限度額につきましても、耐震設計、現行20万円を35万6,000円、補助率10分の10、耐震改修費100万円から165万円、補助率10分の10に改めることとしております。また、

8割の限度額についても撤廃する予定であります。

また、ブロック塀等耐震対策事業、これにつきましても、あわせまして補助上限額の引上げを予定しております。20万5,000円から40万円に改正する予定であります。家具転倒防止につきましても、器具等の購入も含めた要綱の改定を、また、老朽住宅等除却事業につきましても、補助対象件数の増大による申請対象枠を拡大した予算額の増額を行うこととしております。また、事前復興まちづくり計画の策定につきましても、現在も県と協議を重ねておりますが、今後より一層、地震津波対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、この耐震対策の内容の改定につきましては、今後、市民の皆様に広く周知を図ってまいりたいと考えておりますので、また、自主防災組織であったり市内の関係団体とか、そういったところにも周知を図ります。ぜひ御協力よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（西村泰一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 防災課長、私、能登半島でも、逃げ遅れの大きな要因となってる住宅の耐震化、家具の転倒防止、こういったところ、現状の課題について、ちょっと現在まで取り組みも進めてきてますので、こういったことの、これまでの現状、ここのところについてもうちょっと開示していただきたいというふうに通告していたほうがいいですが、可能な範囲でそれを説明して、今回こういった拡大して、こういうふうに進めたいですよという、もうその辺のところをもうちょっと分かりやすく説明お願いできたら。

○議長（西村泰一君） 大丈夫ですか、課長。大丈夫ですか、御答弁。防災課長。

〔防災課長 久万敏幸君登壇〕

○防災課長（久万敏幸君） 佐々木議員先ほど言われました耐震改修、こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、本市の上限額、耐震改修、100万円を上限といたしておりました。目標件数といたしましては、年間50件を目標に取り組んでまいりましたが、やはり、御相談がある中で言われておったのが、上限額100万円ということで、自己負担額がかなり大きな額になってくると。そういった声も往々にいただいております。このたび県が上限額を新たに165万に引き上げたということもございまして、これを契機に、より一層耐震改修に取り組んでいくためにも、本市についても上限額を併せて上げようということで、今回の改正に至ったものでございます。

先ほど言いましたブロック塀についても、そうでありますけれども、そういった形で、金額だけではないです。これから要綱の改正行った後に、いかに市民の皆様に周知をしていくか、また耐震化の推進を図っていくか、そういうところが非常に重要と思いますので、先ほど言いました、各地区、地域の自主防災組織さん含めて、町内会さんであったり、地域の代表者の方であったり、広く啓発を図りまして、この事業の推進に取り組んでまいりたいというように考えております。以上でございます。

○議長（西村泰一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 課長、すみません、ちょっとしつこいですけど。耐震化に関して金銭的な

こと、これまで年間５０件で、大体１００万ぐらいの補助額やったけれども、今回１６５万円、県も。今回、例えば今年度は何十件ぐらいを目標にしているということなんですかね。

○議長（西村泰一君） 防災課長。

〔防災課長 久万敏幸君登壇〕

○防災課長（久万敏幸君） 当初予算編成時におきましては、上限１００万円の５０件で今年度も計画立てておりました。今回１６５万円に改めるということで、今現行予算では、おのずと対象件数が減っていくと思いますけれども、こちらのほうについては、もう申請状況に応じまして補正予算等で対応していきたいというように考えております。

○議長（西村泰一君） 佐々木さん。

〔７番 佐々木學君登壇〕

○７番（佐々木學君） 総枠は変わらないということですが、ともかく市民ニーズを高めて、具体的な件数を伸ばしていくことがまず第一歩でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問でございますが、昨年１２月議会におきまして、公明党の子育て応援トータルプランの観点から、特に人口減少対策の観点から、各課にまたがる子育て支援の強化について、効果的にマネジメントをする権限を持たせた部署や立場などの役割を検討する必要性を提案をいたしました。今議会、当初予算に一定の事業と予算化がされていると認識をいたしております。

高知県におきましても、高知県の令和６年度の事業計画や予算案には、１つには、総合的な人口減少対策の強化をテーマに若年人口の増加、婚姻数の増加、出生数の増加の３つの観点から施策を強化しております。そして、共働き、共育ての推進。そして中山間地域の充実、強化を柱に加えて、人口減少対策総合交付金の１０億円事業が創設されたことは御存じのとおりだと思います。そして、県庁においては、総合企画部が新設されて、総合的な調整を行うとともに、本格的な人口減少対策が始まり、各自治体への事前説明も行われたとお聞きをいたしております。

こういった具体的課題や目標を明確にした高知県の取り組みとも歩調を合わせながら、須崎市におきましても、人口減少対策を本格的に取り組む必要があると思いますが、先ほど申し上げました高知県の４つの観点、そして、例えば総合企画部等の組織編成が行われた視点から、市長の所見をお聞きします。

○議長（西村泰一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 県の人口減少対策につきましては、高知県元気な未来創造戦略に基づき、持続可能な人口構造への転換を図るための施策を強化しており、議員御指摘のとおり、１つは、若者の人口減少を食い止める。そのための施策として、例えば新しいものでは、奨学金返還を企業と県または市町村で共同で支援していくことで県内定着を図る事業での基金の創設、また、女性の働きやすい環境整備に向けた取り組みなど、そして婚姻数の増加では、中山間地域での出会いの機会が少ないことから、そういった点での充実や民間との連携、そして、３つ目として、出生率の向上では、例えば子育て応援の店におけるサービス提供や環境整備の支援により、子供の数を増やすことの後押しをしていくとされております。

また、共働き、共育での推進では、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組み、中山間対策の充実強化では、特に若者人口の減少が進行する中山間地域において、移住促進事業や地域おこし協力隊の確保、育成、一次産業や建設業への就業支援などの拡充、集落活動センターの新規立ち上げ促進、事業継承では、奨励給付や後継者の育成に係る補助などの取り組みを推進していくこととされております。

また、人口減少対策総合交付金につきましては、市町村ごとに課題は様々あるということを踏まえて、先ほど上げた事業の若者の増加、婚姻数の増加、出生率の向上、共働き、共育での推進、これらについて、市町村の新規事業、拡充事業の施策に対して県と市町村が目標を共有し、事業については市町村の自主性を尊重した上で支援していくということで、10億円の予算で創設をされております。

当市といたしましては、人口減少対策は移住政策をはじめ、妊娠期から子育て期までライフステージに応じた支援など、これまでも関係各課で連携して取り組みを行ってきております。今後、各課において、県の強化施策に沿った取り組み等も検討し、また、関係課で協議する場を設け、須崎市として県の交付金を活用できる新規事業や継続している事業の拡充などについて検討していきたいと考えております。

また県では、総合企画部の新設により、総合的な調整を行うとのことでございますが、当市では、新規事業を含めて、これまでどおり各担当課において、該当する各事業を実施してまいります。ただし、県で、人口減少対策交付金として該当するこれまでの補助事業などもまとめるとのことでございますので、当市におきましても、交付金に該当する各課の各事業や新規事業について、取りまとめて事業計画を策定し、県と連絡調整しながら交付金の申請をすることとなることから、企画情報課において、交付金事業の取りまとめ、県との連絡調整を行うことを考えております。

○議長（西村泰一君） まだ質問中ではありますが、この際、10分間休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 続きまして、物価高対策についてお聞きしたいと思います。

市民の生活防衛策としての物価高対策について、昨年の12月議会でお聞きしました。3点お聞きしておりますが、1点目の7万円給付は、ちょっと時間ありませんので削除させていただきたいと思います。

定額減税や非課税世帯の7万円給付が受けられないはざまの所得層への迅速かつ丁寧な対応、そして、地域の実情を踏まえた物価高対策の迅速な実施について、それぞれ所管課長に分かりやすく丁寧な説明をお願いしたいと思います。

○議長（西村泰一君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 山岡伸也君登壇〕

○福祉事務所長（山岡伸也君） 私のほうからは、定額減税や非課税世帯の7万円給付が受けられないはざまの所得層への迅速かつ丁寧な対応と実施内容、実施時期などについてお答えさせていただきます。

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策等を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付といたしまして、定額減税の実施と併せて住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯の低所得の子育て世帯への加算、また、令和6年度に新たに住民税非課税、住民税均等割のみの課税となる世帯への給付、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への給付が実施されることとなりました。

この中で、議員御案内の、はざまの所得層への対応につきましては、住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付と、その世帯の中で、18歳以下の子供がいる世帯へ子供1人当たり5万円の給付を実施予定であり、非課税世帯で子供がいる世帯へ子供1人当たり5万円の給付と併せまして、2月専決予算としまして今議会に報告させていただいており、現在準備を行っております。実施時期につきましては、現在システム等での作業を行っておりますが、それが完了次第、該当の世帯の方には通知を送付いたしまして、順次支給していきたいと考えております。以上よろしくをお願いします。

○議長（西村泰一君） 総務課長。

一緒に質問、再度言うてもらいましょうか。

次、佐々木さん、再度もう一度、総務課長の質問は。佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） それでは、次に、地域の実情を踏まえた物価高対策の迅速な実施についてお聞きいたします。

○議長（西村泰一君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） お答えいたします。

物価高騰対策に係る交付金につきましては、約6,400万円の内示があっておりますが、12月定例会におきまして、佐々木議員からの一般質問に対しまして市長からお答えさせていただきましたとおり、金額的には市民の皆様への支援から取引価格に転嫁できず、非常に厳しい状況になる中小企業をはじめとする地場産業や基幹産業に至るまで全体をカバーできるものではございませんので、対象事業等の絞り込みが必要であること、そしてまた、せっかくの交付金でございまして、交付金の制度上の制約も考慮し、しっかり活用して使い切る観点から、令和5年度内に執行し切れない未消化分が生じないように、全額令和6年度に繰り越すことといたしておりますことから、現時点では事業実施に至っておりませんが、既に御要望をいただいている団体等もございます。また、これまでの事業や支援対象分野とのバランスも勘案して、令和6年度第1四半期には実施事業を決定し、速やかに着手できるよう、財政措置につきまして調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、現時点におきまして、実施予定の支援事業といたしましては、2件程度の事業者支援と市民の方々を対象とする生活支援を想定いたしております。

○議長（西村泰一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 続きまして、ふるさと納税について12月議会でも質疑をいたしましたが、次の4点について、元気創造課長の所見をお聞きします。

ふるさと納税の基金を活用した事業に関して、広報での現在の情報公開の内容は不十分ではないか、よりガラス張りにすべきではないか。

次に、株式会社パンクチュアルや須崎商工会議所への手数料はふるさと納税総額に対する定額か定率かを明確に、定率ならば支払い金額の概略の数字について。

そして、3点目が、ふるさと納税の基金を活用した事業について、職員からのアイデアを募っていると思うが、市民からも募る考えはないか。そして、市民から募る考えがあるとすれば、どのような方法あるか。

そして、4点目として、市内の返礼品の対象業者は、高知新聞の情報によれば1,106業者あり、その中で78業者が返礼品事業に応募していると聞く。ふるさと納税の返礼品事業者の拡大について、波及効果を広げていく観点からも、もっと取り組みを強化すべきではないか。現在のそういった中間業者や役割分担の仕組み、並びに取り組みを強化するにはどうすべきか、元気創造課長にお聞きします。

○議長（西村泰一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 松浦すが君登壇〕

○元気創造課長（松浦すが君） ふるさと納税についてお答えいたします。

まず、ふるさと納税の基金を活用した事業に関する情報公開につきましては、毎年広報などに活用例をお知らせいたしておりますが、広報では使用できる紙面のスペースにも限りがありますことから、詳しい活用内容の開示方法につきましては、今後ホームページでも行う等、検討してまいりたいと考えております。

次に、中間事業者である株式会社パンクチュアルへの委託料につきましては、令和4年度までは寄附額に応じて段階的に定率で上乗せする内容としておりましたが、ふるさと納税の経費を寄附額の50%までとするルールに対応しづらくなることから、今年度からは定率へと変更しております。

支払い金額の根拠の数字でございますが、令和4年度の寄附額に関しましては、約26億1,900万円まで伸ばしておりまして、ここ数年、前年度を上回る御寄附をいただいております。これは、しんじょう君を活用したPR業務と合わせて、これまでのノウハウを有する株式会社パンクチュアルの力が大きいと考えております。この効果的なふるさと納税PRを行うことができるのは株式会社パンクチュアルのみと考えておりますので、昨年度までの業務実績を合わせて考慮した上での委託料の額となっております。また、須崎商工会議所への委託料は定額となっております。

次に、ふるさと納税の基金を活用した事業につきまして、市民の方々から御意見を募るという

御提案でございますが、現状においても、各部署におきまして、市民の皆様から御意見、御要望を頂戴しているところでございます。その内容を参考にし、若手職員であってもそういった提案ができるよう、また、きらりと光る須崎市づくりにアイデアや発想を持った職員の意見を施策に反映するよう、ふるさと納税基金の職員活用提案を実施しているものであります。今後におきましても、これまでどおり各部署において御意見や御提案をお寄せいただきたく考えております。

最後でございますが、ふるさと納税の返礼事業者の拡大についてでございます。中間事業者となります株式会社パンクチュアルの委託業務の中には、事業者回りやトレンド調査、新規返礼品の開発等も含まれておりまして、既に御対応いただいているところでございます。取り組み強化するためにも、これまで以上に中間事業者と連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

また、今年度より実施しております、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングでございますが、ふるさと納税の返礼品に係る事業であることを採択の条件の1つとしており、新たに起業する場合や別事業への参入、新商品の開発や増産など、その事業によって製造、提供される商品がふるさと納税への返礼品として登録され、新しい返礼品のラインナップや充実につながるものであれば、どのようなものでも御提案いただけるものとなっております。

なお、来年度以降も、この取り組みは継続してまいりたいと考えておりますので、事業者の皆様におかれましては、ぜひ御提案くださいますようお願いいたします。

○7番（佐々木學君） 質問が1つ残りましたが、時間になりましたので、以上で終了させていただきます。

○議長（西村泰一君） 以上で一般質問を終結いたします。

日程第2 市議案第1号

○議長（西村泰一君） 日程第2、市議案第1号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第1号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第3 市議案第2号

○議長（西村泰一君） 日程第3、市議案第2号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第2号は、総務委員会に付託いたします。

日程第4 市議案第3号

○議長（西村泰一君） 日程第4、市議案第3号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第3号は、総務委員会に付託いたします。

日程第5 市議案第4号

○議長（西村泰一君） 日程第5、市議案第4号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第4号は、総務委員会に付託いたします。

日程第6 市議案第5号

○議長（西村泰一君） 日程第6、市議案第5号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第5号は、総務委員会に付託いたします。

日程第7 市議案第6号

○議長（西村泰一君） 日程第7、市議案第6号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第6号は、総務委員会に付託いたします。

日程第8 市議案第7号

○議長（西村泰一君） 日程第8、市議案第7号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第7号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第9 市議案第8号

○議長（西村泰一君） 日程第9、市議案第8号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第8号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第10 市議案第9号

○議長（西村泰一君） 日程第10、市議案第9号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第9号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第 1 1 市議案第 1 0 号

○議長（西村泰一君） 日程第 1 1、市議案第 1 0 号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第 1 0 号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第 1 2 市議案第 1 1 号

○議長（西村泰一君） 日程第 1 2、市議案第 1 1 号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第 1 1 号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第 1 3 諸議案第 1 2 号

○議長（西村泰一君） 日程第 1 3、市議案第 1 2 号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第 1 2 号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第 1 4 市議案第 1 3 号

○議長（西村泰一君） 日程第 1 4、市議案第 1 3 号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第 1 3 号は、教育民生委員会に付託

いたします。

日程第 15 市議案第 14 号

○議長（西村泰一君） 日程第 15、市議案第 14 号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第 14 号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第 16 市議案第 15 号

○議長（西村泰一君） 日程第 16、市議案第 15 号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第 15 号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第 17 市議案第 16 号

○議長（西村泰一君） 日程第 17、市議案第 16 号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案 16 号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第 18 市議案第 17 号

○議長（西村泰一君） 日程第 18、市議案第 17 号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案１７号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第１９ 市議案第１８号

○議長（西村泰一君） 日程第１９、市議案第１８号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案１８号は、総務委員会に付託いたします。

日程第２０ 市議案第１９号

○議長（西村泰一君） 日程第２０、市議案第１９号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第１９号は、総務委員会に付託いたします。

日程第２１ 市議案第２０号

○議長（西村泰一君） 日程第２１、市議案第２０号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第２０号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第２２ 市議案第２１号

○議長（西村泰一君） 日程第２２、市議案第２１号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第２１号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第２３ 市議案第２２号

○議長（西村泰一君） 日程第２３ 市議案第２２号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第２２号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第２４ 市議案第２３号

○議長（西村泰一君） 日程第２４、市議案第２３号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第２３号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第２５ 市議案第２４号

○議長（西村泰一君） 日程第２５、市議案第２４号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第２４号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第２６ 市議案第２５号

○議長（西村泰一君） 日程第２６、市議案第２５号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第２５号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第２７ 市議案第２６号

○議長（西村泰一君） 日程第２７、市議案第２６号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第２６号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第２８ 市議案第２７号

○議長（西村泰一君） 日程第２８、市議案第２７号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第２７号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第２９ 市議案第２８号

○議長（西村泰一君） 日程第２９、市議案第２８号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第２８号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第３０ 市議案第２９号

○議長（西村泰一君） 日程第３０、市議案第２９号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第２９号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第３１ 市議案第３０号

○議長（西村泰一君） 日程第３１、市議案第３０号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第３０号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第３２ 市議案第３１号

○議長（西村泰一君） 日程第３２、市議案第３１号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第３１号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第３３ 市議案第３２号

○議長（西村泰一君） 日程第３３、市議案第３２号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第３２号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第３４ 市議案第３３号

○議長（西村泰一君） 日程第３４、市議案第３３号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第３３号は、総務委員会に付託いたします。

日程第３５ 市議案第３４号

○議長（西村泰一君） 日程第３５、市議案第３４号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第３４号は、総務委員会に付託いたします。

日程第３６ 市議案第３５号

○議長（西村泰一君） 日程第３６、市議案第３５号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第３５号は、総務委員会に付託いたします。

日程第３７ 市議案第３６号

○議長（西村泰一君） 日程第３７、市議案第３６号須崎市農業委員会委員の任命についてから市議案第３９号須崎市農業委員会委員の任命についてまでの４議案を一括議題といたします。

○議長（西村泰一君） お諮りいたします。本案は、先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△市議案第３６号～第３９号採決

○議長（西村泰一君） これより市議案第３６号から市議案第３９号まで採決いたします。

これらの議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第３６号から市議案第３９号までは、原案に同意することに決しました。

地方自治法第１１７条の規定により、３番宮田志野さんの退席を求めます。

〔３番 宮田志野君退席〕

日程第３８ 市議案第４０号

○議長（西村泰一君） 日程第３８、市議案第４０号須崎市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

○議長（西村泰一君） お諮りいたします。本案は先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△市議案第４０号採決

○議長（西村泰一君） これより市議案第４０号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第４０号は、原案に同意することに決しました。

暫時の間、休憩いたします。

午後２時３３分 休憩

午後２時３４分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第３９ 市議案第４１号から第４３号

○議長（西村泰一君） 日程第３９、市議案第４１号須崎市農業委員会委員の任命についてから市議案第４３号須崎市農業委員会委員の任命についてまでの３議案を一括議題といたします。

○議長（西村泰一君） お諮りいたします。本案は、先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よつて、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△市議案第４１号～第４３号採決

○議長（西村泰一君） これより市議案第４１号から市議案第４３号まで採決いたします。

これらの議案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よつて、市議案第４１号から市議案第４３号までは、原案に同意することに決しました。

日程第４０ 市議案第４４号

○議長（西村泰一君） 日程第４０、市議案第４４号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第４４号は、総務委員会に付託いたします。

日程第４１ 市議案第４５号

○議長（西村泰一君） 日程第４１、市議案第４５号を議題といたします。

○議長（西村泰一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） ただいま議題となっております市議案第４５号は、総務委員会に付託いた

します。

日程第４２ 市議案第４６号

○議長（西村泰一君） 日程第４２、市議案第４６号須崎市教育長の任命についてを議題といたします。

○議長（西村泰一君） お諮りいたします。本案は、先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△市議案第４６号採決

○議長（西村泰一君） これより市議案第４６号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第４６号は、原案に同意することに決しました。

日程第４３ 陳情の付託

○議長（西村泰一君） 日程第４３、陳情の付託を行います。

今回受理いたしました陳情第１２号につきまして、お手元にお配りいたしております文書表記載のとおり、委員会に付託いたします。

各常任委員会は、さきに付託いたしました議案とともに御審議の上、来る３月２２日の本会議に御報告できますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日１４日から３月２１日までは委員会審査等のため休会し、３月２２日に会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

３月２２日の議事日程は、議案並びに陳情の審議であります。

開議時刻は午前１０時。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後２時３７分 散会

令和6年第482回須崎市議会3月定例会
陳 情 文 書 表

陳情 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者 住 所・氏 名	付 託 委員会
12	(令和) 6.2.16	地方たばこ税を活用した分煙 環境整備に関する陳情書	須崎市新町2-3-11 高知県たばこ販売協同組合 理事長 高木 幸彦	教育民生 委員会

第482回須崎市議会3月定例会会議録

議事日程

令和6年3月22日（金曜日）午前10時開議

第 1. 市議案第 1 号 専決処分の承認について

市議案第 2 号 須崎市海のまちづくり推進施設の設置及び管理に関する条例の制定について

市議案第 3 号 須崎市お試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

市議案第 4 号 須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

市議案第 5 号 須崎市監査委員の事務執行に関する条例及び須崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

市議案第 6 号 須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

市議案第 7 号 須崎市心身障害児（者）福祉年金条例の一部を改正する条例について

市議案第 8 号 須崎市水道給水条例及び須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について

市議案第 9 号 須崎市漁港管理条例の一部を改正する条例について

市議案第10号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

市議案第11号 須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

市議案第12号 須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

市議案第13号 須崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

市議案第14号 須崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

市議案第15号 須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

市議案第16号 専決処分の承認について

市議案第17号 令和6年度須崎市一般会計予算について

市議案第18号 令和6年度須崎市巡航船事業特別会計予算について

- 市議案第 19 号 令和 6 年度須崎市バス事業特別会計予算について
- 市議案第 20 号 令和 6 年度須崎市スクールバス特別会計予算について
- 市議案第 21 号 令和 6 年度須崎市国民健康保険特別会計予算について
- 市議案第 22 号 令和 6 年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について
- 市議案第 23 号 令和 6 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 市議案第 24 号 令和 6 年度須崎市介護保険特別会計予算について
- 市議案第 25 号 令和 6 年度須崎市水道事業会計予算について
- 市議案第 26 号 令和 6 年度須崎市下水道事業会計予算について
- 市議案第 27 号 令和 5 年度須崎市一般会計補正予算（第 12 号）について
- 市議案第 28 号 令和 5 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 市議案第 29 号 令和 5 年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 市議案第 30 号 令和 5 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 市議案第 31 号 指定管理者の指定について
- 市議案第 32 号 指定管理者の指定について
- 市議案第 33 号 指定管理者の指定について
- 市議案第 34 号 指定管理者の指定について
- 市議案第 35 号 指定管理者の指定について
- 市議案第 44 号 須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 45 号 債権の放棄について
- 陳 情第 10 号 子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳 情第 12 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書
- 第 2. 市議案第 47 号 須崎市副市長の選任について
- 第 3. 議会議案第 2 号 訪問介護事業所への支援を求める意見書の提出について
- 議会議案第 3 号 子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出について
- 議会議案第 4 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備支援を求める意見書の提出について
- 議会議案第 5 号 須崎市の特定利用港湾の指定を受け入れ港湾施設の早期の機能強化に向けた実現を求める意見書の提出について
- 議会議案第 6 号 須崎市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4. 閉会中の事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 まで

出席議員

1 番	高橋 祐平君	2 番	大崎 宏明君
3 番	宮田 志野君	4 番	杉山 愛子君
5 番	吉野 寛招君	6 番	松田 健君
7 番	佐々木 學君	8 番	山本 啓介君
9 番	森田 收三君	10 番	海地 雅弘君
11 番	森光 一晴君	12 番	高橋 立一君
14 番	西村 泰一君		

欠席議員

13 番	土居 信一君
------	--------

説明のため出席した者

市 長	楠瀬 耕作君	副 市 長	平井 和久君
会計管理者兼会計課長	中山 明君	総 務 課 長	梅原健一郎君
企画情報課長	宮本 良二君	プロジェクト推進室長	國澤 豊君
元気創造課長	松浦 すが君	文化スポーツ・観光課長	堅田 典寿君
防災課長	久万 敏幸君	税務課長兼固定資産評価員	森光 和明君
建設課長	楠瀬 晃君	農 林 水 産 課 長	岡田 進一君
住宅・建築課長	國廣 哲也君	環境未来課長	森光 澄夫君
長寿介護課長	濱崎 守央君	健康推進課長	中川 雄大君
市民課長補佐	戸田 一右君	福祉事務所長	山岡 伸也君
人権交流センター所長	松浦 永治君	水道課長	中村 幸二君
教 育 長	細木 忠憲君	学 校 教 育 課 長	中西 司君
生涯学習課長	小野修一郎君	子ども・子育て支援課長兼 青少年育成センター所長	寺田 良生君
港湾政策推進監	西山 文彦君	地域安全対策推進監	八木 俊之君

事務局職員出席者

局 長	嶋崎 貴寿君	主 幹	山沖 二葉君
-----	--------	-----	--------

午前10時 開議

○議長（西村泰一君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日、市長より市議案第47号の提出がありました。また、議員より議会議案第2号から第6号までの5議案の提出がありましたので、それぞれの写しを議席に配付しております。

次に、13番土居信一さんから、病気療養のため、本日1日欠席の届出があっております。

須総発第132号

令和6年3月22日

須崎市議会議長 西村 泰一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 

議案送付について

令和6年3月6日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

市議案第47号 須崎市副市長の選任について

(議会議案第3号)

令和6年3月19日

須崎市議会議長 西村 泰一 様

提出者 須崎市議会議員 森田 收三

賛成者 須崎市議会議員 杉山 愛子

〃 〃 佐々木 學

〃 〃 高橋 立一

議案提出について

下記議案を別紙のとおり須崎市議会会議規則第14条の規定により提出します。

記

子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出について

(議会議案第4号)

令和6年3月19日

須崎市議会議長 西村 泰一 様

提出者 須崎市議会議員 森田 收三

賛成者 須崎市議会議員 大崎 宏明

〃 〃 佐々木 學

〃 〃 森光 一晴

〃 〃 高橋 立一

議案提出について

下記議案を別紙のとおり須崎市議会会議規則第14条の規定により提出します。

記

地方たばこ税を活用した分煙環境整備支援を求める意見書の提出について

(議会議案第 5 号)

令和 6 年 3 月 1 9 日

須崎市議会議長 西村 泰一 様

提出者	須崎市議会議員	松田 健
賛成者	須崎市議会議員	高橋 祐平
〃	〃	大崎 宏明
〃	〃	吉野 寛招
〃	〃	森光 一晴
〃	〃	佐々木 學
〃	〃	海地 雅弘
〃	〃	山本 啓介

議案提出について

下記議案を別紙のとおり須崎市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

記

須崎市の特定利用港湾の指定を受け入れ港湾施設の早期の機能強化に向けた
実現を求める意見書の提出について

(議会議案第 6 号)

令和 6 年 3 月 2 1 日

須崎市議会議長 西村 泰一 様

提出者	須崎市議会議員	大崎 宏明
賛成者	須崎市議会議員	吉野 寛招
〃	〃	山本 啓介
〃	〃	高橋 立一
〃	〃	森田 收三
〃	〃	宮田 志野
〃	〃	佐々木 學

議案提出について

下記議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条および須崎市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

記

須崎市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 市議案第 1 号から第 3 5 号、市議案第 4 4 号、市議案第 4 5 号、陳情第 1 0 号及び第 1 2 号

○議長（西村泰一君） 日程第 1、市議案第 1 号から第 3 5 号並びに市議案第 4 4 号、第 4 5 号の

３７議案と、継続審議中であった陳情第１０号及び今議会付議されました陳情第１２号の陳情２件、これら３９件の議案及び陳情を一括議題といたします。

△委員長報告

○議長（西村泰一君） これより順次委員長の報告を求めます。総務委員会委員長、高橋祐平さん。

令和６年３月１５日

須崎市議会議長 西村 泰一 様

総務委員長 高橋 祐平

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

市議案第 ２号	須崎市海のまちづくり推進施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
市議案第 ３号	須崎市お試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
市議案第 ４号	須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 ５号	須崎市監査委員の事務執行に関する条例及び須崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 ６号	須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第１６号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第１７号	令和６年度須崎市一般会計予算について《分割》	原案可決
市議案第１８号	令和６年度須崎市巡航船事業特別会計予算について	原案可決
市議案第１９号	令和６年度須崎市バス事業特別会計予算について	原案可決
市議案第２７号	令和５年度須崎市一般会計補正予算（第１２号）について《分割》	原案可決
市議案第３３号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第３４号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第３５号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第４４号	須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第４５号	債権の放棄について	原案可決

〔総務委員長 高橋祐平君登壇〕

○総務委員長（高橋祐平君） 皆様、おはようございます。

今議会、総務委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第2号須崎市海のまちづくり推進施設の設置及び管理に関する条例の制定についてにつきまして、執行部から説明を受け、審査を進めました。委員から、貸出しをすることになった経過についてと、貸出日数の上限などについて質問があり、執行部からは、地域住民から施設を使って会合などを持ちたいとの希望があったことや、貸出日数については、柔軟に対応したいとの答弁があり、慎重に審査を進めた結果、各議案とも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第3号須崎市お試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてにつきまして、執行部からの説明を受け、審査を進めました。委員から、暮らすさきの仕事が増えることになるが、その分の委託料の増額はされているのか、委託先の検討が必要ではないかなどの質問があり、執行部からは、今回、委託料の上乗せはしている、今後移住に力を入れていく中で、出てくる広がりの中で考えていきたいとの答弁がありました。慎重に審査を進めた結果、各議案とも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第4号須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、市議案第5号須崎市監査委員の事務執行に関する条例及び須崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について及び市議案第6号須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてについて、執行部から説明を受け、審査を進めました。慎重に審査を進めた結果、各議案とも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第16号専決処分の承認についてにつきまして、執行部からの説明を受け、審査を進めました。質疑では、漬物などの業者への補助金は締切りの5月31日以降はどうなるのか、また、保健所の立場は分かるが、須崎市からも働きかけをして、事業所保護に努めてほしいとの質問や意見が出され、執行部からは、補助要綱は6年度末まで有効であり、令和3年5月31日時点で営業していた人なら、今やめていても支援ができるようになっている、また、県も管理と進行で立場が違うことがあるが、須崎市としては、程度の難しさはあるものの、事業所の立場で支援をしたいと考えている、そして、JAなどとも話ししながら事業者支援について考えを進めていきたいとの答弁があり、慎重に審査を進めた結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第17号令和6年度須崎市一般会計予算についてのうち、当委員会付託分につきまして、執行部から説明を受け、審査を進めました。質疑では、委員から、少子化対策事業について、対象は新築住宅のみか、そして、この事業の周知方法についての質問が出され、令和6年度から取得とリフォーム、賃貸でも引っ越し費用が対象になっている、また、交通安全施設整備費について、増額がされてない理由についての質問が出され、2年連続で増額してきたので、一旦ここで様子を見る、これまでの積み残し分はできるだけ解消したいと考えているとの答弁がありました。その他には、交通対策事業費、少子化対策事業費、通信環境の整備について、野外体験施設運営費、地番現況図、航空写真に関することについて、観光費などについての質問が出されました。採決に当たっては、大阪万博に関わる予算が含まれているため、反対するとの異議が

あり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第18号令和6年度須崎市巡航船事業特別会計予算についてについては、巡航船の在り方についての質問がありましたが、慎重審査の結果、執行部の説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第19号令和6年度須崎市バス事業特別会計予算についてについて、執行部からの説明を受け、審査を進めました。慎重に審査を進めた結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第27号令和5年度須崎市一般会計補正予算（第12号）についてのうち、当委員会付託分について、執行部から説明を受け、審査を進めました。慎重に審査を進めた結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第33号指定管理者の指定について、市議案第34号指定管理者の指定についての2議案について、執行部の説明を求め、慎重審査の結果、それぞれの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第35号指定管理者の指定についてにつきましては、執行部の説明を求めました。委員からは、指定期間について短過ぎではないかとの質問が出され、これまでの期間では年間を通した見通しを立てることが難しい、1年間やってみて次の指定期間を考える判断をしたとの答弁があり、慎重審査の結果、説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第44号須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてについて、執行部から説明を受け、審査を進めました。慎重に審査を進めた結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、市議案第45号債権の放棄についてについて、執行部から説明を受け、審査を進めました。慎重に審査を進めた結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で御報告終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 産業建設委員会委員長、吉野寛招さん。

令和6年3月18日

須崎市議会議長 西村 泰一 様

産業建設委員長 吉野 寛招

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第 8号 須崎市水道給水条例及び須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について 原案可決

市議案第 9 号	須崎市漁港管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 16 号	専決処分の承認について《分 割》	原案承認
市議案第 17 号	令和 6 年度須崎市一般会計予算について《分 割》	原案可決
市議案第 23 号	令和 6 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決
市議案第 25 号	令和 6 年度須崎市水道事業会計予算について	原案可決
市議案第 26 号	令和 6 年度須崎市下水道事業会計予算について	原案可決
市議案第 27 号	令和 5 年度須崎市一般会計補正予算（第 12 号）について《分 割》	原案可決
市議案第 28 号	令和 5 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
市議案第 30 号	令和 5 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 3 号）について	原案可決

〔産業建設委員長 吉野寛招君登壇〕

○産業建設委員長（吉野寛招君） おはようございます。

今議会、産業建設委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第 8 号須崎市水道給水条例及び須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。慎重審査の結果、これを適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第 9 号須崎市漁港管理条例の一部を改正する条例についてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。慎重審査の結果、これを適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第 16 号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分につきまして、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。委員から、地方創生臨時交付金事業についての質問が出され、今後も漁協と情報共有してやっていくとの答弁を受けました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第 17 号令和 6 年度須崎市一般会計予算についてのうち、当委員会付託分につきまして、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。委員から、須崎総合高校通学路整備推進基金積立金についての質問が出され、執行部からは、令和 9 年まで積み立て、その後、協議するとの答弁を受けました。他の委員から、辺地対策事業費についての質問があり、執行部からは、災害が起きたときには臨機応変に対応するとの答弁を受けました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第 23 号令和 6 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。慎重審査の結果、これを適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第 25 号令和 6 年度須崎市水道事業会計予算について、市議案第 26 号令和 6 年度須崎市下水道事業会計予算についての 2 議案につきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。慎重審査の結果、執行部の説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可

決すべきものと決しました。

次に、市議案第27号令和5年度須崎市一般会計補正予算（第12号）についてのうち、当委員会付託分につきまして、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第28号令和5年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第30号令和5年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）についてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 教育民生委員会委員長、森田收三さん。

令和6年3月19日

須崎市議会議長 西村 泰一 様

教育民生委員長 森田 收三

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第 1 号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第 7 号	須崎市心身障害児（者）福祉年金条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第10号	須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第11号	須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第12号	須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第13号	須崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第14号	須崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第15号	須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決

市議案第16号	専決処分の承認について（R5一般補正第11号）《分割》	原案承認
市議案第17号	令和6年度須崎市一般会計予算について《分割》	原案可決
市議案第20号	令和6年度須崎市スクールバス特別会計予算について	原案可決
市議案第21号	令和6年度須崎市国民健康保険特別会計予算について	原案可決
市議案第22号	令和6年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
市議案第24号	令和6年度須崎市介護保険特別会計予算について	原案可決
市議案第27号	令和5年度須崎市一般会計補正予算（第12号）について《分割》	原案可決
市議案第29号	令和5年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	原案可決
市議案第31号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第32号	指定管理者の指定について	原案可決

令和6年3月19日

須崎市議会議長 西村 泰一 様

教育民生委員長 森田 收三

請願・陳情審査報告書

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第143条第1項及び第145条の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	提 出 者	審査結果
陳第10号	子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書《令和5年 継続》	高知市升形4-28 ダイアパレス升形102 高知自治労連内 保育の公的保障の拡充を 求める大運動高知県実行 委員会 会長 田中 きよむ	採 択
陳第12号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	須崎市新町2-3-11 高知県たばこ販売協同組 合 理事長 高木 幸彦	趣旨採択

〔教育民生委員長 森田收三君登壇〕

○教育民生委員長（森田收三君） おはようございます。

今議会、教育民生委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第1号専決処分の承認についてにつきまして、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第7号須崎市心身障害児（者）福祉年金条例の一部を改正する条例について、市議案第10号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援

施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、市議案第11号須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について、市議案第12号須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、市議案第13号須崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、市議案第14号須崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、市議案第15号須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、以上の7議案につきまして、それぞれ執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。その結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第16号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分につきまして、それぞれ執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。その結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第17号令和6年度須崎市一般会計予算についてのうち、当委員会付託分につきまして、それぞれ執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。審査の中で、委員から、学校給食センターの整備や生活保護受給者数などについて質問があり、執行部から答弁を受けました。そして、委員から、この予算にはマイナンバーカードに関連する予算が計上されていること、学校統合に向けた取り組みに関連する予算が計上されていることから反対するとの意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第20号令和6年度須崎市スクールバス特別会計予算について、市議案第21号令和6年度須崎市国民健康保険特別会計予算について、市議案第22号令和6年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について、市議案第24号令和6年度須崎市介護保険特別会計予算について、以上の4議案につきまして、それぞれ執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。その結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第27号令和5年度須崎市一般会計補正予算についてのうち、当委員会付託分につきまして、それぞれ執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。その結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第29号令和5年度須崎市介護保険特別会計補正予算についてにつきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。その結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第31号指定管理者の指定について、市議案第32号指定管理者の指定について、以上の2議案につきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。その結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情について御報告いたします。

当委員会に付託され、継続審査となっておりました陳情第10号子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、前回、陳情内容の詳細を陳

情者へ確認すべきとの意見があったため、事務局長よりその報告がありました。その後の審査の中で、委員から、保育士の配置基準が改善されることとなったが、さらなる配置基準の引上げは求められているため、採択にすべきとの意見が出されました。挙手による採決の結果、可否同数であったため、須崎市議会委員会条例第17条の規定により、委員長裁決し、採択すべきものと決しました。

続きまして、今議会、教育民生委員会に付託されました陳情につきまして御報告いたします。

陳情第12号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書につきましては、陳情事項のうち、一部に意見を異にすることから、挙手による採決の結果、趣旨採択とすべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 以上で、ただいま議題となっております議案及び陳情に対する委員長報告は終わりました。

△委員長報告に対する質疑

○議長（西村泰一君） これよりただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△討 論

○議長（西村泰一君） これより討論に入ります。3番宮田志野さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 私は、日本共産党市議団を代表して、市議案第17号、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

市議案第17号令和6年度須崎市一般会計予算について、委員長報告は、原案可決でした。この予算には、おむつ購入費助成の開始や高齢者など福祉タクシー事業や就学援助制度、木造住宅耐震事業など、拡充された予算もあり、市民の要求を実行したものも含まれ、おおむね賛成するものです。しかし、マイナンバーカード関連や大阪・関西万博に関係する予算、小・中学校統合に関係するものが含まれることから、反対するものです。

政府がマイナンバー制度全体を推進するのは、財界の要求に応じてきたからで、大企業の税や社会保障料を削減することが目的です。インボイス制度の導入や消費税増税などで、国民には重税を強いる一方、経済界の言うとおりに行っているのがこの制度です。そんな中、マイナ保険証の利用率は僅か数%で、受診の際にはほとんど使われておらず、多くの医療機関が今の保険証の存続を求めています。個人情報を集めて、民間企業に流れ、ビジネスに使われれば、プライバシーの侵害などの重大な被害を国民が受ける可能性も十分に考えられ、マイナンバーカード交付事務費、約900万円の予算は認めることができません。

次に、大阪・関西万博の会場となる夢洲は、ごみや建設残土などでできた人工島で、そもそも大規模施設の建設などには最も不適切な場所です。軟弱地盤や土壌汚染の対策、インフラ整備が必須で、資材や人件費の高騰などで、当初予算の4倍の1兆円を超えることが明らかになってい

ます。来年４月開催予定ですが、外国のパビリオン建設やチケットの販売も大幅に遅れており、世論調査でも開催反対が多数で、賠償金額が少しでも低いうちに中止せよとの声が湧き起こっています。万博開催に便乗した大型開発などで、総額９兆７，０００億円という巨額な税金が使われようとしています。ＩＲ、カジノを含む総合型リゾートを目的とした万博は、国民の生活を助けるものではありません。能登や東日本大震災の被災者や国民の生活のために予算を大幅に増やすことを最優先にするべきだと考え、２０２５年日本国際万博会に関係する予算については、反対いたします。

最後に、学校統合は、住民合意の下、進めるべきですが、中学校の存続を希望する保護者が市との意見交換を重ねている地域もあり、統合の対象となる中学校区全てにおいて、合意形成に至っているとは言えません。合意の得られた地域から、統合に向けての準備、対応をしていくのであれば、施設改修や交流事業は必要であり、それらの予算にも賛成をするものですが、残念ながら、市で一括して進めていくという御答弁でしたので、賛成いたしかねます。住民の気持ちを置き去りにして、行政は進めてはならないと考えており、教育費として計上されている学校統合に向けた予算についても反対いたします。

以上の理由により、市議案第１７号に対して反対いたします。

○議長（西村泰一君） ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） これにて討論を終結いたします。

△市議案第１７号採決

○議長（西村泰一君） これより採決に入ります。

まず、市議案第１７号令和６年度須崎市一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西村泰一君） 起立多数であります。よって、市議案第１７号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第１号～第１６号、第１８号～第３５号、第４４号、第４５号採決

○議長（西村泰一君） 次に、市議案第１号から第１６号及び市議案第１８号から第３５号並びに市議案第４４号、第４５号、以上３６議案を一括して採決いたします。

これらの議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決、または原案承認であります。これらの議案を委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第１号から第１６号及び市議案第１８号から第３５号並びに市議案第４４号、第４５号、以上３６議案は、原案可決、または原案承認とすることに決しました。

△陳情第１０号採決

○議長（西村泰一君） 次に、陳情第１０号子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意

見書の提出を求める陳情書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西村泰一君） 賛成者は6人であります。可否同数と認め、地方自治法第116条の規定により、議長において本陳情に対する可否を採決いたします。

本陳情について、議長は不採択と決定いたします。

△陳情第12号採決

○議長（西村泰一君） 次に、陳情第12号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西村泰一君） 起立全員であります。よって、陳情第12号は趣旨採択と決しました。

ここで、暫時の間、休憩をいたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 市議案第47号

○議長（西村泰一君） 日程第2、市議案第47号須崎市副市長の選任についてを議題といたします。

△議案説明

○議長（西村泰一君） 議案の説明を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

市議案第47号副市長の選任について御説明いたします。

追加議案書の1ページでございます。本議案は、地方自治法第162条の規定に基づきまして、高知県須崎市多ノ郷甲5960番地、梅原健一郎氏を副市長に選任することにつきまして同意をお願いするものでございます。

なお、履歴書を2ページに掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西村泰一君） 以上で議案の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案は、先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

○3番（宮田志野君） この人事案は突然に出てまいりました。もう少し手前に発表していただくとかしていただかないと、私たち、検討することもできません。どうしてこういうことになったのか、その経過についてお伺いいたします。

○議長（西村泰一君） それは質疑でしょうか。

○3番（宮田志野君） はい。

○議長（西村泰一君） 委員会への付託については大丈夫ですか。

○3番（宮田志野君） 委員会付託もされてないということで、もう一度お伺いいたします。どうしてそういうことになるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西村泰一君） 暫時の間、休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長は質疑を認めます。市長。

○市長（楠瀬耕作君） 副市長人事案件でございますので、通常どおりの情報の出し方をしたつもりでございまして、それをこの議場で御審議をいただくという形であろうかというふうに思っております。

○議長（西村泰一君） 宮田さん。

○3番（宮田志野君） 審議いただくと言われましたけども、審議は実際はほとんどされません。そういう慣例であるということは存じておりますけども、もう少し前もって私たちに知らせていただきたいということをお願いいたしておきます。

○議長（西村泰一君） 委員会への付託のことについて、併せて言うてますんで、言及していただいたら。

○3番（宮田志野君） すみません、委員会付託についてもお尋ねいたします。なぜ……。

○議長（西村泰一君） お尋ねやなくて、省略することに反対と言ったら。

○3番（宮田志野君） 失礼いたしました。委員会付託について、省略することに異議を唱えるものでございます。

○議長（西村泰一君） ただいま宮田議員のほうから、委員会付託への省略について、反対との御意見がございました。

そこで、本議会におきまして、議長においてお諮りをいたします。議長提案のとおり、委員会への付託へ省略することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（西村泰一君） 起立多数でございます。よって、委員会への付託を省略することに決しま

した。

△市議案第４７号採決

○議長（西村泰一君） これより市議案第４７号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西村泰一君） 起立多数であります。よって、市議案第４７号は、原案に同意することに決しました。

暫時の間、休憩いたします。

午前１０時３７分 休憩

午前１０時３８分 再開

○議長（西村泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第３ 議会議案第２号から第６号

○議長（西村泰一君） 日程第３、議会議案第２号から第６号までの５議案を一括議題といたします。

△議案説明

○議長（西村泰一君） 提案理由の説明を求めます。１番高橋祐平さん。

〔１番 高橋祐平君登壇〕

○１番（高橋祐平君） 議会議案第２号訪問介護事業所への支援を求める意見書についてを提案理由を案文をもって説明させていただきます。

厚生労働省が決定した２０２４年度の介護報酬改定により、訪問介護事業所の来年度以降の経営はさらに厳しくなると事業所より声が上がリ、支援が望まれております。２０２４年度の介護報酬は、介護サービス全体で１．５９％のプラス改定、うち０．９８％は介護職員の賃上げでございますけれども、介護訪問サービスの基本報酬は２％の引下げとなっております。基本報酬の引下げとなった背景として、介護事業経営実態調査にて訪問介護は、全国的にはほかの介護サービスより経営が安定しているという結果が出たことにございます。しかし、地方の訪問介護の現実には、市街地から遠方で暮らす被介護者の介護サービスの提供もあり、効率的な経営は難しく、経営実態は調査結果とかけ離れている、また、介護報酬は公定価格のため、ガソリン代や介護物品などの価格上昇があるにもかかわらず、価格転嫁も難しい。これにより、経営の悪化に拍車がかかっております。そのため、今回の引下げにより、地方の介護サービスが立ち行かなくなってしまうと、現状の介護施設数から考えると、入所待ちが出てしまうこと、入所させる費用が賄えない家庭により、介護難民が増えることが予想され、介護を自ら行わなければならないことから、介護離職を引き起こし、地域の働き手の減少と収入の減少により生活が苦しくなる家庭が増えることが容易に想像できます。高齢化率が高まる私たち地域において、訪問介護事業者の経営安定

は、地域社会に必要不可欠だと考えます。よって、高知県には在宅介護を必要とされている方に安定した介護を提供できるよう、訪問介護事業所を支援することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

送付先は、高知県知事。

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 9番森田収三さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 議会議案第3号子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出につきまして、提案理由を説明いたします。

保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子供の発達を保障し、命を守るため不可欠な社会的資源になっています。保育所の機能拡充が進む一方、職員配置や施設基準の改善は国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しており、保育所での事故が増えていることを踏まえれば、現在の配置基準は不十分で、子供の命と安全を守るために保育士増員が急務となっています。政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして、こども未来戦略方針を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で、75年ぶりの配置基準改善として、（1）1歳児の子供6人に対し保育士1人の基準を5対1に、（2）4、5歳児の基準を子供30人に対し保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれました。この内容を踏まえ、国におかれては、必要な財源を確保し、こども未来戦略方針に示した配置基準の改善を速やかに実施することを要望し、地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣ほか、意見書にあるとおりでございます。

続きまして、議会議案第4号地方たばこ税を活用した分煙環境整備支援を求める意見書の提出につきまして、提案理由を説明いたします。

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が公布され、望まない受動喫煙防止のため、多くの公共施設、民間事業者から灰皿が消えることとなりました。これにより、喫煙者が特定の喫煙場所に集中し、また、路上で喫煙するようになり、かえって望まない受動喫煙を誘発する状況となっています。

令和6年度与党税制改正大綱では、屋外分煙施設等の整備の促進として、望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前、商店街、公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設、そのほかの必要な予算措置を講ずるなど、積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととするとされており、また、本年1月に、総務省自治税務局から発出された令和6年地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等については、健康増進法において、望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備等が地方団体の努力義務とされていること及び令和6年度与党税制改正大綱を踏まえ、地方たばこ税の活用を含め、必要な予算措置を講ずるなど、積極的に取り組んでいただきたいこと、地方団体が行う一定の屋外分煙施設の整備に要する経費については、特別交付税措置を講じているところであるが、令和6年度からは民間事業者等が行う

一定の屋外分煙施設の整備に対する助成に要する経費についても、当該措置の対象に追加することとしており、これも踏まえ、積極的に整備に取り組んでいただきたいことと記載されており、分煙環境整備への積極的な取り組みの必要性が強く指摘されています。分煙環境整備は、喫煙者、非喫煙者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現につながり、そして、今後の地方たばこ税の安定的な確保にも資するものです。

よって、国におかれては、分煙社会の実現と望まない受動喫煙防止の推進を図るため、１、事業者が喫煙場所の設置や排気設備の更新を進めるための支援を拡充すること。２、地方たばこ税を活用した分煙環境整備を促進する制度を創設することを要望し、地方自治法第９９条の規定に基づき、別紙のとおり、意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣ほか、意見書にあるとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、全会一致の御賛同をお願いいたします。

○議長（西村泰一君）　６番松田健さん。

〔６番　松田健君登壇〕

○６番（松田健君）　議会議案第５号須崎市の特定利用港湾の指定を受け入れ港湾施設の早期の機能強化に向けた実現を求める意見書の提出について、案文を朗読して説明をさせていただきます。

昨今の世界情勢において、ロシアによるウクライナ侵攻を契機とした力による一方的な現状変更の試みが世界秩序の崩壊につながる懸念がこれまでになく高まっている状況だと承知しており、政府において、特定利用空港、港湾は有事に備えて、平時から自衛隊や海上保安庁の船舶や航空機が円滑に利用できるようにするものと理解をしています。さらには、近年、日本各地で度々起きている大規模な自然災害から国民の生命、身体、財産を守り、経済活動にも支障が少なく、不安のない日常生活基盤を守るための施策と認識をしています。本市も、地形的に恵まれた良好な港湾を擁し、石灰石の生産やセメント製造等の大企業が立地をしていることで、四国一の貨物量の多い港湾として発展をしています。しかし、恵まれた地形がゆえに、南海地震やチリ津波の歴史的な被害も受け、３・１１東北大震災のときでも、漁業者を中心に３０億円近い被害額を被り、西日本エリア最大の被害を受けた港湾でもあります。港湾を中心として、近隣市町村の産業や生活を支え、栄えてきた本市の使命において、特定利用港湾の指定を受け入れ、地域産業を支える商業港湾の地域振興と有事に備える特定利用港湾の機能強化は必須だと認識を共有するものです。

つきましては、国と県は連携をして、地域住民に対しても説明責任が果たせるよう、重要な情報を共有していただき、今後の有事を含む自然災害に対する万全の体制を構築するための施策、財政措置を早期に実現していただきますよう強く要請いたします。

１、総合的な防衛体制の強化と多大な被害が想定される南海トラフ地震から住民の生命、身体、財産を守るための万全な公共インフラ整備と機能強化を早期に実現すること。

２、国、県において、住民の不安を取り除く説明責任を果たし、円滑な利用促進が可能になる情報開示と事業の促進を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、防衛大臣、高知県知事でございます。

以上で説明を終わります。全会一致で承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 2番大崎宏明さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 議会議案第6号須崎市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

本市では、出生数の減少などに伴い、人口が減少し続けている状況でございます。そこで、少子化対策の一環として、子育てしやすいまちづくりに取り組むべきであり、また、あわせて、高校生等の保健の向上と福祉の推進を図る目的からも、現在の中学校卒業までの医療費の助成を高校卒業までに引き上げるものでございます。

改正内容は、第1条中「生徒」の次に「、高校生等」を加えるとともに、第2条第2号及び第3号中「第5号」を「第6号」に、また、同条第4号中「次号」を「第6条」にそれぞれ改め、同条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第5号として「高校生等 次号に定める者を除く15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年10月1日から施行することといたしております。

以上で説明を終わりますが、全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西村泰一君） 以上で議案の説明は終わりました。

○議長（西村泰一君） これより議会議案第2号から第6号までの5議案について一括して質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（西村泰一君） お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら5議案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よって、これら5議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

△討 論

○議長（西村泰一君） これより討論に入ります。4番杉山愛子さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 日本共産党の杉山愛子です。

私は、日本共産党須崎市議団を代表しまして、議会議案第5号須崎市の特定利用港湾の指定を受け入れ港湾施設の早期の機能強化に向けた実現を求める意見書の提出について、反対の立場で討論を行います。

特定利用港湾は、国家安全保障戦略において、有事に備えた防衛力強化の一環として指定が図られているものです。政府は、これまで、自衛隊等が年に数回、訓練などに円滑に利用できるよ

う、連絡調整の枠組みをつくるものであって、米軍の使用や自衛隊の配備を想定していないこと、平時における利活用であり、住民の暮らしを脅かすものではないと説明をしています。しかし、県議会２月定例会において、枠組みにおける平時には、重要影響事態や存立危機事態も入ることが明らかとなりました。重要影響事態とは、そのまま放置すれば、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態であり、米軍への後方支援が可能となります。存立危機事態は、第三国への攻撃であっても、それにより日本の存立が脅かされるような明白な危険があると認められれば、自衛隊による武力行使も可能になる事態です。そのような場合に、物資の輸送や自衛隊の機動展開などに使用する港は、相手国の武力攻撃の対象となることが国際法上も禁止されておらず、住民の被るリスクは十分に想定されます。県民の命や暮らしが犠牲となるような可能性を含んだ枠組みにもかかわらず、県民への説明はほとんど行われず、パブリックコメントの募集なども行われていない中で、３月中に確認文書を取り交わすとの調整が拙速に進められています。今週、３月１８日には、住民より県民への説明を行い、住民論議ができるよう、情報を開示することと、拙速な受入れ表明は行わないことを要望する署名８２２筆が楠瀬市長に提出されました。翌１９日には、県知事に４，２６０筆が提出されています。今、国に要望すべきは、県民の知る権利、意見表明の権利を守るための施策であって、指定の受入れによるインフラの整備促進ではありません。特定利用港湾の指定が災害時の円滑な支援にも資するとの主張がありますが、災害対策の迅速な取り組みは、私たちも重要と考えております。そうであれば、特定利用港湾の指定候補は全国各地にあるべきであります。３２の候補のほとんどが九州、沖縄地方に集中していることと矛盾しています。特定利用港湾の指定は、台湾有事などに備えた戦争の準備であることが指摘されており、さきに述べたように、重要影響事態や存立危機事態などに利用することができる枠組みとなることは、日本が他国から武力攻撃を受けていないにもかかわらず、海外で戦争を行う米軍などに加担し、戦争に参加することにもなり得ます。恒久平和をうたった日本国憲法にのっとり、私たちは戦争の準備ではなく、戦争回避のための外交努力などに力を尽くすべきと考えることから、本議案に反対いたします。

議員の皆様には、産業振興や災害対策のための港の整備にメリットがあるとお考えの方もいらっしゃると思いますが、何よりも大事なことは、平和を未来につなぐことと考え、どうか賢明な御判断をお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（西村泰一君） ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） これにて討論を終結いたします。

△議会議案第２号採決

○議長（西村泰一君） これより採決に入ります。

まず、議会議案第２号訪問介護事業所への支援を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西村泰一君） 起立全員であります。よって、議会議案第２号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議会議案第3号採決

- 議長（西村泰一君） 次に、議会議案第3号子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（西村泰一君） 賛成者は6人であります。可否同数と認め、地方自治法第116条の規定により、議長において本議会議案に対する可否を裁決いたします。本議会議案について、議長は否決と決定いたします。

△議会議案第4号採決

- 議長（西村泰一君） 次に、議会議案第4号地方たばこ税を活用した分煙環境整備支援を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（西村泰一君） 起立全員であります。よって、議会議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議会議案第5号採決

- 議長（西村泰一君） 次に、議会議案第5号須崎市の特定利用港湾の指定を受け入れ港湾施設の早期の機能強化に向けた実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（西村泰一君） 起立多数であります。よって、議会議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議会議案第6号採決

- 議長（西村泰一君） 次に、議会議案第6号須崎市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（西村泰一君） 起立全員であります。よって、議会議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4 閉会中の事務調査について

- 議長（西村泰一君） 日程第4、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ、所管部門において事務調査を行うことにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西村泰一君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会

中も必要に応じ、事務調査を行うことに決しました。

△字句等の整理

○議長（西村泰一君） お諮りいたします。今期定例会中の発言取消し、発言訂正等の字句等の整理につきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西村泰一君） 御異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、これを議長に委任することに決しました。

○議長（西村泰一君） 以上で今期定例会に付議されました議件は全て議了いたしました。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 閉会前の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本定例会に御提案申し上げました各議案につきまして、いずれも慎重審議の上、適切な御決定をいただき、誠にありがとうございました。

本定例会中に頂戴いたしました数々の御意見や御提言につきましては、真摯に受け止め、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

まず、議席に置かせております企業版ふるさと納税事業一覧という書類を置かせていただいておりますが、これ、令和5年度に当市に対しまして納税いただきました企業版ふるさと納税の一覧でございます。中身を御確認をいただければ幸いです。本当にありがたい浄財でございまして、改めて納税いただきました企業様には感謝申し上げる次第でございます。納税いただきました御意向に添うべく、議会の皆様と御相談させていただきながら、有意義な予算化を図っていきたいと考えております。取り急ぎでございますが、本年度の現状の企業版ふるさと納税の状況の御報告をまずさせていただきます。

本年4月からは、本定例会で同意をいただきました梅原健一郎新副市長と竹内新新教育長と共に、新しい体制で職員の総力を結集し、市政の発展と市民福祉の向上に誠心誠意努めていく所存でございますので、議員の皆様にはより一層の御指導、御協力をお願いいたします。

そして、このたび、3月末日をもって退任となります平井和久副市長には、2年にわたり、本市副市長として御尽力をいただきありがとうございました。厳しい財政状況の中、本市の課題に対し、持ち前の行政手腕を発揮していただき、重責を担っていただいたことに対して、心より感謝申し上げますとともに、県に復帰されました後もますます御活躍されますことをお祈りいたします。

また、同じく3月末日をもって退任となります細木忠憲教育長には、12年にわたり、本市教育長として教育行政の発展に大きく力を発揮していただきました。この間、市内小・中学校普通教室へのエアコンの設置や、教育現場におけるICT環境の整備、地域自主組織制度の導入、また、図書館等複合施設及び学校給食センターの整備事業なども着実に進展させていただくなど、

多数の実績を残していただきましたことに対して、心より感謝申し上げます。細木教育長におかれましては、教育行政のみならず、須崎市政の発展のため、引き続き御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。

桜の便りも聞こえてくるような穏やかな季節となつてまいりました。議員の皆様並びに市民の皆様におかれましては、新年度にかけて何かとお忙しい時期かと存じますが、健康には十分御留意をいただき、ますます御活躍されますよう心から御祈念申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村泰一君） 3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、市長及び議員から提出されました議案等、また、行政全般にわたり熱心に御審議をいただき、本日予定どおりの日程で全議案を議了し、ここに閉会の運びとなりました。この間の議員、市長をはじめ執行部の皆様方の御協力に対しまして、心から感謝、御礼を申し上げます。

さて、本年1月1日の能登半島地震により無念にも犠牲になられました方々に哀悼の意を表するとともに、被災されました全ての方々に心からお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復興を願うものであります。

そして、被災されました珠洲市、輪島市の惨状を報道で目にいたしますと、近い将来の須崎市を映しているようで、心が締めつけられる思いがいたしました。改めて高台整備を含む事前防災の必要性を痛感いたしました。議会といたしましても、執行部と共に法整備に向けて、より一層、関係機関に要望を続けてまいりたいと考えております。

また、本年3月31日に退職されます副市長、教育長をはじめ、そして、関係課長の皆様方には、今後ともお体に留意をされ、さらなる御活躍を期待するところでございます。

最後になりましたが、皆様方におかれましては、新年度を迎え、何かと御多用のこととは存じますが、健康にはくれぐれも御留意されますよう御祈念申し上げます。閉会前の挨拶といたします。

これをもちまして第482回須崎市議会3月定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会副議長

須崎市議会議員

須崎市議会議員

須崎市議会議員

第482回須崎市議会3月定例会一般質問・関連質問 目次（参考資料）

順番	質問者氏名	通 告 の 内 容	ページ
1	11番 森光一晴	1. 市長の政治姿勢について ①木造家屋耐震化の補助拡充策について *家屋耐震シェルター設置を補助対象とすることについて聞く。 ②日本一健康な市を目指すことについて *不適切な飲酒量を減らすことについて聞く。 ③高台整備について *小規模な高台整備は何か所予定しているのか、またどれぐらいの住宅建設が可能か聞く。 ④人口減少問題について *人口流出に歯止めをかけ、定住人口が増えるような施策について聞く。 ⑤土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）対策について *外壁強化や防護壁設置への補助金制度創設について聞く。 2. 当面する課題について ①市営路線バスの運行と地震・津波防災対策、避難誘導訓練について（企画情報課） *バス車内への避難道の掲示について聞く。 *行政と運行会社が連携を取って、避難場所への避難誘導訓練を実施できないか問う。 ②スクールバスの運行と地震・津波防災対策、避難誘導訓練について（学校教育課） *バス車内への避難道の掲示について聞く。 *行政と運行会社が連携を取って、避難場所への避難誘導訓練を実施できないか問う。 ③保育園送迎バスの運行と地震、津波避難誘導訓練について（子ども・子育て支援課） *保育園児どのように避難誘導するか聞く。 *行政と運行会社が連携を取って、避難場所への避難誘導訓練を実施できないか問う。 ④野見湾の整備について *自然を利用した海上釣りいかだや磯釣り場を整備し、釣り客などの流動人口を増やす取り組みについて聞く。 ⑤展望台の設置について *大谷から中ノ島への間の見晴らしのよい場所に展望台を設置することについて聞く。 ⑥地震・津波発生時の要支援者リストについて *地区の部落長や婦人部長などにリストを提供することについて聞く。	40 41 43 44 44 45 45 46 46 46 46 47 48 48
2	9番 森田収三	1. 市長の政治姿勢について ①4期目の決意について *優先順位をつけるとすればどれなのか聞く。 *提案趣旨説明で述べ切れてない内容について問う。 2. 当面する課題について ①防災、減災対策について	49 49

		*今回の小規模高台造成は、宅地分譲のためか、それとも震災復興のための整備なのか聞く。 *住民への避難場所の再確認の徹底について聞く。 *避難所の整備拡充について聞く。 *防災・減災に消防団の果たす役割は大きい。各消防団の充足や出動手当、訓練参加手当の状況について聞く。 *住宅耐震補強事業の更なる予算上乘せについて問う。 ②観光振興について *浦ノ内湾の南岸各地区をつなぐ道路を整備し、観光資源とすることについて市長の所見を聞く。 *浦ノ内湾の浮遊ごみをごみ回収船で回収できないか問う。 *横浪スカイラインの景観の保持をするための清掃や伐採の計画はどうなっているのか聞く。 *釣りバカシティ宣言の意図について聞く。 *「釣りバカ日誌」の鈴木建設須崎出張所の今後の展開について聞く。 *釣りバカシティ宣言をしたからには迎え入れる環境整備が必要。難題が起きている地区の解決策を聞く。 *修学旅行生に放流事業を体験してもらってお魚のまちをアピールする考えはないか市長に問う。 ③放課後児童健全育成事業について *かわうそ児童クラブのプール金について、その後の進捗状況について聞く。 *削減されたのは何年度のこういった補助金であったのか、また不足分の支援はどのようにしたのか聞く。 ④食品衛生法の改正に伴う救済策について *漬物製造者への事業継続支援策について聞く。	5 1 5 2 5 2 5 3 5 4 5 4 5 5 5 6 5 6 5 6 5 7 5 7 5 8 5 9 6 0
3	1 2 番 高橋立一	1. 市長の政治姿勢について ①市長 4 期目の政策など今後の取り組みについて *福祉分野等の予算削減や市職員の給与カットなどのない財政運営について考えを聞く。 *市長 4 期目、今後 4 年間の決意について聞く。 ②高台移転について *高台移転に向けた考えを改めて聞く。 2. 当面する課題について ①特定重要拠点の候補地検討について *須崎港が候補地になったが、市民を危険にさらすことがないようにすべきだ。市長の所見を問う。 *国や県から市への説明や打診的なことはあったのか。これらに対する市長の考えも併せて聞く。 *説明の内容について聞く。 3. その他 ①食品衛生法改正について *法改正に対応する施設整備や機器導入への補助金の申請状況と申請数に対する担当課長の考えを聞く。 *製造販売を個人的な楽しみや人とつながる喜びとしてきた方も多し。これからの取り組みの展望を聞く。	6 1 6 2 6 3 6 4 6 5 6 5 6 7 6 8

4	4 番 杉山愛子	1. 学校統合計画について	
		* 第3期須崎市教育大綱、教育振興基本計画における子供たちの教育ビジョンについて市長に問う。	6 9
		* 上分地区での意見交換会を経て、市長は地域住民の理解を得られているという認識か問う。	7 0
		* 計画を見直す、もしくは地域ごとに段階的に進めるなど軌道修正をするべきではないか。市長の見解を聞く。	7 1
		* 適正配置計画が策定されて9年が経つ。配置基準の見直しは行わないのか聞く。	7 2
		* 上分中学校の当面の存続や地域ごとの統合といった柔軟な軌道修正ができないか聞く。	7 3
		* 計画と財源の関係について聞く。	7 4
		2. 須崎港の特定重要拠点化について	
		* 特定利用港湾への指定について、2月13日の国からの説明内容について聞く。	7 4
		* 指定により何が変わるのか聞く。	7 5
		* 自衛隊の訓練などの利用頻度、1回の訓練に要する期間などの説明は受けたのか聞く。	7 5
		* 米軍利用はない、民生利用優先とのことだが、状況が変われば指定を解除できるのか聞く。	7 5
		* 知事は国と双方にメリットがあると発言しているが、市長はどう考えているか問う。	7 6
		* 有事の際に攻撃の標的になるリスクを負う可能性が出てくると思うが、市長の認識を問う。	7 6
5	5 番 高橋祐平	* 戦争を放棄した日本国憲法に違反するとの認識はないか市長に問う。	7 7
		* 市長は特定港湾の枠組みについて、市民に説明した上で民意を諮って、県や国に伝えるつもりはあるのか聞く。	7 8
		* 市民への説明会はどのようなスケジュールで行うのか、県との意見交換会の日程も併せて聞く。	7 9
		3. 保育園・学校の給食について	
		* オーガニック給食の導入など、食育を調整する組織の立ち上げを検討できないか聞く。	8 1
		* 学校給食でのパンなどに使用する小麦粉を県内産または国産にすることはできないか聞く。	8 2
		1. 防災行政について	
		①仮設住宅用地の候補、確保について	
		* 仮設住宅の建設候補地を検討しているか市長に聞く。	8 3
		* 現在、検討している高台開発では、避難場所や仮設住宅の用地として使う計画はあるのか、市長に聞く。	8 4
		②備蓄物資の充実と備蓄倉庫の建設について	
		* 現在、食料、水、簡易トイレ、毛布はどの程度備蓄されているのか、担当課長に聞く。	8 5
		* 各避難所への配布ができるような大規模な備蓄倉庫の建設について市長の所見を問う。	8 5
		* 備蓄倉庫は最終的に幾つぐらい造るのか担当課長に聞く。	8 6
		③災害廃棄物について	
		* 災害廃棄物への対応について、行政だけでは処理しきれ	

		ない状況が考えられるが、市長の所見を問う。 ＊実績のある大栄環境グループと早急に災害廃棄物等に関する協定を締結すべきだと考えるが、市長の所見を問う。 2. 当面する課題について ①報酬等審議委員会の開催の要請について ＊条例改定を伴う監査委員や特別職の報酬について、報酬等審議委員会の開催の要請をしてはどうか聞く。 ②南地区から朝ヶ丘中学校へ通う生徒の交通手段確保について ＊4月入学当初より交通手段確保を予定していると聞いているが、具体的な内容を教育長に聞く。 ③地域のスポーツ振興について ＊スポーツに対する社会的効果についてどのように考えているか、市長に聞く。 ＊地域のスポーツ振興に対する補助制度を創設し、審査会を設立して、交付が妥当な団体を協議していくことができないか、市長に聞く。	8 7 8 8 8 9 9 0 9 1 9 2
6	10番 海地雅弘	1. 市長の政治姿勢について ＊公約に対して4年間で振り返り、出来たこと、出来なかったことなど所感を問う。 ＊4期目に臨むに当たり、提案趣旨説明でも言い切れなかった抱負や具体的な政策を聞く。併せて、市長が考える須崎市が今後目指すべき方向、目指さなければいけない方向など聞く。 ＊大型事業への財政対応と現在の財政状況を聞く。 ＊財政指数の目標に対して、到達年度をいつごろと設定しているのか聞く。 ＊市民の提案が実現できるような柔軟な市政運営について聞く。 ＊これからの須崎市における具体的な地震災害に対する防災対策への考えを聞く。 ＊安心、安全なまちづくりのための駐車場と避難タワーの設置について所見を聞く。 ＊駐車場としての南北道路活用について聞く。 ＊避難道沿いにある耐震補強のできていない家屋の耐震補強が急務と考えるが、所見を問う。 ＊海のまちプロジェクトについて、中心市街地の皆さんに定期的に広報し、情報を共有するべきではないかと考えるが、所見を聞く。 ＊市長の考える海のまちプロジェクトの成功とは何か問う。 ＊人口減に対する移住定住対策、空き家対策も含め、具体策を聞く。 ＊中心市街地の空き家、空き店舗を貸し出すと聞いていたが、現在の状況、今後の展開について聞く。 2. 当面する課題について ＊健康寿命延伸への取り組みについて、各地域の公民館や空いた施設に健康器具の設置など検討できないか、学校統	9 6 9 7 9 9 9 9 1 0 0 1 0 0 1 0 1 1 0 3 1 0 3 1 0 4 1 0 6 1 0 6 1 0 7

		合による空き教室に健康増進器具を設置して、各地域の皆様が通いやすく活用しやすい仕組みづくりができないか聞く。 ＊学校給食センター整備事業について、予定地の周辺は狭隘な道路が多く、照明設備も整備されていない。地元住民への安全対策として市道と照明設備の整備ができないか聞く。 ＊須崎総合高校への新設市道整備について、避難道としても期待される市道新設整備のタイムスケジュールを聞く。 ＊水道課の上下水道課への変更について、変更する背景、水道料金の今後の見通し、そして今後、水道事業等に大きな変化、変更はないのか聞く。	1 0 8 1 0 9 1 1 0 1 1 0
7	3 番 宮田志野	1. 市長の政治姿勢について ＊政治資金パーティーをめぐる裏金事件によって政治がゆがめられてきたのではないかと、市長の認識を問う。 ＊裏金は何に使ったのか、誰の指示で行われたのか、全てを明らかにすることが求められているのではないかと、所見を問う。 ＊公職選挙法違反になるのではないかと、所見を問う。 ＊金権腐敗の根を絶つには、全面禁止が必要ではないかと、所見を問う。 ＊史上空前の内部留保を抱えている状況からも、全国的な賃上げをして国民に還元すべきではないかと所見を問う。 2. 特定利用空港・港湾について ＊須崎港が指定候補になったことについて、市民に対しての説明は何もされていない。今後どう取り組んでいくのか市長に聞く。 ＊指定港湾となることで米軍が利用する可能性が高まるのではないかと。担当課長に聞く。 ＊自衛隊や海上保安庁が特定利用空港・港湾を利用する際に、弾薬等の危険物も取り扱うのか聞く。 ＊須崎港が軍事目標となることが懸念されるが、市長の認識を問う。 ＊特定利用港湾の軍事利用が予想されるのではないかと、市長に聞く。 ＊現在行っている工事に変更はあるのか、予算額はいつ公表されるのか、市で対象となる港湾整備に関わる事業はあるのか聞く。 ＊港湾の利用者や会社や地元住民への説明と合意が必要ではないかと。市長の所見を問う。 ＊特定利用港湾指定は戦争の放棄を掲げた憲法をも壊すものではないかと。市長に問う。 3. 小中学校統合について ＊浸水区域にある学校に通わせることに、子供に説明がつかないという親の声がある。教育長に説明を求める。 ＊上分地区の地元住民の理解を得られていない統合はやめるべきだと考えるが、教育長の所見を問う。 4. 当面する課題について ＊食品衛生加工継続支援事業について、事業内容と申請方	1 1 1 1 1 2 1 1 2 1 1 3 1 1 3 1 1 4 1 1 5 1 1 5 1 1 6 1 1 6 1 1 7 1 1 7 1 1 8 1 1 9 1 2 0

		法について聞く。 ＊森林環境譲与税を活用した支障木伐採補助金制度を設けている自治体は幾つあるか、制度の創設を検討できないか担当課長に聞く。 ＊高齢者へのタクシーチケット予算の拡充の内容について担当課長に聞く。 ＊男女共同参画社会の実現に向けての啓発活動に取り組む事を求め、副市長に聞く。	1 2 1 1 2 2 1 2 2 1 2 3
	(関連質問) 4 番 杉山愛子	○軍事利用されることになった場合、特定利用港湾としての指定は取り消せるのか市長に聞く。 ○特定利用港湾指定に対する市民への説明責任に関して市長に問う。	1 2 5 1 2 5
8	8 番 佐々木學	1. 市長の政治姿勢について ①南海トラフ巨大地震対策について ＊市長は心にどのような計画を持っているのか、地震、津波の後、生き残った人にどのように寄り添うのか。 ＊有事を考えると元ゆたかの土地に莫大なお金をつぎ込むことは無駄ではないか。 ＊津波で生き残った人にすぐに手厚い援助を望む。 ＊人に優しい須崎市をつくってほしい。 ②高台開発について ＊費用負担の少ない候補地は須崎市にあるのか聞く。 ＊小規模住宅地開発での予定戸数は何戸か、また将来の大規模開発地とのリンクはあるのか聞く。 ＊大規模高台開発における国への働きかけの具体的方法やどれくらいのスパンを想定しているのか聞く。 ③市街地の防犯灯について ＊日常や災害時の避難などの観点から総点検して、計画的に整備する必要があると思うが、所見を問う。 2. 南海トラフ巨大地震対策について ＊本市の耐震対策や事前復興まちづくり計画について、課題の明確化と今後の取り組みについて、担当課長の所見を聞く。 ＊住宅耐震改修事業の具体的な内容及び数値目標について聞く。 3. 子育て支援について ＊高知県の取り組みに歩調を合わせ、人口減少対策に本格的に取り組む必要があると思うが、市長の所見を問う。 4. 物価高対策について ＊定額減税や非課税世帯の7万円給付が受けられないはざまの所得層への迅速かつ丁寧な対応について聞く。 ＊地域の実情を踏まえた物価高対策の迅速な実施について担当課長に聞く。 5. ふるさと納税について ＊基金を活用した事業に関して、広報での情報公開が不十分ではないか。 ＊中間事業者への手数料は定額か定率か。定率ならば支払金額について聞く	1 2 7 1 2 7 1 2 7 1 2 7 1 3 0 1 3 2 1 3 3 1 3 3 1 3 4 1 3 6 1 3 6 1 3 7 1 3 7 1 3 9 1 3 9

		*ふるさと納税の基金を活用した事業について、市民からもアイデアを募る考えはないか聞く。 *返礼品事業者の拡大について、取り組みを強化するにはどうすべきか聞く。	1 3 9 1 3 9
--	--	---	---------------------------

第４８２回須崎市議会３月定例会議決一覧表（参考資料）

１．議案関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第 １ 号	専決処分の承認について	原案承認	R6. 3. 22
市議案第 ２ 号	須崎市海のまちづくり推進施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 ３ 号	須崎市お試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 ４ 号	須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 ５ 号	須崎市監査委員の事務執行に関する条例及び須崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 ６ 号	須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 ７ 号	須崎市心身障害児（者）福祉年金条例の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 ８ 号	須崎市水道給水条例及び須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 ９ 号	須崎市漁港管理条例の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 10 号	須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 11 号	須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 22

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第 1 2 号	須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 1 3 号	須崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 1 4 号	須崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 1 5 号	須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 1 6 号	専決処分の承認について	原案承認	R6. 3. 22
市議案第 1 7 号	令和 6 年度須崎市一般会計予算について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 1 8 号	令和 6 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 1 9 号	令和 6 年度須崎市バス事業特別会計予算について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 2 0 号	令和 6 年度須崎市スクールバス特別会計予算について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 2 1 号	令和 6 年度須崎市国民健康保険特別会計予算について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 2 2 号	令和 6 年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 2 3 号	令和 6 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決	R6. 3. 22

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第 2 4 号	令和 6 年度須崎市介護保険特別会計予算について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 2 5 号	令和 6 年度須崎市水道事業会計予算について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 2 6 号	令和 6 年度須崎市下水道事業会計予算について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 2 7 号	令和 5 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 2 号）について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 2 8 号	令和 5 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 2 9 号	令和 5 年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 3 0 号	令和 5 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 3 号）について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 3 1 号	指定管理者の指定について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 3 2 号	指定管理者の指定について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 3 3 号	指定管理者の指定について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 3 4 号	指定管理者の指定について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 3 5 号	指定管理者の指定について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 3 6 号	須崎市農業委員会委員の任命について	原案同意	R6. 3. 13
市議案第 3 7 号	須崎市農業委員会委員の任命について	原案同意	R6. 3. 13
市議案第 3 8 号	須崎市農業委員会委員の任命について	原案同意	R6. 3. 13

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第 3 9 号	須崎市農業委員会委員の任命について	原案同意	R6. 3. 13
市議案第 4 0 号	須崎市農業委員会委員の任命について	原案同意	R6. 3. 13
市議案第 4 1 号	須崎市農業委員会委員の任命について	原案同意	R6. 3. 13
市議案第 4 2 号	須崎市農業委員会委員の任命について	原案同意	R6. 3. 13
市議案第 4 3 号	須崎市農業委員会委員の任命について	原案同意	R6. 3. 13
市議案第 4 4 号	須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 4 5 号	債権の放棄について	原案可決	R6. 3. 22
市議案第 4 6 号	須崎市教育長の任命について	原案同意	R6. 3. 13
市議案第 4 7 号	須崎市副市長の選任について	原案同意	R6. 3. 22
議会議案第 1 号	須崎市議会基本条例の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 6
議会議案第 2 号	訪問介護事業所への支援を求める意見書の提出について	原案可決	R6. 3. 22
議会議案第 3 号	子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出について	原案否決	R6. 3. 22
議会議案第 4 号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備支援を求める意見書の提出について	原案可決	R6. 3. 22
議会議案第 5 号	須崎市の特定利用港湾の指定を受け入れ港湾施設の早期の機能強化に向けた実現を求める意見書の提出について	原案可決	R6. 3. 22

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
議会議案第 6 号	須崎市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R6. 3. 22

2. 請願・陳情関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
陳情第 1 0 号	子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書	不採択	R6. 3. 22
陳情第 1 2 号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	趣旨採択	R6. 3. 22